

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する 取りまとめ（第3次）（案）」に対する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和6年10月25日（金）から令和6年11月15日（金）まで
- 提出意見件数：104件（放送関係事業者等：53件、その他法人・団体：13件、個人：38件）
- 意見提出者：

○ 放送関係事業者等 【53件】 （意見提出順）

日本放送協会、日本テレビ放送網株式会社、RKB毎日放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社テレビ愛媛、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム東京、石川テレビ放送株式会社、株式会社文化放送、青森放送株式会社、北海道放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、四国放送株式会社、朝日放送テレビ株式会社、株式会社放送衛星システム、株式会社BS日本、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、JCOM株式会社、株式会社テレビ宮崎、株式会社テレビ西日本、札幌テレビ放送株式会社、株式会社CS日本、福井放送株式会社、中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ、株式会社CBCラジオ、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社TBSテレビ、株式会社静岡第一テレビ、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社鹿児島読売テレビ、西日本放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、株式会社STVラジオ、SCサテライト放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、OC0株式会社、株式会社テレビ朝日ホールディングス、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社フジテレビジョン、株式会社高知放送、スカパーJSAT株式会社、一般社団法人衛星放送協会、株式会社山梨放送、鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社MBSラジオ、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社GAORA、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社毎日放送、株式会社MBSメディアホールディングス、株式会社QVCサテライト

○ その他法人、団体 【13件】 （意見提出順）

放送の自由は大事やないか研究会、株式会社Jストリーム、株式会社ワイズ・メディア、東日本電信電話株式会社、一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会、一般社団法人日本レコード協会、西日本電信電話株式会社、株式会社電通、ソフトバンク株式会社、株式会社博報堂DYメディアパートナーズ、株式会社radiko、KDDI株式会社、アマゾンジャパン合同会社

○ 個人 【38件】

No	意見【意見提出者名】	本検討会の考え方	修正の有無
全体的事項			
1	<p>○ 総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、メディア関係者の意見を十分に尊重していただき、加えて、地域が置き去りにされるようなことが無いように今後の放送政策を立案していくことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>本検討会としても、放送制度の在り方を検討するに当たっては、地方の視点も必要であると考えており、御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
2	<p>○ 放送の概念の検討とは、多様な伝送手段による新たな公共メディアサービスの姿を考える行為とも言えます。今後の検討にあたっては、これまで民間放送が積み上げてきた信頼と、信頼に裏打ちされたビジネス基盤を不当に棄損しないよう、慎重な制度設計を要望します。</p> <p>この度の意見募集は、「放送の将来像」からはじまり、「小規模中継局等のブロードバンド代替」、「放送コンテンツの制作・流通の促進」など、放送の未来の在り様について議論され、纏められたものです。放送の将来に係る重要な内容がたくさん含まれているにも関わらず、その募集期間が僅か3週間であることはとても残念です。今後、このように重要で多岐にわたる内容の場合、せめて1カ月程度はお時間をいただけるよう、要望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、本案は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、本案に対する意見募集は任意の意見募集として実施したものであるため、本検討会がこれまでの議論を公開で行ってきたこと等を踏まえ、今回の意見募集期間を設定したものです。また、本案を踏まえて総務省が命令等を定めようとする場合は同法に従い意見募集を実施します。</p>	無
3	<p>○ 検討会において、急速なデジタル化など社会環境の大きな変化の中で、放送が社会的な役割を果たすための、目下の課題への対処だけでなくその先を見据えた放送の将来像についての重要な議論が重ねられて来ました。放送の価値である「表現の自由の下での健全な民主主義の発達に寄与し、公共性ある信頼される基幹メディアとしての社会基盤」を尊重しつつ、伝送手段の多様化を推進しながら、放送の在り方についての未来への研究が引き続き進められて行くことに期待いたします。</p> <p>放送のエコシステムが健全に循環して行くためには、検討会で取り組まれました、放送に関わる低廉化、効率化の議論に加え、広告収入を維持して行くための対応策についての検討が重要であると考えます。視聴データの利活用に向けた制度整備についての検討など、広告収入拡大へ</p>	<p>本検討会としても、放送がその役割を果たす上で不可欠なコンテンツは、一定の編集責任と経営基盤の下で、収入を確保し、人的・財政的な資源を投じて制作してこそ提供可能であると考えており、御意見については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	つながる議論がさらに活性化して行くことを期待いたします。 【株式会社博報堂DYメディアパートナーズ】		
4	○ 近年の社会環境の変化などを踏まえた理解は一切出来てない。 そのため、記載されている政策のすべて税金の無駄になるため、放送局への支援などは一切せず、民放が経営破綻するのを放置するのが正解である。 【個人14】	本案は、社会全体でデジタル化が急速に進展し、情報の伝送手段が多様化した一方で、情報空間の健全性を確保するとともに、公衆の相互理解や対話を促進することなどが課題となっていることなどの社会環境の変化を踏まえた検討を行った結果を述べたものとなっています。	無
はじめに			
5	○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」親会及び4つの下部組織では、第一次・第二次とりまとめに続き、放送業界にとって非常に重要かつ広範囲な議論が行われたと認識しています。 本取りまとめ案では、社会環境がめまぐるしく変化する中で「取材に基づく信頼性の高い情報を提供する放送事業者への期待が一層高まっている」と指摘しており、当社もその責務を深く認識し期待に応えるべく、今後も信頼ある情報発信に真摯に努めてまいります。 上記の認識のもと、以下に意見を述べます。 【株式会社毎日放送】	本検討会を通じて放送界から放送の社会的な役割をこれからも担う決意があることを聴取できたことは意義深いと考えています。	無
6	○ 放送の将来的な役割を果たすために、直ちに結論を出すことが困難な検討課題に取り組んだことに賛同します。ただし、これらの検討課題は放送が直面する危機的な状況にどう対処すべきか業界として打開策を迫られている事項ばかりであり、「重要な一步を踏み出す」ことに留まらず、今後早急に制度の抜本的改革について検討を進め、結論を出していただくことを希望します。 【株式会社ワイズ・メディア】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 本検討会としても、放送の将来像について更なる検討を速やかに進めていくべきであると考えています。	無
7	○ 本検討会において、「直ちに結論を出すことが困難な検討課題に新たに取り組んだ。引き続き検討を進めていく必要はあるものの、重要な一步を踏み出せたと考えている。」とあるように、さまざまな検討を行ってきたことに対し、構成員はじめ関係者の皆様に謝意を表します。また、第25回の検討会において、弊社から発言の機会を設けて頂いたことに改めて御礼申し上げます。今回の取りまとめ（第3次）がこれまでと同様、今後の放送政策を進めるにあたり重要な指針となることを期待します。 【株式会社radiko】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

第1章 放送の将来像

8	<p>○ 本検討会の過去2回の取りまとめでは、民放に関する資本規制の緩和やNHK・民放による放送設備の共同利用など、視聴環境の多様化など放送業界全体が大きな変革期を迎えている中で、実効性のある重要な論点が提起され、順次制度設計が実施されてきました。今後の検討に当たっても、放送事業者が時代に即した役割を果たしていけるよう、そしてそのためには視聴者やスポンサー、株主などの様々なステークホルダーのニーズを確実に反映させられるよう、現実的な議論が継続されることを要望します。</p> <p>本取りまとめ案には、</p> <ul style="list-style-type: none">・放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を検討する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある、・更なる検討を速やかに進めていくべきであり、その際には編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要である——などと記載されました。 <p>また、放送を従来の「伝送路」ではなく、「公益性」・「役割」で再定義する問題提起が議論の過程であった他、自民党の情報通信戦略調査会など政治の側からも同様の問題提起がありました。</p> <p>ネット結線のいわゆるコネクテッドテレビの急速な普及など、視聴環境が多様化し、放送コンテンツが電波だけではなくネットの伝送路によって視聴されることも多くなっている現実に照らして放送を再定義することは今後の重要な課題であり、放送の将来像の一要素として議論することに異論はありません。</p> <p>また、フェイクニュースに代表される偽・誤情報への対応は非常に重要なテーマであり、放送事業者がネット空間でも放送と同様に果たすべき役割・責任が一層重視されることも当然ですが、「優遇措置」の前提として放送事業者に過度な義務や規制が発生し、言論の自由に悪影響が及ばないようにするなど、バランスの取れた議論が不可欠となります。</p> <p>さらに現在の民放のビジネスモデルやネットワークの構造が、伝送路が電波であることに依拠して成り立っていることから、電波以外の伝送路を</p>	<p>放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などの多岐にわたる論点を一体的に議論することや関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えており、御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
---	--	--	---

前提とした放送の将来像を論ずることは、民放の放送事業、経営の根幹にかかわるものであり、丁寧かつ精緻な議論が不可欠となります。民放各社の意見や要望などを十分に汲み上げ、民放が今後もその社会的な役割を果たすためにも、ビジネスの観点からも最適な方向性が見出せることが大前提となるべきと考えます。

総務省の検討会や関連のワーキンググループなどの場では、イギリスをはじめとする欧州各国の法制度化に関わる動向についても議論されてきました。世界的な潮流は適切に参考にしつつも、各国における制度や視聴習慣といった基礎的な違いも踏まえて、日本の放送事業に見合った制度設計が進むことが重要です。

特に、伝送路をネットによりシフトしていく場合には、著作権法など、放送法以外の法令との整合性が重要となります。そうした課題についても省庁間の連携も含め、場合によっては必要な法整備をするなど、これまで以上の丁寧かつ精緻な検討が進むことを要望します。

放送の将来像を論ずる上では、権利処理の円滑化、プロミネンス、視聴データ利活用など、様々な具体的なテーマと向き合う必要があります。放送の再定義、という言葉や概念が独り歩きしないよう、行政と放送事業者によって共通のゴールイメージが見出せるよう要望します。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

- 情報の伝送手段が多様化し、放送コンテンツが電波だけでなくインターネットによって視聴されることも多くなっている現状を踏まえると、放送を再定義することは今後の重要な課題であり、放送の将来像に関する一つの要素として議論することは必要と考えます。ただ、今の民放のビジネスモデルやネットワークの構造電波を使用することに依拠して成り立っています。電波以外の伝送路を前提とした放送の将来像を論ずることは、民放の放送事業や経営の根幹に関わるものであり、丁寧かつ精緻な議論が不可欠となります。民放が今後も社会的な役割を果たすためにも、ビジネスの観点からも、最適な方向性を見いだせることが大前提となるべきと考えます。

【青森放送株式会社】

○ 本取りまとめには、▽放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を検討する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある、▽更なる検討を速やかに進めていくべきであり、その際には編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要である——などと記載されました。こうした議論は民放事業・民放経営の根幹にかかわるものであり、その将来にきわめて大きな影響を及ぼす可能性がありますので、結論を急がず、各地域、各社事情なども十分に配慮した上で、精緻な議論を尽くすべきです。

スマートフォンをはじめとしたスマートデバイスでのテレビ由来コンテンツの視聴や、コネクテッドテレビ（CTV）の普及によるテレビ端末でのOTT視聴などが急速に拡大する中、放送局制作の番組・コンテンツが視聴される形も多様化してきました。インターネット経由の視聴スタイルが増える現状を踏まえ、放送の将来像を再定義するという考えについては、大義の一部としては理解できます。

現在の民間放送事業者は「放送」の高品質かつ同時性と信頼性の高い伝送方法である「電波」によるビジネスモデルが、視聴者や広告主、株主からも信頼を得ています。インターネットなど放送以外の伝送路において放送の将来像を定義することは、民間放送事業者としての経営や事業戦略の根幹に関わるものであり、地域性や各社事情を十分に考慮し、民間放送事業者各社の意見や要望を必ず尊重した上で、公共性と事業性の両立を前提として、最適な方向性を検討すべきと考えます。

本検討会第30回会合（10月22日開催）において指摘があったとおり、放送コンテンツ配信の著作権処理の円滑化、プロミネンス、視聴データ活用の環境整備などを議論することは必要と考えます。とりわけ、視聴データにおいては、視聴者のプライバシー保護には十分配慮しつつ、放送事業者による視聴データの共同利用環境の整備が喫緊の課題であると考えます。

本検討会の議論では、英国を中心とした海外事例を参照にする場合が多く見られますが、日本において放送はその視聴習慣の高さから、情報伝達・ビジネスともに独自の発展を遂げてきた部分も多く、制度や視聴習

慣、商習慣の違いも踏まえて制度設計を検討すべきと考えます。また、今後の制度設計の完成目標においては、行政・民間放送事業者・公共放送ともに異論のないものとなるように議論を進めていただきたいと要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 本検討会の過去2回の取りまとめでは、民放に関する資本規制の緩和やNHK・民放による放送設備の共同利用など、視聴環境の多様化など放送業界全体が大きな変革期を迎えている中で、実効性のある重要な論点が提起され、順次制度設計が実施されてきました。今後の検討に当たっても、放送事業者が時代に即した役割を果たしていけるよう、そしてそのためには視聴者やスポンサー、株主などの様々なステークホルダーのニーズを確実に反映させられるよう、現実的な議論が継続されることを要望します。

ネット結線のいわゆるコネクテッドテレビの急速な普及など、視聴環境が多様化し、放送コンテンツが電波だけではなくネットの伝送路によって視聴されることも多くなっている現実に照らして放送を再定義することは今後の重要な課題であり、放送の将来像の一要素として議論することに異論はありません。

また、フェイクニュースに代表される偽・誤情報への対応は非常に重要なテーマであり、放送事業者がネット空間でも放送と同様に果たすべき役割・責任が一層重視されることも当然ですが、「優遇措置」の前提として放送事業者に過度な義務や規制が発生し、言論の自由に悪影響が及ばないようにするなど、バランスの取れた議論が不可欠となります。

現在の民放のビジネスモデルやネットワークの構造が、伝送路が電波であることに依拠して成り立っていることから、電波以外の伝送路を前提とした放送の将来像を論ずることは、民放の放送事業、経営の根幹にかかわるものであり、丁寧かつ精緻な議論が不可欠となります。民放各社の意見や要望などを十分に汲み上げ、民放が今後もその社会的な役割を果たすためにも、ビジネスの観点からも最適な方向性が見出せることが大前提となるべきと考えます。

総務省の検討会や関連のワーキンググループなどの場では、イギリスをはじめとする欧州各国の法制度化に関わる動向についても議論されてきました。世界的な潮流は適切に参考にしつつも、各国における制度や視聴習慣といった基礎的な違いも踏まえて、日本の放送事業に見合った制度設計が進むことが重要です。

伝送路をネットによりシフトしていく場合には、著作権法など、放送法以外の法令との整合性が重要となります。そうした課題についても省庁間の連携も含め、場合によっては必要な法整備をするなど、これまで以上の丁寧かつ精緻な検討が進むことを要望します。

放送の将来像を論ずる上では、権利処理の円滑化、プロミネンス、視聴データ利活用など、様々な具体的なテーマと向き合う必要があります。放送の再定義、という言葉や概念が独り歩きしないよう、行政と放送事業者によって共通のゴールイメージが見出せるよう要望します。

【札幌テレビ放送株式会社】

○ 本取りまとめ案には、

・放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を検討する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある。

・更なる検討を速やかに進めていくべきであり、その際には編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要である。

などと記載されました。

こうした議論は民放の放送事業、経営の根幹にかかわるものであり、その将来にきわめて大きな影響を及ぼす可能性があります。

放送事業者が、時代に即した役割を果たしていけるよう、結論を急がず、現実的で精緻な議論を尽くすべきです。

コネクテッドテレビの普及など、視聴環境が多様化し、放送コンテンツが電波だけではなくネットの伝送路によって視聴されることも多くなっている現実に照らして、放送を再定義することは今後の重要な課題であり、放送の将来像の一要素として議論することに異論はありません。

偽・誤情報への対応は非常に重要なテーマであり、放送事業者がネット

空間でも放送と同様に果たすべき役割・責任に一層重視されることも当然ですが、「優遇措置」の前提として放送事業者に過度な義務や規制が発生し、言論の自由に悪影響が及ばないようにするなど、バランスの取れた議論が不可欠となります。(NTV)

現在の民放のビジネスモデルやネットワークの構造が、伝送路が電波であることに依拠して成り立っていることから、電波以外の伝送路を前提とした放送の将来像を論ずることは、民放の放送事業、経営の根幹にかかわるものであり、丁寧かつ精緻な議論が不可欠となります。放送を取り巻く環境が変化する中、民間放送事業者の意見や要望などを十分に汲み上げ、民間地方放送事業者が各地域において引き続きその社会的役割を果たし続けるためにも、ビジネスの観点からも最適な方向性を見出せることが大前提となるべきと考えます。

伝送路をネットによりシフトしていく場合には、著作権法など、放送法以外の法令との整合性が重要となります。そうした課題についても省庁間の連携も含め、場合によっては必要な法整備をするなど、これまで以上に丁寧かつ精緻な検討が進むことを要望します。

放送の将来像を論ずる上で、地域情報・地域ジャーナリズムをプロフェッショナルとして担う主体として、民間地方放送事業者の持続可能性を考慮いただきたいと考えます。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 現在の民放のビジネスモデルやネットワークの構造が、伝送路が電波であることに依拠して成り立っているため、電波以外の伝送路を前提とした放送の将来像を論ずることは、民放の放送事業、経営の根幹にかかわり、丁寧かつ精緻な議論が不可欠です。民放各社の意見や要望等を十分に汲み上げ、民放各社が今後も社会的な役割を果たすためにも、ビジネスの観点からも最適な方向性を見つけることが大前提と考えます。

総務省の検討会や関連のワーキンググループなどの場では、海外の事例を元に議論されましたが、各国における制度や視聴習慣といった基礎的な違いを踏まえて、日本の放送事業により見合った制度設計が進むことが重要と考えます。

放送の将来像を論ずる上では、権利処理の円滑化、視聴データ利活用な

ど、様々な具体的なテーマと向き合う必要があり、放送の再定義という言葉や概念だけが独り歩きしないよう、行政と放送事業者ともに共通のゴールイメージが見出せるよう要望します。

【西日本放送株式会社】

- 放送の将来像および放送の概念の再定義・再構成を検討するにあたっては、受信料制度を基盤とする公共放送NHKと、広告等による収入を基盤とする民間放送事業者の違いを踏まえた上で、議論を進めていただくことを求めます。

一方で、本検討会で指摘があったように、放送コンテンツ配信の著作権処理の円滑化、プロミネンス、視聴データ活用などの課題を一体的に議論する必要があると考えており、広く民放事業者の意見をくみ上げ、精緻な検討を行っていただくことを要望します。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 本取りまとめには、▽放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を検討する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある、▽更なる検討を速やかに進めていくべきであり、その際には編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要である——などと記載されました。こうした議論は民放事業・民放経営の根幹にかかわるものであり、その将来にきわめて大きな影響を及ぼす可能性がありますので、結論を急がず、精緻な議論を尽くすべきです。

本検討会第30回会合（10月22日開催）において指摘があったとおり、放送コンテンツ配信の著作権処理の円滑化、プロミネンス、視聴データ活用の環境整備などを、まとめて議論することは有意義であり、民放事業者も議論を深めたいと考えます。検討の再開に当たっては、ローカル局のコンテンツにも留意して広く民放事業者の意見を汲み上げ、丁寧な審議を行っていただくことを要望します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

○ 本検討会における第1～3次取りまとめにおいては、民放連や各社からの要望も踏まえて、放送業界にとって重要かつ非常に広範囲にわたる議論や検証を進め、実効性のある重要な論点が提起されながら順次制度設計が実施されてきました。今後の検討に当たっても、放送事業者が時代に即した役割を果たしていけるよう、視聴者やスポンサー、株主などの様々なステークホルダーのニーズを確実に反映させられるよう、現実的な議論が継続されることを要望します。

デジタル時代において視聴環境は多様化し、視聴者の期待に応ながらもコスト軽減と放送の価値をインターネット空間にいか浸透させて行くかがローカル放送事業者にとって急務な課題と捉えています。電波以外の伝送路を前提とした放送の将来像を論ずることは、民放の放送事業、経営の根幹にかかわるものであり、地域の民主主義の発展、地域創生の推進におけるローカル局の役割を恒久的に担うために、特にローカル放送事業者にとって経営的な安定性を担保するための施策となるよう要望します

【株式会社山梨放送】

○ 第1次、第2次の取りまとめにおいて、民放の資本規制の緩和やNHK・民放による放送設備の共同利用など、放送事業者とりわけ県域免許であるローカル局として経営の選択肢の幅を広げることのできる重要な論点が提起され、順次制度設計が実施されてきたことは歓迎すべき点です。

今後の検討にあたっては、放送事業者とりわけ県域免許であるローカル局として、時代や地域のニーズに即した役割を果たしていけるよう、そしてそのためにも視聴者やCMスポンサー、また株主など多くの利害関係者の要望を確実に反映させられるよう、現実的な議論が継続されることを要望します。

本取りまとめ案に記載された

・放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を検討する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある、

	<p>・更なる検討を速やかに進めていくべきであり、その際には編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要である——などは重要な視点です。</p> <p>特にフェイクニュース等の偽・誤情報への対応は非常に重要なであり、インターネットネット上においても、放送事業者が通常の放送と同様に果たすべき役割・責任がこれまで以上に重視されることも当然と考えます。しかしながら「優遇措置」の前提として放送事業者に過度な義務や規制が発生すること、言論の自由に悪影響が及ばないようにすることなど、バランスの取れた議論が不可欠と考えます。</p> <p>電波による放送が現在の民放のビジネスモデルであり、ネットワークを形成する根幹ですが、電波以外の伝送路を前提とした放送の将来像を論ずることは、ネットワークを形成する県域ローカル民放局の放送事業のビジネスモデル、ひいては経営の根幹に大きく影響を及ぼすものであることから、慎重かつ丁寧な議論が不可欠だと考えます。</p> <p>民放各社の意見や要望などを十分に汲み上げ、地域に根差したローカル局が今後もその社会的な役割を果たすためにも、ビジネスの観点も踏まえ、最適な方向性が見出せることが大前提であるべきと考えます。</p> <p>電波以外の伝送路、特にインターネット空間においては著作権法など、放送法以外の法令との整合性が重要となります。そうした課題についても省庁間の連携も含め、場合によっては必要な法整備をするなど、これまで以上の丁寧かつ精緻な検討が進むことを要望します。</p> <p>放送の将来像を論ずる上では、権利処理の円滑化、プロミネンス、視聴データ活用、ビジネスモデルの観点、各地域それぞれの事情など、様々な具体的なテーマと向き合う必要があります。放送の再定義、という言葉や概念が独り歩きしないよう、行政と全ての放送事業者が、ともに共通のゴールイメージが見出せるように要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>		
9	<p>○ 第3次取りまとめの第1章1(2)の中で、弊社を含む石川県内の民間放送局等に関し「関係者の高い使命感の下で、被災地の放送ネットワークや受信環境、取材網の維持が図られ、災害放送が行われた」として、「基幹メディアとしての放送の重要性が再認識された」と評価されたことに感謝の意を表します。</p>	<p>本検討会としても、放送制度の在り方を検討するに当たっては、地方の視点も必要であると考えており、御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>そのうえで、インターネットの進展で放送の概念の書き換え論議が行われた状況の中で、第1章3で言及された放送の担い手に対する優遇措置（プロミネンス等）について、弊社のようなローカル局にも目配りをいただき経営上の効果がもたらされるよう、引き続き論議いただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【石川テレビ放送株式会社】</p>		
10	<p>○ 「放送」は公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であり、周波数の割り当て等により寡占性を維持してきましたが、多様な伝送手段によりその社会的役割がより良く果たされるように再構成されることは適切だと考えます。</p> <p>しかし、制約のないインターネットによって生じる様々な課題に対応し、民主主義に寄与する、信頼できるメディアであり続けることは困難です。</p> <p>今後も放送法や電波法を遵守しながら、情報空間において一定の編集責任を果たし、社会的な役割を継続するためには、これまでの寡占性に代わるプロミネンスや権利処理、NHKの協力などによる優遇によって経営基盤を確保することが不可欠と考えます。</p> <p>総務省においては、放送事業者の実情を考慮し、本取りまとめに基づく調査と検討を早急に行うことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などの多岐にわたる論点を一体的に議論することが重要であり、その上で、更なる検討を速やかに進めていくべきであると考えています。御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
11	<p>○ 本取りまとめ案における放送の概念や見直しの議論は、今後の放送制度の基盤に関わる重要な課題であると認識しています。放送事業者が時代に即した役割を果たせるよう、視聴環境や技術の進展に適した制度や仕組みの見直しが行われることを期待します。</p> <p>放送の将来像の議論を進めるにあたっては、権利処理の円滑化、プロミネンスの確保、視聴データの利活用といった課題にも積極的に取り組むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ宮崎】</p> <p>○ 放送の概念・定義について検討するにあたっては、放送コンテンツに対する国民・視聴者のアクセス機会を確保し、放送コンテンツを視聴者に届けるための伝送手段を拡大する、という目的を明確にするべきだと</p>	<p>放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などの多岐にわたる論点を一体的に議論することが重要であると考えており、御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>考えています。放送の「社会的な役割」を鑑み、国民・視聴者のニーズも踏まえたうえで、民放事業者の広告ビジネスの実態を踏まえた議論を進めていくべき、と考えております。</p> <p>総務省・デジタル時代の放送制度検討会で構成員から指摘された「放送をインターネット配信する際の障害になっていることが、クリアになる」「著作権の処理も含めて整備する」という観点が重要であり、インターネット配信に伴う著作権処理の円滑化ということ、最も重要視するべきだと考えています。</p> <p>放送コンテンツに関する「プロミネンス」「優遇措置」については、インターネット上で放送コンテンツを優位に表示するための具体的な要件などについて、積極的に検討を進めていただきたいと思います。配信に伴う著作権処理、コンテンツの内容に対して新たな規律を課せられることがないかなど、多岐に渡る論点が重なり合っているため、それぞれの課題を順番に整理していくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>		
12	<p>○ 放送の社会的役割について、一定の編集責任と経営基盤の下で良質なコンテンツを供給する構造が「伝送手段が多様化しても基本的に変わらない」との認識に共感します。条件不利地域などで「通信」で放送を補完する場合も、放送事業者としての役割・機能を果たしていくべきものと考えます。</p> <p>一方、多様化する伝送手段において「一定の編集責任が果たされることを前提として、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇する効果」の議論を深めるとされていますが、放送事業者への過度な義務や制約が「プロミネンス」などの前提条件にならないよう、「将来像」とは議論を切り分けて検討されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、放送がその社会的な役割を果たす上ではコンテンツの質の確保が不可欠であることに鑑みれば、放送の将来像を検討するに当たって良質なコンテンツが提供される構造を踏まえることは必要であり、編集責任や優遇措置などについては、一体的に議論することが重要であると考えています。</p>	無
13	<p>○ 「将来的な放送の在り方」「放送の将来像について引き続き検討を進めて行くことが必要」「多様な伝送手段によりその役割がより良く果たされるように再構成される方向に向かっていく」との記載がある。</p> <p>「放送」が果たすべき役割・機能はこれからも守るべきだが、放送局が受ける「規律の在り方」は、2つに分ける必要がある。</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、放送がその社会的な役割を果たす上で不可欠なコンテンツの質の確保については、それぞれの放送事業者において視聴者の意見を取り入れながら適切に図られるものであると考えています。</p>	無

	<p>1つ目は条件不利地域などで、放送の補完として「通信」を活用する場合だ。</p> <p>その地域の住民の要望に応えるために、電波を利用した際と同じ「規律」に従い、放送局としての役割を果たしていきたい。</p> <p>2つ目は、「電波以外の伝送路」を使ったコンテンツ配信に対してだ。</p> <p>放送局のコンテンツが、コネクテッドテレビを始めとした通信経由で視聴されることが増え、インターネット上での激しい競争に直面する中、たとえ「プロミネンス」を前提にするとしても、制約や義務などが、放送局に対し課されるべきではない。</p> <p>放送局への規律の在り方は、「将来的な放送の在り方」「放送の将来像」とは議論を分け、検討されるべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送は社会的・文化的役割を担っており、放送コンテンツをネットでもより多くの国民に届けることができるよう、現行の制度や仕組みをデジタル時代に合わせて見直すことを期待</p> <p>放送概念の見直しや再構成の議論に弊社は積極的に参画する</p> <p>編集責任とその在り方は放送事業者が自ら判断し、果たしていくものであり、検討の際は、コンテンツの内容規制をしないことが大前提</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>		
14	<p>○ 【前文】</p> <p>第3次取りまとめ案、見たで。キーワードは「伝送路」やな。インターネットの時代なんやから、放送局も電波だけやなく、もっとネットへ出ていきなはれ、おまけ付けたるから、ちゅうことやろ。</p> <p>NHKはネット進出が必須業務化されて、ネットでも受信料を取ってもええって、ごっついおまけが付いたやんか。けど、民放はどうなん。「優遇措置」いうてるのは、できもしないプロミネンスとか、ちんけなのばっかしや。放送では、電波の割り当てちゅうお得なんがあったのに、これじゃお話にならんで。親方日の丸のNHKと違うて、民放は商売なんやから、損するわけにはいかへん。</p> <p>「放送概念の見直し」いうてるけどな、民放は今でもやりたきゃネットやれるねん。なんで見直さなあかんの。そもそも、放送免許があるのは、電</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、放送に期待される価値をもたらし、それを発揮する放送の姿は変わり得るものであり、その観点から、放送の将来像について引き続き検討を進めていく必要があると考えています。</p> <p>また、放送がその社会的な役割を果たす上で不可欠なコンテンツの質の確保については、デジタル時代においても、それぞれの放送事業者において視聴者の意見を取り入れながら適切に図られるものであり、その上で、放送の将来像を検討するに当たっては、一定の編集責任と経営基盤の下で、良質なコンテンツが提供される構造も踏まえる必要があると考えています。</p>	無

波が希少やからやろ。ネットは希少性もへったくれもないんやから、規制も要らへん。ほっといてんか！ 誰が自分から手え挙げて、「縛ってえ」いうかいな。みんながお上のいうこときく思うたら、大間違いや。「国家による自由」の前に「国家からの自由」を確立せんならん。いま、規制が必要なのは、アメリカのどでかいプラットフォームの方やろ。総務省はんや経産省はんなんかが一緒になって、そっち頑張ってえな。

日本はよその国に比べて、地上放送の直接受信がと一っても多いやろ。しかも、災害大国やんか。伝送路をネットに絞ってまったら、地震や大雨のとき、大変なことになるで。総務省はんも視聴者のこと考えて、「放送ネットワークの強靱化」をもっと後押ししたらどや。

今いうてきたようなことを、これから検討会で議論せなあかんが、もう一つ大事なんは、誰が規制をするんかや。まともな国で政府が直接、放送や通信に指図してるところなんか、あらへんで。放送・通信を担当する独立行政機関をつくることこそ、真剣に検討するべきや。

【解説】

第3次取りまとめの章立てから、総務省の問題意識がうかがえる。第1章「放送の将来像」は多様な伝送手段、第2章「小規模中継局等のブロードバンド代替」は放送ネットワークの末端の通信への置き換え、第3章「ラジオ放送における経営の選択肢」はAM局の段階的廃止とradikoによる代替の可能性を、それぞれ提言している。第3章は既存の民放FM局を含むラジオ放送全体の課題としても述べられている。キーワードは「伝送路」であり、地上波の伝送路としての優位性が近年、相対的に低下しつつあることが背景にある。テレビ受像機のインターネットへの結線率は6割に達し、チューナーレステレビが売れ行きを伸ばす一方、録画再生機器の保有率は漸減傾向だ。

総務省は、今年の放送法改正でNHKのインターネットを使った情報発信を義務化（必須業務化）して、インターネット分野への進出を加速したいNHKを後押しした。次は民放事業者にネット進出の本格化を促す意図もみえる。取りまとめでは民放事業者の意欲を高める“優遇措置”として、プロミネンス（プラットフォーム上で情報を目立たせ、アクセス機会を確保する措置）、権利処理、視聴データの取り扱いを、ネット進出にあ

たつての“優遇措置”として提言している。

しかし、ちょっと待ってほしい。ネットサービスに受信料収入を充当できるNHKと異なり、民間企業である民放は採算がとれることが大前提となる。今般の取りまとめの議論の終盤で民放のネットサービスの採算性を重視する意見が目立つようになったとはいえ、放送における電波の割り当てに匹敵するような“優遇措置”をネット空間で創出できるのかは、甚だ疑問である。

検討会は意見募集のあとに、早期に議論を再開する方針とのことなので、私たちが重きを置く論点をいくつか挙げたい。

1点目は「放送概念の見直しの根拠となる立法事実」である。基幹放送が将来も多様な伝送路を使って役割を発揮できるようにすることが眼目とされるが、民放のネット進出に制度の制約はないにもかかわらず、あえて見直しが必要なのか、国民や社会にいかなる恩恵があるのかを明らかにすべきである。なにより日本の場合は、地上波放送が全国をくまなく網羅している実態があり、またテレビ放送の直接受信率がいまだ世帯の半分を占めるとされる。こうした地上波放送がいまだ国民の日常生活に深く浸透している状況は世界の中でも稀な実態であり、こうした伝送路の特異な現実こそが立法・政策の前提であるべきであって、こうした状況を踏まえた将来展望が必要ではないか。

2点目は「放送専用電波で情報を届ける意義」である。専用電波を使った放送の伝送路を通信ネットワークに置き換えていく将来像は、英国でも情報通信庁(Ofcom)が5月にレポートを公表している。伝送路を通信に集約することによる効率化の半面、大規模災害時に寸断するリスクを想定して情報の伝送路は複線化が望ましいとの見方がある。海外の動向を参考にだけでなく、日本が世界有数の災害大国であることを前提とした議論が欠かせない。先述した通りの「あまねく」放送を維持させるためには、これまでの議論の中心であったラストワンマイルと同等、もしくはそれ以上に地上波放送の維持のための政策立案が求められてはいないか。デジタル化あるいは通信との一体化に目を奪われ、日本独特の豊かな情報流通を確保するためのインフラ整備の可能性についての議論が不足している。

3点目は「通信・放送に関する規制主体の在り方」である。情報通信政策を統括する官庁の不在は大きな懸念材料だ。総務省が政策を打ち出して

	<p>も、従うのは免許・認定を受けている放送事業者だけという笑えない事態が万が一にも起きないようお願いしたい。また、放送局免許を審査・付与するのが独任制官庁の総務省であることはかねてから批判があり、本来は独立行政委員会を設置すべきだとの主張が憲法や言論法の専門家の間で根強くある。放送概念の見直しは、その議論を惹起することになる。</p> <p>インターネット上の情報にコンテンツ規律を適用できるかが、過去の通信・放送融合法制をめぐる議論の中心的なテーマだった。検討会の議論では、放送概念の見直しを経て規制と“優遇措置”の対象となるのは、一定の責務を果たすことを自ら宣言した事業者という、いわゆる“手挙げ方式”が提唱された。自らの意志で規制に服する方式を採ることで、規制主体の正当性を問う議論を回避する狙いがあるようにも見える。</p> <p>検討会は情報空間の健全性確保を目的に、その手段として放送事業者のネット進出の促進策を深掘りしてきた。議論の中では、国の重視する政策を達成するために、国家の介入を大幅に認めようとする主張が繰り返されている。根底にはいわゆる「国家による自由」論があり、ネット進出の“優遇措置”はその延長線上にある。事業者の自主自律を原則とする現行の放送制度からの転換を意味するもので、放送事業者はこのことにいっそう意識的であるべきだろう。総務省の別の検討会（デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）でも同様の観点からの「規制」が検討されており、流通する情報の中身をチェックすることに国が関与することの敷居を低くすることを結果として生むことになるだけに、目前の偽・誤情報対応にとどまらないより包括的な議論が求められる。</p> <p>最後に政府にお願いしたい。情報通信政策が省庁ごとに断片的なままでは、国内事業者の競争力強化が実現できず、結果的に海外の大規模プラットフォーム事業者を利することになってしまう。政府部内の立案と調整、関係者の奮闘努力に期待する。</p> <p style="text-align: center;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>		
15	<p>○ 国家権力によるメディア規制・コンテンツ介入を危惧する</p> <p>取りまとめ案は、「技術的な特性は相対化している」とし、「社会的な役割」によって放送を再定義する方向を提言し、放送に期待される社会的な役割の一つに「情報空間の健全性の確保」を挙げている。情報空間の健全</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、表現の自由については、憲法で保障された基本的人権の一つであるとともに、民主主義を担保するものであり、これを最大限尊重することは当然のことと考えていま</p>	無

	<p>性を担っているのは新聞・通信社を含めた様々な事業者であり、放送事業者だけにとどまらない。情報空間の健全性にかかわる議論を、放送に特化した形で展開することには違和感がある。</p> <p>加えて、とりまとめ案では「情報空間の健全性の確保」の担い手に対して、「編集責任に見合う形で優遇する」としている。現時点で「放送」への優遇措置の内容や効果は不明瞭だが、このまま議論が進めば、国家権力によるメディア選別が生じ、表現の自由に悪影響をもたらしかねないとの懸念がある。</p> <p>「社会的な役割」による「放送」の再定義の仕方次第では恣意的な解釈を招きかねず、結果として国家権力によるメディア規制・コンテンツ介入が起りかねない危険性をはらんでおり、極めて慎重な検討が必要だ。</p> <p>「メディアの多元性」が損なわれないよう慎重な検討を</p> <p>従来の放送制度では民放事業者とNHKを中心に、国民・視聴者の「知る権利」に応えるため、多様で豊かな情報を国民に届けてきた。また、新聞・通信社も全国各地で日常的かつ継続的に取材・報道活動にあたり、地域向け情報では地方新聞社やローカル局が重要な役割を担っている。偽・誤情報の拡散など情報空間の課題が顕在化する中、正確で信頼できる情報を発信する基盤となっている「メディアの多元性」の重要性は増しており、放送の二元体制はその主要な一部を構成している。</p> <p>デジタル時代に即した放送の将来像について問題意識や課題の共有すら十分とは言えないなか、拙速な議論によって信頼性の高い情報提供の基盤が損なわれることはあってはならない。今後の検討において、「メディアの多元性」を損なうことのないよう慎重な検討を求める。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>す。また、放送がその社会的な役割を果たす上で不可欠なコンテンツの質の確保については、それぞれの放送事業者において視聴者の意見を採り入れながら適切に図られるものであると考えています。</p> <p>放送の二元体制を含むメディアの多元性については、第2次取りまとめにおいて述べたとおり、本検討会としても損なわれてはならないと考えています。</p>	
16	<p>○ 近年、民放の番組の質の低下が著しいと感じる。コンプライアンスの関係でいわゆる「毒」のある番組が制作されなくなっていることは理解できるが、「薬」となる番組、すなわち国民の文化生活において有意義な番組（例えば、良質な教養・紀行・ドキュメンタリー番組）も減少している。番組製作費が削減されるなど、テレビ局が厳しい経済状況に置かれていることは承知しているが、民放各局には良質な番組を期待するし、努力を求める。</p>	<p>放送事業者に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

		【個人33】	
1. 放送の価値			
17	<p>○ インターネットなどにより情報空間が放送以外にも拡大し、視聴者に情報を提供する伝送手段が多様化する反面、偽・誤情報の流通の問題が顕在化しています。また、NHK・民間放送に加え、ケーブル事業者もプラットフォームで動画配信するサービスを実施しています。こうした情報に関する社会環境の大きな変化に対応していくためにも、将来を見据えた放送の在り方や制度について議論を継続していくことに賛同いたします。</p> <p>放送の将来像を検討するに際しては、総務省において、デジタル化の実現に向けた検討の際と同様に、国民生活や産業経済にもたらすメリットとともに、中長期のビジョンやロードマップ、さらにはその実現に向けた具体的方策としてのアクションプランなどを、業界関係者のみならず広く国民的議論を行ったうえでお示しいただくことを要望します。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
18	<p>○ 「デジタル時代においてこそ、放送の役割に対する期待が増している」という見解は大変重要であると考えます。各ローカル放送局は、地域の情報インフラとしての役割を担っており、それを担保しているのは、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた地域性と信頼性です。情報の伝達手段が多様化していく時代であるからこそ、放送の価値は情報空間の中で広く認識されるべきであると考えます。</p> <p>【中部日本放送株式会社】 【株式会社 CBC テレビ】 【株式会社 CBC ラジオ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
19	<p>○ 放送の文化的側面からの役割について言及がありませんが、これについても記述が必要だと考えます。</p> <p>安全確保のための情報提供や情報空間の健全性確保の観点から放送を評価することに異議はありませんが、国境を他国と隣接する欧州では、放送を自国の言語や文化を守るための手段として一定の規律を課す一方、優遇策を採用しています。インターネットにより国境の壁が崩れていく中、日</p>	<p>本案において述べた放送の役割としての公衆の包摂・形成は、御指摘の文化的側面にも通ずると考えています。</p>	無

	<p>本文化の担い手として放送を理解することが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>		
20	<p>○ 様々なインターネット放送がある時代ですのでテレビ放送の需要は減って行くと思われれます。</p> <p>偏向報道を止め様々な議題に対して賛成派、反対派を連れてきて各々の主張をしてもらう公平な報道番組を作ればまだマシかとは思いますが。</p> <p style="text-align: right;">【個人 5】</p>	放送事業者に対する御意見として承ります。	無
21	<p>○ 放送の役割は「憲法が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するもの」と書かれています。まさにその通りです。</p> <p>しかし、現在の放送はその役割を果たしているとは到底いえない状況です。</p> <p>国民の知る権利を充足して民主主義の発展に寄与するためには、平等な報道がなされることが必須ですがそうなっていません。</p> <p>特に選挙関係の放送では、候補者を立てている政党やその候補者については、政党の規模や議員の数、候補者の経歴、著名かどうかに関わらず平等に放送されるべきです。</p> <p>そういう平等な情報提供があってはじめて私達国民は正しい判断ができるのです。</p> <p>先月 10 月に行われた国政選挙の放送をみていると、どうみてもそうなっていません。</p> <p>小さい政党についてはほぼとりあげず、まだ政党にもなっていない政治団体を頻繁に取り上げるなど、不平等・不公正極まりないことが明らかです。</p> <p>こんな風に特定の団体や特定の国、特定の個人などを利する、または反対に害するような放送で世論を捻じ曲げる放送事業者には厳罰を与える法律をつくって欲しいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 35】</p>	選挙報道を含む放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えており、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

22	<p>○ 取りまとめ案1第1章1(1)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送は、憲法が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきもの ・「放送の意義・役割」として、放送には、取材に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進という価値があり、デジタル時代においてこそ、放送の役割に対する期待が増していることを示したとの記載があるが、米国大統領選の報道を見ても、民主党側べったりの内容ばかりだったし、先の衆院選においては、少数の国政政党（参政党や民社党）は討論会に呼ばないなど、まったく法の精神に反する行為が散見されている。 <p>このような基本的なことをまず、順守させることが重要ではないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人37】</p>	<p>選挙報道を含む放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えており、放送事業者に対する御意見として承ります。</p>	無
2. 放送概念			
23	<p>○ 放送の概念・定義の検討は重要な課題です。偽・誤情報やアテンションエコノミー等が氾濫するインターネット空間において、放送事業者が信頼性の高い情報を提供し続けることは国民・視聴者にとって価値あるものと確信しています。</p> <p>多様な伝送路でのアクセス機会を確保しつつ、基幹メディアとしての社会的役割を果たすため、放送の再定義については迅速かつ丁寧な議論を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>本検討会としても、放送の将来像を検討するに当たっては、関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えており、その上で、更なる検討を速やかに進めていくべきであると考えています。</p>	無
24	<p>○ 放送概念を見直すべきものから見直していくという方向性に疑念を抱きます。</p> <p>放送制度の中の放送概念と、インターネット時代における社会通念上の放送概念には大きな隔たりがあり、放送法に定義された「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」のみが放送だと考えている視聴者は既に少数です。</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、放送の将来像を検討するに当たっては、関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えており、その上で、更なる検討を速やかに進めていくべきであると考えています。</p>	無

	<p>検討に当たっては放送の社会的役割を十分に果たせるようにするため、社会通念上の概念に沿って制度上の概念を抜本的に見直すことが早急に求められると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>		
3. 放送の担い手になることで認められる効果として考えられるもの			
25	<p>○ 情報の伝達手段とそのサービスを運営する事業者が多様化する中、インターネット空間において伝送路を優先的に確保し、寡占性を維持することは困難であると考えます。しかし、「社会的な役割を担うべきもの」が放送事業者である場合、その信頼性の高いコンテンツを広く伝えることは情報空間の健全性の確保のために重要であり、特に地域情報を有するローカル放送事業者のコンテンツを埋もれさせないようにすることは、地域における知る権利を充足させ地域住民の生活を豊かにするためにも大変重要であると考えます。ローカル放送事業者由来のコンテンツやそれらを集合させたチャンネル、サービスの「プロミネンス」は特に必要であると考えます。</p> <p>我が国の放送には長い歴史があり、各放送事業者は、日々の努力、自己研鑽の積み重ねによって視聴者からの信頼を獲得し、国民の知る権利の充足や健全な民主主義の発展のために重要な役割を果たしてきました。放送事業者以外の事業者がインターネット空間上で提供するサービスにも、放送事業者由来のコンテンツが数多く含まれていることも忘れてはなりません。「既存の規律の構造を応用していくこと」が、放送事業者以外の事業者のために放送事業者と同様のプロミネンスを確保することだとすれば、その基準を明確にしつつ慎重に検討を進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】 【株式会社CBCラジオ】</p> <p>○ プロミネンス(プラットフォーム上で情報を目立たせ、アクセス機会を確保する措置)については、放送事業者等が提供する動画配信サービスのアプリや当該アプリが提供するコンテンツ等へのプラットフォーム上での動線強化・アクセス性を向上させる取組について検討される際に、地域性についても十分な議論が必要と考えます。災害時などの情報対応、</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、プロミネンスは、放送の社会的な役割の担い手に対する優遇措置として考えられるものとして例示したものです。放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などを一体的に議論することや関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えています。</p>	無

	<p>放送の地域免許制、何よりも地域代議制を取る国の仕組みを考えれば、地域性を尊重することは必然と考えます。「ローカル・プロミネンス」についても十分考慮いただくよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人31】</p>		
26	<p>○ 放送局には放送法第四条による制約があり、これが「編集責任」であると考えます。放送局が「編集責任」を守る限り、内容が過激で偏ったコンテンツを提供可能な動画配信プラットフォームと同じデバイス上で競うのは無理があります。その結果「編集責任」を守る公共性の高いコンテンツが視聴者に届きづらくなる可能性が高くなると考えます。例えばプロミネンスは、欧州が公共性確保や文化保護等の観点から採用されているように、優遇措置として採用されるべきだと考えます。</p> <p>一方で放送法の及ばない様々なコンテンツがあふれるネット上において、「優遇すなわちコンテンツ規制」といった画一的な規律の課し方をするには、多くの懸念があります。この規制の在り方については、極めて慎重な議論が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、プロミネンスは、放送の社会的な役割の担い手に対する優遇措置として考えられるものとして例示したものです。放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などを一体的に議論することや関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えています。</p>	無
27	<p>○ 優遇措置については、放送の社会的な役割を果たすために経営基盤の確保を図る観点から、視聴者の理解を得て得られる情報がビジネスにも活用でき、コンテンツ制作が円滑に進められるような検討を要望します。</p> <p>権利処理については具体的な記載がなく、優遇措置となり得るものであるのかを意見することは困難です。優遇措置として、放送法だけでなく著作権法も含んだ議論が進められることを要望します。</p> <p>また、視聴データについては非特定視聴データでの優遇との解釈の上、意見します。非特定視聴データについては、ただ単に利用できる仕組みではなく、例えばすべての基幹放送事業者の中で共同利用できる非特定視聴データの集約と、データを利用した営業用途としてのターゲティング、編成用途としてのリコメンド機能を持つようなもの等が考えられます。加えて法解釈や制度の在り方の議論が長引くことによりビジネスチャンスが消失することのないよう希望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、視聴データの取扱いは、放送の社会的な役割の担い手に対する優遇措置として考えられるものとして例示したものです。放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などを一体的に議論することや関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えており、その上で、更なる検討を速やかに進めていくべきであると考えています。</p>	無

○ 昨年、第二次とりまとめ報告書で「視聴データの利活用を拡大する方向での検討が必要」と提示され、当社を含む多くの事業者が賛意を表明しましたが、この一年、議論の進展が見られないことを大変憂慮しています。

大手プラットフォーム事業者がデータを駆使して急速にビジネスを拡大する中、民間放送事業者による視聴データ利活用は喫緊の課題であり、これが早期に実現しなければ成長の機会を決定的に逸することになりかねません。

視聴者のプライバシー保護には十分配慮しつつ、放送事業者による視聴データの共同利用も見据えた速やかなルール作りや規制の見直しを強く要望します。

【株式会社毎日放送】

○「放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を研究する上では、経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要があります。その優遇措置の例として、本検討会の構成員から、プロミネンス・権利処理・視聴データの取扱い等が考えられるとの意見が示された。」

「本検討会として、更なる検討を速やかに進めていくべきであり、その際には編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要であると考えている。」との趣旨の記載がございました。

昨年6月7日の第19回検討会において当社からも述べさせていただきましたように、2018年～2022年にかけて放送広告費の漸減傾向が続いており、その後も同様の傾向が継続しております。

デジタル時代に信頼性の高い情報を人々に届け続けるために、民放のエコシステムを堅持していく上でテレビ広告の価値向上が必要であり、個人情報保護やプライバシー保護の理念を尊重しながら改めて視聴データの取扱いの議論の場が設定されることを期待しております。適正なデータ利活用の検討が円滑に進行すべく、機会がございましたら広告業界の一員として、弊社も貢献して参りたいと考えております。

放送広告にはマスに（広く・同時に・同報で）届くという利点があり、

	<p>配信広告には生活者のタイミングにあった到達が可能という利点があります。広告業界では2つの利点の組み合わせによる「トータルなリーチ」で進化したテレビ広告市場を創出することで民放のエコシステム堅持に貢献して参りたいと考えておりますが、広告主へのアカウントビリティにデータが不足している放送の領域を中心に視聴データの利活用の議論がなされる必要があると考えております。</p> <p>議論から制度化、運用開始、安定までには相当な年数がかかる一方で、テクノロジーの進化、企業の広告マーケティング活動の高度化、生活者のメディア接触習慣等、社会は目覚ましいスピードで変化しています。広告主が放送広告への期待を維持している現状を大事にとらえ、広告主のマーケティングの高度化に応えうる視聴データの利活用について、報告書（案）に記載がありますように、可及的速やかな検討の再開を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社電通】</p>		
28	<p>○ 「放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）（案）」において、放送の将来像として「放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を研究する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある」と記載しています。</p> <p>また、今後の進め方として「編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要」と指摘しています。</p> <p>これは「国家による自由、国家からの自由」という、日本の言論の自由やメディア規制全般に関わる問題と直結するテーマだと考えます。</p> <p>民間放送事業者はこれまで、役割を果たすために自主自律を基本とする一定の編集責任と経営基盤の下、人的・財政的な資源を投じてコンテンツを提供してきました。配信コンテンツの規律や具体的な実効性を伴う優遇措置などの課題は多く、民間放送事業者にとっては将来の経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>プロミネンスや視聴データの取扱い、放送コンテンツ配信の著作権処理の円滑化などの課題については、放送事業者から幅広く意見を聞き入れながら、慎重に議論を進めていただくことを要望します。</p>	<p>放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などを一体的に議論することや関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えており、御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	【株式会社テレビ東京ホールディングス】		
29	<p>○ 優遇措置の一つとしてプロモーションを挙げたことに賛同します。ただし、これは放送をコンテンツ規律から評価した場合にのみ成り立つものであり、放送法第2条の放送概念を見直す必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などを一体的に議論することが重要であると考えており、御意見については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
4. 今後の進め方			
30	<p>○ ローカルの民間放送事業者は各地域で質の高い地域情報の提供を行っています。地域における放送の役割を持続的に提供するためにも、ローカル局の経営基盤の強化を含め、地方の視点での検討も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>本検討会としても、放送制度の在り方を検討するに当たっては、地方の視点も必要であると考えています。</p>	無
31	<p>○ ケーブルテレビや衛星放送サービスが提供している多チャンネルサービスでは、現在、配信サービス事業者との間で厳しい競争をしている一方で、基幹放送事業者が配信サービス事業者にチャンネル（リニアサービス）を提供しています。</p> <p>また、ケーブルテレビや衛星放送事業者、配信サービス事業者にチャンネル（リニアサービス）を提供する「番組供給事業者」という事業者も存在します。この「番組供給事業者」は、チャンネル（リニアサービス）の送信手段を持っておらず「放送の担い手」ではないものの、「放送の社会的な役割を自ら積極的に担おうとする者」と考えられる事業者も存在するため、放送制度やその中の放送概念について検討する場合は、この「番組供給事業者」の位置づけについても検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人36】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
第2章 小規模中継局等のブロードバンド等による代替			
32	<p>○ とりまとめ案において、「小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することを許容することが適当」とされたこと、また「IPユニキャストによる代替について、社会全体で二重投資にならないようにし、コストを最小化する観点からは、NHKと民間放送が協力して、ある程度の規模で利用可能な選択肢とする必要性が認められる。このため、NHKについても、（中略）、小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することを許容することが適当」（20ページ）とされたことに賛同します。NHKとしても、より効率的な伝送網を構築し放送ネ</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p> <p>制度の整備及びその運用に対する御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承り</p>	無

	<p>ットワークインフラに係るコスト負担を軽減することで、より一層のコンテンツの充実を図り、中期経営計画で掲げている「情報空間の参照点」の提供、「信頼できる多元性確保」への貢献を果たしていく所存です。そのうえで3点申し述べます。</p> <p>今回の取組は、小規模中継局等のブロードバンド等による代替を検討する中で、すでに放送の仕組みとして整備されているCATVやIPマルチキャストの他に、IPユニキャストを加えるための検討と理解しています。IPユニキャスト等による代替は、新たなサービスやビジネスを展開するものではなく基幹放送を代替するものにすぎません。ブロードバンド等での代替を実施するにあたっては、新たな権利処理や支払い等が発生しないような枠組みが望まれます。</p> <p>またIPユニキャストに限らず、IPマルチキャストやCATVによる代替についても、「基幹放送の代替」が主目的であるため、代替を行うエリアにおいて、中継局等から代替手段へスムーズに移行できることが必要だと考えます。その場合、どのような条件であれば移行できるのか、中継局等の停波を含めどのような制度的手続きとなるのか、放送事業者にとって使いやすくまた視聴者にとっても分かりやすい適切な形での法的な整備を要望します。条件不利地域が今後ますます広がっていくことを踏まえると、並走期間が長くなれば、二重投資となって、コストが確実に増大するため、ブロードバンド等での代替を実現するためには、こうした点を踏まえて制度的に手当てされることが必要だと考えます。</p> <p>また「地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、(中略)、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」(18ページ)とされたことに賛同します。放送事業者が地域住民の理解を得る取り組みを進めるに際し、総務省、地元自治体など行政機関による必要なサポートが行われるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>ます。</p>	
33	<p>○ 中継局の維持運用はローカル放送事業者にとっては経営的に大きな負担となっており、放送の社会的役割を果たすために、小規模中継局等のブロードバンド代替の検討は、経営の選択肢拡大という点で大いに期待を寄せています。その中で、IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することに賛同します。さらに、地域住民の</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p> <p>なお、権利処理については、総務省と文化庁との間で「小</p>	無

	<p>理解を得る上で必要なプロセスで、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことや、円滑な権利処理ができるための法整備等も重要と考えます。そしてなにより経営の選択肢となりうるためには、NHKとの協力も含めて、コスト最小化を前提として制度整備が進んでいくことに期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ愛媛】</p>	<p>規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p>	
34	<p>○ IPユニキャストにおきましては、受容性や技術面の検証および権利処理への対応の検討など、放送の代替手段の選択肢としての可能性を大きく前進させて頂きました。しかしながら、品質・機能について、要望の強い録画や緊急地震速報等への対応は、住民への説明等を経て代替を進めていく上でも論点となる可能性が高いため、引き続き検討を求めます。</p> <p>また、他の代替手段も含め、円滑な移行が進むような制度整備も並行して議論して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
35	<p>○ 今般、「放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当である」旨の方向性が出されたことに賛同いたします。</p> <p>「IPユニキャストは、現行の放送法上、放送ではなく、規律されていないことから、これによって小規模中継局等の放送を代替する場合には、基幹放送の効用をもたらす観点から業務の的確な遂行や放送に準ずる品質・機能を確保することが望ましい。」とされているとおり、IPユニキャストの制度上の扱いについては、現行どおり、放送ではないとの前提に立った考えが示されたものと理解しております。</p> <p>また、IPユニキャストを提供する形態については、「基幹放送を行う者が自らIPユニキャストを行う場合」や「他者に委託してIPユニキャストを行わせる場合」がありますが、いずれの形態も「放送ではない」との前提であると理解しております。</p> <p>一方、「放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>代替手段については、ブロードバンド網の整備状況も踏まえて、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。</p> <p>なお、NTT東西の業務の在り方等については、現在、情報通信審議会で議論されているものと承知しています。</p>	無

	<p>かつ継続的に行われる」ためには、IPユニキャストでの代替・補完対象エリアとなる小規模中継局等が存在する不採算地域において、FTTHアクセスサービスが整備・維持されていることが必要条件であると考えます。</p> <p>ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においては、そのような不採算地域において、今後、NTT東西が、最終保障提供責任を担い、小規模中継局等を代替または補完する光ブロードバンドインフラを提供していくことが想定されますが、IPユニキャストで代替する際のNTT東西の役割は、単にFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者であると理解していることから、NTT法上、禁止されている「放送業務」は引き続き行えないことを予め明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
36	<p>○ 私は、放送網のIP、ケーブルへの移行については人口が少ない地域または先島諸島、大東諸島など、ほかの中継局の電波を直接受信できないなどでコストが大きい地域であり、光回線を利用できるかつ、テレビ放送は引き続き無料とするなどの条件付きで賛成します。また、遅延時間については、Twitchなどにおけるライブストリーミングでの遅延時間が最短で1秒程度であることも踏まえ、地上波での放送からおおむね5秒程度とすることを条件としたほうが良いかと思えます。そしてアンテナなどの撤去費用の助成などもお願いします。また、現時点でNHKのみの中継局と一部の民放が中継局を設置していない中継局についてもIP網移行の対象にしたほうが良いかと思えます。また、このIP網への移行に合わせて民放が少ない地域、特に3局以下の地域については、その地域にない系列のキー局のIP配信を積極的に行ったほうが良いかとも思えます。例えば、宮城、広島などであればテレビ東京、青森、山口であればフジテレビとテレビ東京、福井であればテレビ朝日、TBS、テレビ東京、宮崎であればTBS以外のすべてのキー局を配信するといった具合にしたほうが良いかと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人21】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、IPユニキャストで代替する場合における品質・機能の水準については、その技術的な制約を考慮するとともに、放送に準じて視聴者が受容可能なものとするのが適当であると考えています。</p> <p>また、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても一義的には放送事業者において検討されるべきものと考えています。その上で、総務省においては必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>	無
37	<p>○ IPユニキャストは現在の放送と比較して、録画機能や自宅以外の視聴など、視聴者の利便性の観点から著しく劣っているとしか思えない。実証実験によって、約60%の人しか受容できる、としていないことを</p>	<p>御指摘のとおり、令和5年度の実証事業における総合的な受容性評価では「受け入れられる」との回答が約6割にとどまった結果等も参考にして、今後、放送の代替を実施</p>	無

	<p>鑑みると、小規模中継局による放送の代替手段として適当であるという判断は時期尚早と考える。視聴者の理解が100%得られない状態で進められることがないよう心より願う。</p> <p>また、代替手段として、IPユニキャストを前面に押し出した検討は何か特別な理由があるのか、と違和感を感じる。</p> <p style="text-align: right;">【個人30】</p>	<p>しようとする地域の環境や事情等を踏まえ、住民理解等を得られるようにしていく必要があると考えます。</p> <p>なお、IPユニキャストについては、現行の放送法上、放送ではなく、品質・機能について基準が設けられていない点や技術的な制約がある点に留意する必要があるとあり、これで代替する場合における品質・機能の水準については、その技術的な制約を考慮するとともに、放送に準じて視聴者が受容可能なものとするのが適当であると考えています。</p>	
38	<p>○ BB代替を行うのであれば、NHKや民放各社も通信に関するユニバーサルサービス料を支払うのが公平な費用分担の在り方として相当であると考ええる。</p> <p style="text-align: right;">【個人33】</p>	<p>ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度については、法令に則り運用されるものと考えています。</p>	無
39	<p>○ IPユニキャストを放送の“代替”あるいは付加的サービスとして用いられるようにすべき、という事については賛成なのであるが、しかし第一義的な選択肢として扱うのは、バックボーンの帯域的な問題が存在するのではないかとと思われる。</p> <p>もし利用数が増えた場合、(IPマルチキャストではなく) IPユニキャストであると、電気通信事業者の基幹的バックボーンにおいて多くの帯域をIPユニキャストの放送代替又は付加的サービスの電気通信が大きな帯域を取ってしまう事になるのではないかとと思われるので、IPユニキャストの使用は、IPマルチキャストが利用出来ない場合の、予備的な手段としての扱いとしておいた方が良くはないかと考える。</p> <p>(現状、まだIPマルチキャストの(広範な)利用には問題があるかもしれないが、その解決は行うべきと考える。録画動画コンテンツのオンデマンド配信等ならともかく、現在の放送のような形のコンテンツの配信については、IPユニキャストの増大による負荷の増大を避け、IPマルチキャストの利用による効率的な配信が行われるようになっていく(可能になっていく)のが適切と考える。そのようにしていくのが望ましいと考える。)</p> <p style="text-align: right;">【個人38】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、代替手段としては、まずはケーブルテレビやIPマルチキャストによる放送が考えられますが、それらだけで小規模中継局等による放送を全て代替することが現実的ではないことを踏まえ、一定の要件を満たす限定的な場合に限り、IPユニキャストで代替することを許容するのが適当であると考えています。</p>	無
1. 基幹放送の役割			
40	<p>○ 放送を取り巻く環境が大きく変化する中で、その社会的役割を維持するために必要な経営の選択肢を拡大させることについて賛同いたします</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>IPユニキャストによる代替については、放送に準ずる品</p>	無

	<p>す。</p> <p>放送の代替となる手段は、受信者にとって大きな負担にならず、放送と同等のサービスを安定的に提供できる伝送手段である必要があります。</p> <p>【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として許容することが適当であると考えています。</p>	
41	<p>○ 全国の局規模別年間維持経費が各図表に示されているが、北海道地区の特徴としては、1kW局を6つ有するなどの理由で、大規模局・重要局が年間維持経費に占める割合が全国に対して非常に高くなっています。BB等の代替を含む送信コストの各削減施策には、早い段階で大規模局・重要局も対象としていただくよう望みます。</p> <p>【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
42	<p>○ 基幹放送の伝送手段は放送を基本としながらも、人口減少や情報の伝送手段の多様化など社会環境が大きく変化している状況に鑑みて、『放送に準ずる技術的な特性を備え、基幹放送の効用を国民にもたらし手段として利用可能な放送以外の伝送手段があるならば、それを基幹放送の伝送手段の選択肢として認める余地がある』という考え方は妥当と考えます。</p> <p>【青森放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
43	<p>○ 「基幹放送をあまねく受信できる現行の枠組み」を「あまねく視聴・聴取できる枠組み」とすべきです。</p> <p>現行の枠組みはテレビやラジオの受信機がほぼ100%国民に普及していることを前提に、放送局がそれに応えることを目的としています。若年層ほどテレビ受信機を持たない世帯が多く、奥構成員の資料によればインターネットの接触率は2020年にはテレビの接触率を上回っています。このような環境下では、NHKに対する「あまねく受信義務」、民放に対する「あまねく受信努力義務」を維持させるのは、放送局の経営を圧迫することに他ならず、この際これを見直し、枠組みそのものを放送であろうがネットであろうが視聴・聴取できれば良いとするよう変える事が必要です。</p> <p>【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、放送制度やその中の放送概念については、将来的には、社会基盤として維持する意義のある放送の社会的な役割を基礎として、多様な伝送手段によりその役割がより良く果たされるように再構成される方向に向かっていくと考えることは可能であり、引き続き検討を進めていく必要があると考えています。</p>	無
2. 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非			
44	<p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>は、民放連や放送事業者各社の要望を踏まえたものであると認識します。今後は著作権法との整合性などの法制度面の課題の処理やNHK・行政・民放による費用負担の在り方の検討も含めて、民放にとって経営の選択肢となり得るための前提条件である経済合理性が確保できるよう、議論が深まることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当との提言は民放連をはじめ放送事業者の要望を踏まえたものであり賛同いたします。今後は著作権法との整合性などの法制度面の課題やNHKとの費用負担の在り方の検討も含めて民放にとって経済合理性が確保できるよう議論が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ宮崎】</p> <p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で、IPユニキャストを小規模中継局などの放送の代替手段として許容することは適切であると考えます。その際、権利等の扱いを放送と同様にすることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p> <p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言は、民放連や放送事業者各社の要望を踏まえたものであると認識します。今後は著作権法との整合性などの法制度面の課題の処理や、NHK・行政・民放による費用負担の在り方の検討も含めて、放送事業者とりわけ県域免許であるローカル局にとって経営の選択肢となり得るための前提条件である経済合理性が確保できるよう、議論が深まることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	<p>なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても一義的には放送事業者において検討されるべきものと考えています。</p> <p>また、権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p>	
45	○ 放送に準ずる品質・機能を確保したうえで「IPユニキャストを小規模	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言は、放送事業者の経営の選択肢を拡大する意味で、賛同します。IPユニキャストによる代替については、現状では、難視聴の解消という観点からあくまでも電波によって放送を届けることが難しい地域に限定して実施するべきだと考えています。今回の「取りまとめ」をきっかけに、IPユニキャストによる代替に関する著作権処理などまだ解決していない課題について、さらに具体的な検討が進むことを期待します。

【株式会社TBSテレビ】

- 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言は、民放連や放送事業者各社の要望を踏まえたものであると認識します。今後は著作権法との整合性など法制度面の課題の処理やNHK・行政・民放による費用負担の在り方の検討も含めて、民放にとって経営の選択肢となり得るための前提条件である経済合理性が確保できるよう、議論が深まることを期待します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することについて、許容が適当とされたことに、経営の選択肢を広げる点で賛同します。

【株式会社鹿児島読売テレビ】

- 「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」との一定の結論を得たことは、放送事業者にとって経済合理性が確実であれば、経営の選択肢を広げるものであり、現在、NHK・民放で協議を続けている中継局の共同利用等の実現にも資するものと考えます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言

	<p>は、民放連をはじめ放送事業者の要望を踏まえたものであり、賛成します。本取りまとめの提言を基に、社会実装に向けた検討がさらに進むことを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 本案では、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームが約3年間にわたり、IPユニキャストによる代替が、実際に放送の代替として実現可能性があるかどうかについて検討した結果、「実証事業の結果等を踏まえ、この度、一定の結論を得た」と指摘しています。今回、その実現可能性について、一定の結論を得たことは、放送業界の今後の在り方や経営の選択肢を考える上で、意義ある成果と考えます。</p> <p>IPユニキャストは、現行の放送法上の放送ではなく、また本作業チームにおいても、伝送遅延の発生やデータ放送の代替が困難であることなど、放送と同じサービスレベルでの代替実現が難しい機能や性能がある旨の発言がなされていることから、「技術的な制約がある点に留意する必要がある」との指摘は適切です。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当であるとしたことに賛同します。技術的には小規模中継局に限らず、都市部においても同様の代替手段として考えられるのですから、今回の判断が、日本全国においてIPユニキャストによる放送を推進するトリガーとなったことを高く評価します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>		
46	<p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言は、NHK・民放連・在京キー局をはじめとした放送事業者の要望を踏まえたものであり、趣旨は理解します。今後は、NHK・民間放送事業者の費用負担の在り方などの議論を深め、地域性の考慮ならびに放送に準ずる品質・機能を確保した上で、持続的な経済合理性を確保する前提で、民間放送事業者にとって経営の選択肢となるように期待します。</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても一義的には放送事業者において検討されるべきものであると考えています。</p>	無

	【朝日放送テレビ株式会社】		
47	<p>○ 1次と2次の取りまとめでは、ケーブルテレビやIPマルチキャスト方式について、小規模中継局などの放送代替に関する有用性が確認されました。加えて今回の取りまとめで、IPユニキャスト方式が、代替の手段として許容されることが示されました。伝送の選択肢が広がることは、今後の放送業界にとって好ましいことであり、今回の結論に対して賛同いたします。</p> <p>今後は、有用性が確認された3種類の方式から、地域に適した代替手法の選択や、関連制度の整備について、活発に議論が進展していく事を希望します。</p> <p>ケーブルテレビは地上波をそのまま伝送しているので、データ放送や緊急地震速報、録画などの機能も利用いただけ、遅延もありません。リモコンなどの扱い方も放送波と同じで、高齢化の進んでいる中継局受信地域でも違和感なくご利用いただけます。さらに、既存の宅内配線が利用できるため、テレビを複数台設置するご家庭でも、LANケーブルやWi-Fi環境などの新たな整備は不要です。こうしたケーブルテレビの利点を、代替手法の選択の判断材料にさせていただけますことを要望します。</p> <p>また近年、ケーブルテレビ業界では、放送サービスに加え、ブロードバンドサービスやローカル5Gなど通信サービスも提供しています。IPマルチキャストやIPユニキャストでの伝送手段を持つケーブルテレビ事業者が増えていることも、認識していただければと存じます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、代替手段については、まずはケーブルテレビやIPマルチキャストによる放送が考えられますが、それらだけで小規模中継局等による放送を全て代替することが現実的ではないことを踏まえ、一定の要件を満たす限定的な場合に限り、IPユニキャストで代替することを許容することが適当であり、その上で、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。</p>	無
48	<p>○ 「IPユニキャストを放送の代替手段として許容する」ための前提とされている「放送に準ずる品質・機能」を確保するためには、多くの解決すべき課題が残されていると考えます。作業チームの検討結果においても、IPユニキャストの技術的な制約・権利処理などについては、検討すべき課題として報告されています。特に約2割の視聴者が「ネット経由の番組視聴を受け容れられない」と回答している視聴者の受容性については、課題解決に向けて十分な検討が必要と考えます。加えて、作業チームでも述べられたように、ネットの技術的・環境的特性上、その要件は複雑で厳格、硬直的なものとならないように配慮すべきです。</p> <p style="text-align: center;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>受容性については、作業チームの検証において、IPユニキャスト方式による代替の総合的な受容性評価では「受け入れられる」との回答が約6割にとどまった結果等も参考に、今後、放送の代替を実施しようとする地域の環境や事情等を踏まえ、住民理解等を得られるようにしていく必要があると考えます。</p> <p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p>	無

49	<p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言は、妥当だと思います。</p> <p>しかし、実際には、まだ技術的制約が色々あるため、その課題解決に向けた取り組みも進める必要があると思います。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p>	無
50	<p>○ 災害時などに確実に情報を届け続けるという放送局としての責務を果たすためにも、輻輳がない電波の重要性は言うまでもないが、「IPユニキャストを代替手段として許容する」ことは、放送局の経営の選択肢を広げるという観点からも賛同する。</p> <p>しかし、IPユニキャストは、従来の放送と比べて、視聴者の利便性が損なわれる点が解決されていないため、視聴者の理解を得た上で、丁寧に進める必要がある。</p> <p>また、伝送手段を無線による放送からブロードバンド等による伝送に置き換え、小規模中継局等を廃止する際の、総務省の廃局に対する判断基準を明確にする必要がある。</p> <p>代替手段を確保しても小規模中継局等を維持する期間が長引けば、二重投資が必要になり、経済合理性が損なわれるからだ。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、本検討会としても重要であると考えています。</p> <p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p>	無
51	<p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で小規模中継局等のIPユニキャスト方式でのBB代替は、放送ネットワークインフラ維持に係るコスト負担の軽減の観点から、経営の選択肢になり得ます。</p> <p>経済合理性を念頭に、必要な制度整備がなされ、放送事業者、視聴者双方に負担の少ない手段によって実現されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
52	<p>○ 「広告収入減などにより厳しい経営環境の中、小規模中継局等による放送の代替手段としてケーブルテレビ、IPマルチキャストをはじめ、IPユニキャストにおいても許容することが適当」との判断は、エリアカバーの選択肢が広がり、好意的に受け止めています。</p> <p>しかし、地方には特有の課題もあります。「全国的にブロードバンドが普及（15ページ 注記27 全国光ファイバー整備率99.84%）」という状況である一方、地方の小規模中継局・ミニサテのエリアにおいては情報基盤</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、代替手段については、ブロードバンド網の整備状況も踏まえて、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。</p>	無

	<p>が未整備である例は珍しくなく、現時点ではブロードバンドによる代替を選択できない現実があります。ブロードバンド等による代替の検討と合わせ、情報格差是正の観点からも更なる情報基盤整備を是非ともお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社高知放送】</p>		
53	<p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言は、民放連や放送事業者各社の要望を踏まえたものであると認識します。今後は著作権法との整合性などの法制度面の課題の処理やNHK・行政・民放による費用負担の在り方の検討も含めて、民放にとって経営の選択肢となり得るための前提条件である経済合理性が確保できるよう、議論が深まることを期待します。</p> <p>IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討・実証結果について、経済合理性の観点から個々の地域環境に応じた結果とは一言に言えないと感じますが、実現性に向けた検討の手順を明確に提示されたことは高く評価します。民放事業者にとっては経済合理性に基づいた経営判断を可能にすることが大前提となるべきであり、具体的な技術方式についても地域・エリア事情を考慮した多角的な検討を詳細に進められるべきと考えます。結論ありきではなく決して経営判断による選択肢が阻害されないような施策となるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社山梨放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても一義的には放送事業者において検討されるべきものであると考えています。</p> <p>また、権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p>	無
54	<p>○ ケーブルテレビやIPマルチキャストの未整備地域の小規模中継局代替には、IPユニキャストの代替が有効な手段だと考えられます。放送に準ずる品質・機能を確保した上で、地上基幹放送をIPユニキャストで代替することに賛同致します。</p> <p>また、BB代替に必要な光回線のインフラ整備については、離島などの条件不利地域では、光回線の延伸に掛かる費用が高額になります。併せて小規模中継局を廃局する場合、廃棄物の輸送コストなどの負荷が大きくなると予想されます。これらに対する公的支援も要望します。</p> <p style="text-align: center;">【鹿児島テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省において必要な支援に取り組むことが望ましいと考えています。</p>	無
55	<p>○ IPユニキャストによる放送代替を実施するに際しては、放送に準ずる品質・機能の具体的な要件定義が不可欠であるが、ベストエフォートサ</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>ービスであるブロードバンドインターネットを考慮した要件定義がなされる事を期待します。</p> <p>また、特定条件に基づく著作権処理についての特例措置を適用し、ふたかぶせ処理が不要な状態での代替実施を可能とすることを期待します。この点については、2024年3月に文化庁、総務省により解釈が提示された、「BB代替の地域を放送対象地域内に限定した形であれば、放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態は、地域限定特定入力型自動公衆送信に該当する。」に記載のある、配信方式（いわゆるエア受け方式）による代替実施が適切である事を明記すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社Jストリーム】</p>	<p>また、権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p>	
56	<p>○ IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容する前提として「安定的かつ継続的」に提供されることが求められている中、ブロードバンドは電気通信事業法において第二号基礎的電気通信役務としてユニバーサルサービスの確保が図られているところです。</p> <p>さらに、情報通信審議会 通信政策特別委員会 ユニバーサルサービスワーキンググループにおいて、「電気通信事業分野におけるユニバーサルサービスの確保の在り方」が議論されており、その報告書（※）において「NTTが、ブロードバンドの最終保障提供責務を担うことが適当である。」とされています。</p> <p>このため、全国のブロードバンド網でIPユニキャストによる放送の代替手段の提供を担うものとしては、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿を念頭に今後の検討・整備を進めるべきと考えます。</p> <p>※「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 電気通信事業におけるユニバーサルサービスの確保の在り方 報告書」（2024年10月29日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 ユニバーサルサービスワーキンググループ）</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、代替手段については、ブロードバンド網の整備状況も踏まえて、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。</p>	無
57	<p>○ テレビとしての検討ではあるものの、「IPユニキャストは、現行の放送法上、放送ではなく、品質・機能について基準が設けられていない点や技術的な制約がある点に留意する必要があるものの、（略）IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当である。」とすることに賛同します。ラジオにおいても、今後同様の検</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ラジオについても、放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、IPユニキャスト</p>	無

	<p>討が行われることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社radiko】</p>	<p>を小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当であると考えています。</p>	
58	<p>○ 地上基幹放送を代替するIPユニキャストについて地上波デジタル放送での4K放送導入の可能性を想定した場合についても記述すべき</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>地上デジタル放送方式高度化については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
3. 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件			
59	<p>○ 具体的な候補伝送路であるIPユニキャストによる代替の実現に当たっては、ケーブルテレビやIPマルチキャストなどの既存インフラの活用ではなく、新規の仕組みを導入することが前提となりますので、対象となる地域の視聴者に対し、個々の地域の環境に応じた丁寧な説明を行い、理解を得ていくことが重要なプロセスとなります。</p> <p>このプロセスについて、本検討会およびBB代替作業チームにおいて、三友座長、伊東座長代理・BB代替作業チーム主査をはじめ多くの構成員から、総務省の役割に期待する旨の見解が示されており、本取りまとめにおいて「国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」ことが記載されました。当社や民放連も、住民理解のプロセスにおいて総務省の協力、支援は必要不可欠と考えており、その実施と具体化を強く要望します。その際に必要となる費用負担についても、NHK・行政・民放による役割分担に応じた適切な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 今回のBB代替について、対象エリアの視聴者にとってはデジタル化と同じくらいのインパクトを有します。また、北海道地区においては自治体の関与も他地区より高く、円滑に作業を進めるため「総務省においては、公的機関の立場から必要な支援にとりくむことが望ましい」との考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p> <p>○ 地域住民の理解を得るためには、放送事業者においても当然ながら対応を行ってまいります。円滑に進めるためには国による後押しが重要となるため、「総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についての検討や地域住民の理解を得る上でのプロセスについても一義的には放送事業者において取り組むべきものであると考えています。</p> <p>その上で、総務省において必要な支援に取り組むことが望ましいと考えています。</p>	無

組むことが望ましい。」との考え方に賛同します。

【札幌テレビ放送株式会社】

- 本取りまとめにおいて「国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」ことが記載されました。住民への理解を求めていく過程においては総務省の協力と支援は必要不可欠と考えており、その実施と具体化を強く要望します。また、必要となる費用負担についても、NHK・行政・民放による役割分担に応じた適切な対応を要望します。

【株式会社山梨放送】

- 小規模中継局等をブロードバンド等で代替するにあたり、地域住民の理解は非常に重要です。エリアの放送局が主体となって取り組むことは勿論ですが、調整をスムーズに進めるためには自治体への対応を含め、総務省からの公的な支援が必要不可欠と考えます。

【RKB毎日放送株式会社】

- IPユニキャストによる代替の要件として、経営状況・小規模中継局等に係るコストの合理性・他の代替手段の有無といった「代替の必要性」や地域住民の理解を得る上で必要なプロセスを踏んでいるかといった「代替の受容性」を勘案することは重要と考えます。地域住民の理解を得るプロセスについて、「総務省が公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい。」と記載されました。地方局は対応にあたる人員や費用も限られることから、総務省が公的機関の立場から自治体や地域住民の理解が得られるよう説明し、必要な支援に取り組むことを強く要望します。

【青森放送株式会社】

- IPユニキャストによる代替の実現に当たり、対象となる地域の視聴者に対し、個々の地域の環境に応じた丁寧な説明を行い、理解を得ていくことは重要なプロセスです。特に近畿地区ではケーブルテレビが普及

しているなどの地域事情もあることから、対象となる地域においては住民理解を得る必要があり、丁寧な説明を行うことは重要なプロセスであると考えます。

このプロセスについて、本検討会およびBB代替作業チームにおいて、三友座長、伊東座長代理をはじめ多くの構成員から、総務省の役割に期待する旨の見解が示されており、本取りまとめにおいて「国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」ことが記載されました。IPユニキャストによる代替を実施する場合は、放送事業者、通信事業者、ベンダー、総務省等の関係者間において、IPユニキャスト方式に係る残存課題に引き続き、官民連携で取り組んでいく必要があります。民放連と同様に当社も、住民理解のプロセスにおいて、総務省ならびに各地域総合通信局の協力、支援は必要不可欠と考えています。

【朝日放送テレビ株式会社】

- IPユニキャストを含めた小規模中継局等による放送の代替を実施する際、地域住民の理解を得る取り組みでは総務省、地域においては総合通信局との緊密な連携が重要であると考えております。九州総合通信局が管轄する放送対象地域は7地域に及ぶなど、地域によって総合通信局の負担も異なることから、総務省におかれましては、各地域の実情に応じた柔軟かつ積極的なご支援の在り方についてご検討いただければ幸いです。

【株式会社テレビ西日本】

- IPユニキャストによる放送の代替を実現させるにあたって、対象となる地域の視聴者に対して、丁寧に説明し理解を得ていくプロセスは非常に重要です。新たな伝送手段として普及させていくためには、総務省が前面に立って自治体・住民から理解を得るように対応していくことが不可欠であり、強く要望します。

【株式会社TBSテレビ】

- IPユニキャストによる代替の実現に当たっては、ケーブルテレビや

IPマルチキャストなどの既存インフラの活用ではなく、新規の仕組みを導入することが前提となりますので、対象となる地域の視聴者に対し、個々の地域の環境に応じた丁寧な説明を行い、理解を得ていくことが重要なプロセスとなります。このプロセスについて、当社や民放連も、住民理解のプロセスにおいて総務省の協力、支援は必要不可欠と考えており、その実施と具体化を強く要望します。その際に必要となる費用負担についても、NHK・行政・民放による役割分担に応じた適切な対応を要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- IPユニキャストを地上基幹放送の代替とする場合、地域住民の理解を得ることが最も重要です。BB代替の導入は、各地域の各放送事業者の判断で行うものではありませんが、全国で推進される事業であることを踏まえると、その意義を広く国民に理解してもらうことも重要です。総務省においては、公的機関の立場から実効性のある支援を要望します。

【関西テレビ放送株式会社】

- 地域住民に対し、丁寧に説明しながら理解を得ていくことが重要なプロセスであることに異論はありませんが、民間の力では限界がありますので、総務省や地方自治体が前面に立った支援の具体化と実施を強く要望します。また、その際に必要となる費用負担についても、国や自治体と放送事業者との役割分担を踏まえて適切に対応していただくよう希望します。

【株式会社鹿児島読売テレビ】

- IPユニキャストによる代替の実現に当たり、対象となる地域の視聴者に対し、個々の地域の環境に応じた丁寧な説明を行い、理解を得ていくことは重要なプロセスです。

このプロセスについて、本検討会およびBB代替作業チームにおいて、三友座長、伊東座長代理をはじめ多くの構成員から、総務省の役割に期待する旨の見解が示されており、本取りまとめにおいて「国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立

	<p>場から必要な支援に取り組むことが望ましい」ことが記載されました。民放連も、住民理解のプロセスにおいて総務省の協力、支援は必要不可欠と考えており、その実施と具体化を強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、BB代替等が経営の選択肢なので基幹放送を行う者が主体となって取り組むべきと認識していますが、国民の理解を得ていくためには国や地方自治体の協力が必要不可欠と考えています。また、高齢者の多い地域においては、ブロードバンド費用の支払いも困難な世帯があると考えられます。これらに対して公的支援を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【鹿児島テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「伝送手段の多様化を含めて放送の姿が変わり得るものであることについて国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい。」ことが記載されました。</p> <p>IPユニキャストによる代替では、ケーブルテレビやIPマルチキャストなどの既存のインフラの活用ではなく、新規の仕組みを導入することが前提となります。対象となる地域によって状況が異なることから、当該地域の視聴者に対し、個々の環境に応じた丁寧な説明を行い、理解を得ていくことが重要です。そのためにも総務省の協力・支援は必要不可欠と考えており、その実施と具体化を強く要望します。その際に必要となる費用負担についても、NHK・行政・民放による役割分担に応じた適切な対応を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>		
60	<p>○ ブロードバンド等による小規模中継局等の代替において、ふたかぶせ処理は避けるべき、という意見に賛同します。放送エリア内に地域制限された場合、同時配信は著作権上、放送とみなすような制度整備が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p>	無

○ IPユニキャストなどによる代替は、伝送方式の変更だけであり、コンテンツなどの伝送内容は同一であることから、新たなサービスやビジネスには当たらない。このため、代替にあたっては、権利処理事務や支払い等が新たに発生しないことを要望いたします。

さらに、IPユニキャストのみならずIPマルチキャストなど他の伝送方式を含め、放送と同じ内容をインターネットなどにより配信を行う場合の著作権についても、同様に整理されていくことも要望いたします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

○ 権利処理ができないことによる「フタかぶせ」については、視聴者の受容性が非常に低いという結果が示されており、「放送の代替」という原則からも避けるべきという要件には賛同します。また、IPユニキャストを放送の代替として実施する場合に、現行の著作権法を前提とした「地域限定特定入力型自動公衆送信」による権利処理に囚われることなく、放送事業者がこれまでの放送と同等の権利処理が出来る法整備が必要であると考えます。

【関西テレビ放送株式会社】

○ IPユニキャストによる代替を実現するためには、品質・機能について技術的制約がある上、地域住民の理解を得ることや円滑な権利処理に向けた調整等の課題も残されています。

本取りまとめ（案）において「国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」旨が記載されました。総務省には、地域住民の理解を得るために必要なプロセスにおいて電波利用共益事務費の活用などを含め協力・支援をお願いしたいと考えます。

また、円滑な権利処理に向けては、放送法、著作権法等関連制度の整備や他省庁との連携を要望します。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ 今回、総務省と文化庁が整理した解釈では「制度上は、IPユニキャスト代替は著作権法上も権利者の許諾なく送信可能」としつつも「実際の

	<p>運用においては別途合意や補償金対応が必要」としています。しかしこうした不透明な状況では放送事業者は安心して代替に進むことはできません。</p> <p>円滑な権利処理の是非は代替の経済合理性を判断する上で重要な要素です。昨今、小規模中継局等の更新期限が迫り、一部には機器不具合も発生し状況は切迫しています。総務省は文化庁および関連団体と連携し、制度上だけでなく運用上の課題解決に向けても迅速かつ具体的な対応を進めていただくよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p> <p>○ 平成18年著作権法の一部改正に関して、文化庁ホームページ「改正法Q&A 問2」において、「なお、改正法では「IPマルチキャスト」という文言は登場していません。技術は日々進歩していることから、著作権法では、特定の技術に着目するのではなく、利用態様に着目した規定ぶりとされています。」と記述されています。この記述によれば、チャンネル選択など利用態様さえ放送と同様のUI/UXであれば、IPユニキャストでもIPマルチキャストと同一の自動公衆送信と解釈できると思います。これを踏まえ、権利処理の円滑化においては、放送番組の視聴機会促進という目的達成のため、文化庁と協議するだけでなく、場合によっては政府として積極的な対応をしてもらうよう、総務省が推進役となることが重要だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>		
61	<p>○ 要件を満たすことを条件にIPユニキャストで代替する方針に賛同いたします。北海道地区は広大であり、NHK・民放・自治体が三位一体となり放送を維持してきました。これら三者のコスト負担が削減されるよう、運用されることを強く望みます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
62	<p>○ IPユニキャストを放送の代替とする場合、視聴可能なコンテンツは、なるべく放送に近いものとすべきと考えます。「権利処理ができないことによるマスキング等の処理は可能な限り避けるべき」との考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

63	<p>○ IPユニキャストに限らず、ブロードバンド代替を行う際は、視聴者の受容性を確認した上で、対象となる地域住民への十分な説明が必要となります。そのため、「総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」という意見に賛同します。</p> <p>また、放送事業者の経済合理性を確保しながら、インフラコスト削減を一時的なものにとせず、NHK・民放を含む全ての関係者のコスト負担軽減が長期的に持続されるような仕組みであることを求めます。</p> <p>北海道では、相当数の小規模中継局およびすべてのミニサテライト局を自治体が所有し、維持費も負担しているという特殊事情がある旨、1次・2次の取りまとめでも意見させていただきました。代替に係る費用については、現在、放送に係る費用を負担している者が引き続き負担するものと認識しています。放送事業者のみならず、各自治体の選択肢を増やし、住民サービスを過不足なく行えるよう引き続き配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p> <p>○ 北海道の小規模中継局の大半やミニサテは自治体が運営をしているため、放送事業者の状況だけでなく自治体の判断・負担により代替できることが必要であり、住民サービスがこれまで通り提供可能となる様、柔軟な対応を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても一義的には放送事業者において検討すべきものであると考えています。</p>	無
64	<p>○ ケーブルテレビやIPマルチキャスト、IPユニキャストなど、いずれの代替手段を選択する場合においても、下記の要件について勘案することが求められます。</p> <p>① 廃局の電波を受信している世帯や、共聴設備など、影響範囲すべてを特定する必要がある。</p> <p>② 加入費や利用料など、視聴者の新たな費用負担も想定されるため、地元理解を取得する必要がある。</p> <p>③ 幹線路延伸や設備増強、宅内設備などの初期費用の負担や、不要となった既存設備（アンテナ・伝送路など）の撤去費用の負担も必要である。</p> <p>④ 保守・運用や設備更新、人口減少対応などの運用費用の負担が必要である。</p>	<p>代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても、一義的には放送事業者において検討すべきものであると考えています。</p> <p>IPユニキャストの活用拡大については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>特に、小規模中継局等の維持が困難となるエリアにおいて地上波放送を代替するという名目で参入し、サービス提供することは採算性や長期にわたる事業継続の観点から容易ではないと考えられます。</p> <p>このため、代替の実施にあたっては、これらの要件について、対象放送局での負担の在り方や、初期費用及び運用費用等への支援について、明確化や必要な措置がとられることを要望します。</p> <p>なお、今回のIPユニキャストに係る検討は、小規模中継局の代替に関する議論に限定されていると受け止めています。技術革新の成果を最大限に活かして国民生活の利便性向上や産業経済の発展に資するためには、小規模中継局以外の局面における活用の可能性についても議論を深めることを希望します。例えば、非常災害時における代替、辺地共聴や電波障害施設の巻き取りの観点から、IPユニキャストについて、「あまねく日本全国において受信」するための方法論として、経済性、持続可能性、他のサービスを併せて提供する可能性などを考慮した検討が行われることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
65	<p>○ 南北約600Kmの鹿児島県域には28の有人離島があり、民放4局で中継局の保守・管理を分担してなお、大きな負担となっています。自然災害が激甚化の方向性を辿る中、特に奄美群島へ放送波を送る中継局網の維持・強靱化が喫緊の課題です。離島の健全な情報空間を確保するためにも、条件不利地域として要件を満たすことを明確にさせていただきようお願いします。その実現にあたっては、国や地方自治体が主体となった公的な支援を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省において必要な支援に取り組むことが望ましいと考えています。</p>	無
66	<p>○ IPユニキャストだけに限らず、放送波の代替手段を検討する際、住民理解が欠かせない。</p> <p>社会インフラとして、ライフラインの一つとして放送の送信網を考えるべきで、代替対象地域の地域住民の理解を得るために、総務省や地方自治体の協力を強く要望する。</p> <p>地上波のデジタル化における新たな難視対策の住民説明の経験を踏まえ、総務省や自治体が前面に立って説明会等を実施するよう要望する。</p> <p>IPユニキャストを含め放送波の代替手段を考える際、電波と同じ内容</p>	<p>地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、代替が経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省において必要な支援に取り組むことが望ましいと考えています。</p> <p>権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、</p>	無

のものを視聴者に届けるためにも、「フタかぶせ」がないようにすることは重要で、制度的な整備を要望する。

特別な権利処理が生じないようにしてほしい。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- 小規模中継局等のIPユニキャスト方式でのBB代替を実現するためには、対象となる地域住民の理解が必要不可欠です。各地域の特性に応じて丁寧な説明を行い、理解を得るプロセスにおいて総務省や地方自治体からの協力を強く要望します。

BB代替を著作権法上の「放送同時配信等」として扱くと、許諾や使用料の関係上「フタかぶせ」が生じますが、放送の価値を維持するためにも、それが不要となるよう法整備が進むことを期待します。

【中京テレビ放送株式会社】

- 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件について、「一定の要件を満たす限定的な場合に限り、小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することを許容することが適当である」と提言したのは妥当だと考えます。

代替の要件として、経営状況やコストの合理性など代替の必要性に加え、「地域住民の理解を得る上で必要なプロセスを踏んでいるかといった代替の受容性を勘案することが考えられる」と指摘しています。

この受容性に関しては、別添1の本作業チーム「3次取りまとめ(案)」の20ページ「インターネット経由での番組視聴に対する総合的な受容性評価」に記載のとおり、インターネット経由での番組視聴について、「受け入れられる」との回答が計59%に対し、「どちらともいえない」が21%、「受け入れられない」との回答が計20%との結果になっています。

受容に消極的、否定的な回答が相当の割合に上っていることから、IPユニキャストによる代替を実施する場合には、対象地域の視聴者の方々に対し、可能な限り丁寧に説明し、理解を得ていくことが必要不可欠です。さらに本検討会や本作業チームにおいて、多数の構成員から、視聴者理解に向けた総務省の取り組みに期待する発言が相次いだことから、総務省

放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。

が公的機関として、視聴者理解への取り組みを積極的かつ強力に支援し、協力されることを強く要望します。

IPユニキャストにより代替する場合の権利処理については、「フタかぶせ」は可能な限り避けるべきとして、「円滑な権利処理ができる代替手段となっているかどうか要件を定める上で重要である」と指摘しています。

これに関し、別添1「3次取りまとめ(案)」の73ページ「Ⅲ 実装にあたっての主な課題・論点への対応」の「1. 著作権等の権利処理」では、本作業チームと連携する「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」での議論により「『地域限定特定入力型自動公衆送信』に該当する形態で行われる配信では、現行の著作権法における権利処理が円滑に進む可能性が示されました。これにより、IPユニキャスト方式による放送の代替の円滑な実施に向けて、一定の方向性が得られたものと考えられる」としています。一方、放送事業者においては、「その配信の内容や形態等を踏まえ、適切な権利処理を行う必要がある」とも述べられており、今後いかなる対応が必要となるのか、不透明です。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- 本取りまとめ案では「代替が経営の選択肢であることを踏まえれば、住民理解は一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきもの。総務省においては公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」としています。

しかし総務省が深く関わる形で中継局の共同利用会社が推進され、ブロードバンド代替が検討されていることを踏まえれば、これは「個社の経営の選択肢」でなくむしろ「放送行政の転換」であると考えます。

ブロードバンド代替の実施にあたり対象地域の視聴者に丁寧に説明し理解を得るプロセスが重要なことは十分認識しています。しかし最近はとりわけマンパワーが限定的にならざるを得ない民間放送事業者が日常の送信業務に加え、こうした業務に対応することは困難です。

については、円滑な代替のために総務省や地方自治体が前面に立ち具体的な対応策を講じていただくよう要望します。

また費用に関しては、住民合意のプロセスを含む代替支援は、電波利用

	<p>料の活用など継続的な公的支援措置を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>		
67	<p>○ 「一定の要件を満たす限定的な場合に限り」に「当面の間」と付記すべきです。</p> <p>短期間におけるインターネット技術の飛躍的な進展を考えれば、現状の技術的制約は数年のうちに解決される可能性も高く、取りまとめにおいて縛りをつけることは適当ではないと考えます。これはケーブルテレビが直接受信を代替する手段から都市型サービスに発展した過去の経緯と照らし合わせれば明らかであると思います。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本検討会としても、代替の要件は硬直的なものとならないように配慮すべきであると考えており、そのことは本家で述べたとおりです。</p>	無
68	<p>○ 放送に求められる品質・機能が確保されたブロードバンドを用いた放送サービスとしては、既にIPマルチキャスト方式が多くの視聴者に利用されているところです。</p> <p>加えて、第3次取りまとめにおいて、「基幹放送の枠組みが放送の面的な普及を図るためのものであることや、IPユニキャストの品質・機能について技術的な制約がある中で視聴者の利益の保護を図る必要があることなどを踏まえれば、基幹放送の伝送手段は放送を基本とする必要がある。この観点からは、一定の要件を満たす限定的な場合に限り、小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することを許容することが適当」と判断されたことは適切であると考えます。</p> <p>一方で、実証実験での調査において、IPユニキャスト方式のメリット・デメリットについての一定の理解の下、小規模中継局等による放送のIPユニキャスト方式による代替が視聴者に受容され得ることが確認されつつも、約2割の方が「受け入れられない」と回答された事項は、引き続き解消すべき課題と考えます。</p> <p>また、IPユニキャスト方式により多くの視聴者が放送を同時に視聴する場合には、通信ネットワークへの負荷が増大することは避けられず、その結果、映像遅延・画像劣化の発生等の放送の品質低下が生じるおそれがあることに加え、ブロードバンド事業者が提供する通信サービスにおいても、通信速度の低下等の影響が生じるおそれがあります。</p> <p>これら課題の解消に向けて、具体的な品質・機能要件を規定するための検討を実施する際は、引き続き、当社も積極的に検討・協議に関わってい</p>	<p>代替手段については、まずはケーブルテレビやIPマルチキャストによる放送が考えられますが、それらだけで小規模中継局等による放送を全て代替することが現実的ではないことを踏まえ、一定の要件を満たす限定的な場合に限り、IPユニキャストで代替することを許容することが適当であり、放送事業者において、ブロードバンド網の整備状況も踏まえた上で、適切なものを選択することが重要であると考えています。</p> <p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p>	無

	<p>く考えです。</p> <p>以上を踏まえると、各放送事業者が具体的なブロードバンド代替手段を選択される場合においては、より効率的な通信ネットワークの利用が可能なIPマルチキャスト方式を用いることで、放送サービスの安全性・信頼性や、視聴者にとっての優良な視聴体験を確保できるものと考えます。</p> <p>なお、特にIPユニキャスト方式によるブロードバンド代替を導入する際は、放送に係るトラフィックが増加することにより、代替手段を提供する通信事業者にて通信ネットワークを増強する必要がある場合には、そのトラフィック量や増強規模によっては、その投資に対する負担や支援等について将来的に議論する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
69	<p>○ 今般の取りまとめ案では、権利処理ができないことによる「フタカブセ」等のマスキング処理を回避する観点から、あたかも地域限定特定入力型自動公衆送信に該当するIPユニキャスト方式が望ましいかのように記載されておりますが、レコードの著作隣接権については、令和3年改正著作権法によって集中管理外のレコードも放送同時配信等で円滑に利用できる体制が整っている点にも言及することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本レコード協会】</p>	<p>権利処理については、御指摘の点も含めて、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されたものと承知しています。</p>	無
70	<p>○ 18ページの脚注の最終行「34条1項」は「第34条第1項」のほうがよい。</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>	<p>御意見を踏まえて、脚注の「34条1項」を「第34条第1項」に修正いたします。</p>	有
71	<p>○ 『3. 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件 (3) 円滑な権利処理</p> <p>IPユニキャストで代替する場合においては、権利処理ができないことによるマスキング等の処理（いわゆる「フタかぶせ」）は可能な限り避けるべきであり、例えば、著作権については、現行の著作権法（昭和45年法律第48号）を前提とするならば、地域限定特定入力型自動公衆送信31（放送を受信することにより行うことや専ら放送対象地域で受信されることを目的として行うことなどが必要）に該当する範囲のIPユニキャストなど円滑な権利処理ができる代替手段となっているかどうかも要件を定める上で重要である。』</p>	<p>本検討会としても、代替後において、政見放送を視聴できるようにすることは重要であると考えています。</p>	無

	<p>上記は主に音楽著作権を想定していると感じましたが、国民の知る権利を保障するために選挙における政見放送についても地上基幹放送IPユニキャスト代替やラジオのradikoにおいても配信ができるよう、公職選挙法などの整備が必要であると感じました。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>		
4. 地上基幹放送を代替するIPユニキャストの在り方			
72	<p>○ IPユニキャストによる代替が、地上波の代替にふさわしい品質・機能を確認することが望ましいという指摘に賛同し、「フタかぶせ」は無いよう制度整備されることを要望します。一方、安心安全な伝送方式となるよう、サイバーセキュリティ対策を万全にすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>	<p>権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p> <p>サイバーセキュリティ対策に関する御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
73	<p>○ 本案では、品質・機能の水準について、「IPユニキャストの技術的な制約を考慮するとともに、同作業チームの検討結果を踏まえて、放送に準じて視聴者が受容可能なものとするのが適当である」と指摘しています。</p> <p>IPユニキャスト方式による放送の代替に関する品質・機能等を検討、整理するに当たっては、対象となる視聴者の受容性に配慮するとともに、技術的な制約や実現の可能性を十分に考慮し、提供主体の意見に十分配慮するよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p>	無
74	<p>○ 「業務の的確な遂行や放送に準ずる品質・機能を確認するための方法は、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者とIPユニキャストを行う者との関係を踏まえて合理的なものにする必要がある。」という考え方に賛同します。現在開催されている情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 NHK配信用設備作業班の議論も踏まえて検討されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社radiko】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>検討の在り方に関する御意見については、今後総務省が検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
5. NHKの地上基幹放送のIPユニキャストによる代替			

75	<p>○ 難視聴解消措置については、継続的な経済合理性を検証しながら民放事業者とNHKとで共に合意を得ていくことが不可欠であり、特にNHKには民間放送事業者も含めた放送ネットワーク全体を維持する役割を果たす責務があると考えます。NHKは放送をあまねく全国に送り届ける義務とともに、難視聴解消措置について民間放送事業者に協力する義務を負っており、IPユニキャストによる代替については、NHKが主導的に民間放送事業者に協力し、より多くの責任と負担を負うべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても、一義的には放送事業者において検討すべきものであると考えています。</p> <p>その上で、社会全体で二重投資にならないようにし、コストを最小化する観点からは、NHKと民間放送が協力する必要性が認められると考えています。</p>	無
76	<p>○ NHKについても小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することを許容することに賛同します。</p> <p>地デジ化においてはNHKと民放が共同で規格を作成、推進しました。IPユニキャストも一つのプラットフォームであると考えれば、NHKと民放が同一の環境で推進されることが放送業界全体にとって重要であると思えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
77	<p>○ NHKは事業運営の財源を受信料ではなく視聴料にすべきです。NHK放送を見る暇のない人が、見る暇のある人に配慮する義理はありません。</p> <p>[代替案]</p> <p>(税金ではない)受信料何かにしてしまうとNHKが公共放送を行う公益企業ではなく私益、利益、利権企業団体と化してしまいます。公共放送を名乗るならば民営企業ではなく公営企業として活動し事業運営の財源は国債発行や税金で賄うべきです。</p> <p>参照 デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ (第3次)(案)1 P.19 5. NHKの地上基幹放送のIPユニキャストによる代替</p> <p>NHKは、あまねく全国において受信できるように国内基幹放送を行うことをその目的の一つとしており、AM放送とFM放送とのいずれか及びテレビ放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をする</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>義務を負っているほか、総務大臣の認可を受けなければ、基幹放送局やその放送の業務の廃止・休止をすることができない。また、事業運営の財源を受信料によって賄うことが可能である。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
6. 今後の進め方			
78	<p>○ 図表2-7「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する工程（イメージ）」に示されたとおり、総務省、放送事業者、代替手段の提供主体の3者は、緊密な連携のもとで短期間に多くの作業を進める必要があります。特に権利処理に関する調整などIPユニキャスト固有の課題もあります。著作権法との齟齬や矛盾が生じて権利処理が出来ないような状況を避けるため、省庁間の密な連携を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社静岡第一テレビ】</p> <p>○ IPユニキャスト代替の制度化については賛同するが、今後の著作権法等の抜本的な見直しが不可欠</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>○ 図表2-7「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する工程（イメージ）」に示されたとおり、総務省、放送事業者、代替手段の提供主体の3者は、緊密な連携のもとで短期間に多くの作業を進める必要があります。特に権利処理に関する調整などIPユニキャスト固有の課題もあります。著作権法との齟齬や矛盾が生じて権利処理が出来ないような状況を避けるため、省庁間の綿密な連携を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	<p>権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p>	無
79	<p>○ 今後の制度整備については、視聴者の理解を得つつNHK・民放・自治体のコスト負担低減につながる方向になることを希望します。図表2-7については、予算時期が決まっている各自治体においても、自治体所有局のBB代替を行うことができるよう、弾力的な工程としていただくことを希望します。</p> <p>今回NHK共聴はBB等代替の対象となっていますが、組合や自治体の自主共聴や新たな難視の対策施設においても、今後維持コストがかかること</p>	<p>本案で示した工程は、最短の場合を想定したものであり、実際には、放送事業者における経営の選択肢として、実施可能なものから順次実施されるものと考えています。</p> <p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、工程を具体化していくことを期待しています。</p> <p>また、本案の第2章において「小規模中継局等のブロー</p>	無

	<p>が予想されます。これらについても、BB等代替の手法が使えるかどうかの検討を行っていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ北海道】</p> <p>○ 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に向けては、NHKや民間放送、代替手段の提供主体などの関係者と十分に意思疎通を図り、示された工程を具体化していくべきという意見に賛同します。特に、北海道では自治体が運営する小規模中継局、ミニサテが多く存在しており、柔軟な対応を望みます。</p> <p style="text-align: center;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>ドバンド等による代替」とは、小規模中継局等がカバーする地上基幹放送の受信エリアにおいて、その伝送手段を無線による放送からブロードバンド等による伝送に置き換えることを意味していますが、共聴施設に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	
80	<p>○ 図表 2-7 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する工程（イメージ）」に示されたとおり、総務省、放送事業者、代替手段の提供主体の3者は、緊密な連携のもとで短期間に多くの作業を進める必要があります。</p> <p>総務省ならびに各地域総合通信局が役割を担う「代替支援」はきわめて重要です。総務省ならびに各地域総合通信局は放送事業者の意見や要望を踏まえ、総合的な調整等を行うとともに、IPユニキャストによる代替をはじめとした代替措置を実施する場合は、特に住民説明などを含めた代替支援措置全般において適時適切に展開するよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">【朝日放送テレビ株式会社】</p> <p>○ 中継局共同利用推進全国協議会の設立以降、各放送対象地域において地域協議会が発足し、関東協議会での先行的な検討においてBB等代替、運用共同化、共同利用の3つの施策によるコスト削減効果が示されたことは、大変意義深いことと認識しております。一方で、今後の実務的な検討にあたっては、地域住民の皆様への丁寧な説明や中継局の廃局・撤去に伴う諸費用など、追加的に必要となる経費についても考慮する必要があると考えております。地上デジタル放送への移行時の経験を踏まえ、円滑な移行の実現には、放送事業者による取り組みに加えて、適切な制度的支援の枠組みが重要な要素になるものと存じます。つきまし</p>	<p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p> <p>また、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省において必要な支援に取り組むことが望ましいと考えています。</p>	無

	<p>ては、BB等代替の具体化に向けた検討において、電波利用料の活用を含めた支援の在り方についてもご検討いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ西日本】</p> <p>○ 今回の実証事業で、IPユニキャストによる代替の実現に道筋をつけることになりましたが、今後、本取りまとめ（案）の図表2-7で示された通り、総務省、放送事業者、代替手段の提供主体の3者が緊密に連携して、多くの作業を進める必要があります。</p> <p>とりわけ、今後の総務省による「代替支援」はきわめて重要と認識しており、検証で洗い出された技術的な課題を始め、権利処理に関する制度整備、住民理解など、放送事業者の意見や要望を踏まえ、継続的な協力・支援を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 図表2-7「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する工程（イメージ）」に示されたとおり、総務省、放送事業者、代替手段の提供主体の3者は、緊密な連携のもとで短期間に多くの作業を進める必要があります。権利処理に関する調整などIPユニキャスト固有の課題もあります。</p> <p>総務省の事業として「代替支援」はきわめて重要です。総務省は放送事業者の意見や要望を踏まえ、総合的な調整等を行うとともに、代替支援を適時適切に展開するよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>		
81	<p>○ 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に向けた工程」の具体化にあたっては、総務省により法制的な観点から所要の制度整備が進められることに賛同します。また、NHKや民間放送に加え、ケーブルテレビ、IPマルチキャストなどの提供主体で十分な意思疎通を行うことにも賛同します。</p> <p>さらに、十分な議論が行われ最適な代替手段が選択できるよう、関係の事業者や一般視聴者のみなさまに、前広に情報を共有いただき広く意見を求めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p>	無

82	<p>○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第29回会合のヒアリングの中で、日本ケーブルテレビ連盟より、小規模中継局等のケーブルテレビ代替検討に向けて明確にすべき事項として、「初期費用および運用費用の対象放送局負担と支援する補助事業が必要」との考え方が示されました。ケーブルテレビ代替及びブロードバンド代替いずれの代替手段においても、引込線工事などの他、幹線・引込線間の線路の敷設や分岐装置等の増強、ヘッドエンド内の伝送装置の増強等が必要となる他、現行サービスエリア外への提供であれば、幹線の延伸等の追加投資も必要となりますが、これまで費用負担に関する議論は行われておりません。</p> <p>また、「小規模中継局等のブロードバンド代替作業チーム」の令和5年度実証事業において、アンケート調査による実証対象者の「費用負担」の受容性が確認され、「月額1,000円未満」との回答が最も多いと示されました。実際に代替を請け負うかについては、各ケーブルテレビ事業者等の経営判断ではありますが、そもそも代替の対象となる地域は経済合理性が低く、放送事業者による中継局の維持が困難とされる地域である為、仮に代替を請け負う事業者がいる場合でも、アンケートから想定されるサービス料で代替に係るコストを回収するのは困難であると想定されます。その為、放送の代替に必要なコストについては、代替の第一義的な受益者である放送事業者が費用を負担することが適切であると考えます。</p> <p>さらに、代替地域の視聴者に新たな費用負担が生じる場合、十分にご納得いただいた上で、代替手段を取ることが肝要である為、放送事業者及び当該自治体による住民への周知・理解促進への取組みは重要となります。</p> <p>「今後の進め方」において、総務省にはとりまとめを踏まえた上で「法制的な観点からも検討を行い、所要の制度整備を進めることが期待する」とされており、今後IPユニキャストやケーブルテレビによる代替も含めた基幹放送の代替に関する制度整備が行われると思いますが、事業者が代替を請け負う判断をする上では、放送事業者の負担の在り方、国からの補助金、視聴者の費用負担の有無について明確化する議論を行っていくことが必須であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても、一義的には放送事業者において検討すべきものであると考えています。その上で、総務省においては必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>	無
----	---	--	---

	<p>○ 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」を進めていくために、総務省が「代替支援事業」として電波利用料を財源とする財政的な支援を検討していることは、重要な意義があります。また、NHKには放送法の協力義務を踏まえて、民放事業者との費用負担割合について抜本的に見直しを進めていただきたきたいと考えています。総務省が、NHK・行政・民放それぞれの費用負担のあり方も含めて、民放事業者にとって明確なコスト削減効果を得られるように調整・支援を進めていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>		
83	<p>○ 今後の進め方として示された工程はあくまでもイメージであり、BB代替を実施するかどうかを判断し決定するのはその地域の放送事業者です。スケジュールありきではなく、視聴者にとって受容可能な品質・機能水準を慎重に検討し、放送事業者による経済合理性等による判断のもとで慎重に進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 今後の検討に際しては、放送事業者の経営状況、開設・維持コストの合理性等ばかりではなく、既存の放送・通信のサービスへの影響が出ないよう、コストやその負担の在り方も含め、検討の工程を具体化する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p>	無
84	<p>○ ブロードバンド等による代替は、経済合理性が担保されることが大前提です。その上で、視聴者が納得し、サービス向上につながる仕組みの検討を要望します。また、離島はIP回線が脆弱で、映像品質が保証できない状況ですので、一定の回線品質が保持されるよう視聴環境の整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>	<p>代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、代替手段については、ブロードバンド網の整備状況も踏まえて、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。</p>	無
85	<p>○ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会における「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」 答申においては、「放送役務と共用する場合、(中略)放送サービスに係る費用を除いた上で、第二種交付金を算定することが適当である。」とされています。</p>	<p>代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、代替手段については、ブロードバンド網の整備状況も踏まえて、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。</p>	無

	<p>「放送」分の支援がない状態では、ブロードバンドの整備を進めることが困難となるおそれがあることから、「放送」分について、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金制度とは別の支援を受けられる仕組み等、通信と放送とを総合的に勘案した政策立案が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度については、法令に則り運用されるものと考えており、IPユニキャストについては、現行の放送法上、放送ではないものと承知しています。</p>	
86	<p>○ 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に向けては、NHKや民間放送、代替手段の提供主体などの関係者と十分に意思疎通を図り、本検討会において事務局からイメージとして示された工程を具体化していくべきである。」という考え方に賛同します。今後ラジオにおいても同様の検討を要望します。また、代替手段の提供主体を議論する際には、現在の聴取者にとっての利便性を踏まえて検討されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社radiko】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ラジオについても、放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当であると考えています。</p>	無
第3章 ラジオ放送における経営の選択肢			
1. AM局の運用休止に係る特例措置			
87	<p>○ 本取りまとめ案に記載されたとおり、民放AM放送のうち13社34局が「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けています。今後、社会的影響を最小限にしながら、FM転換やAM局廃止を全国各地で具体化していくためには、再度の特例措置を講じ、より多くの希望するAM放送事業者・送信所にこれを適用していくことがきわめて重要であり、特例措置の適用期間を再度設けることを求めます。</p> <p>その上で、「自治体等との丁寧な調整を前提として、(中略)世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する」との提言に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 再度の特例措置の実施は経営の選択肢を検討するにあたり重要ですので、適用期間を再度設けていただくよう要望します</p> <p>「世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>再度の特例措置を設けることに関する御意見については、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(令和5年3月9日)」において、再度特例措置の適用期間を設けることについて、特例措置の実施状況等を踏まえて検討することとされていることから、現在実施されている特例措置(令和7年1月31日が適用期限)の実施状況等を踏まえて判断すべきものと考えます。</p> <p>インターネット配信による世帯・エリアカバー率の算出方法に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する」との提言に賛同します。また世帯・エリアカバー率の算出において、具体的な算出方法を明示していただくよう要望します。

【株式会社文化放送】

- 今後、社会的影響を最小限にしながら、FM転換やAM局廃止を全国各地で具体化していくためには、再度の特例措置が必要だと思います。世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを緩和する」との提言に賛同します。

【西日本放送株式会社】

- 本取りまとめ案に記載されたとおり、民放AM放送のうち13社34局が「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けています。今後、社会的影響を最小限にしながら、FM転換やAM局廃止を全国各地で具体化していくためには、再度の特例措置を講じ、より多くの希望するAM放送事業者・送信所にこれを適用していくことがきわめて重要です。

したがって総務省に対し、特例措置の適用期間を再度設けることを求めます。

そのうえで、「自治体等との丁寧な調整を前提として、(中略)世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する」との提言に賛成します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 民放AM放送のうち13社34局が「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けています。今後、社会的影響を最小限にしながら、FM転換やAM局廃止を全国各地で具体化していくためには、再度の特例措置を講じ、より多くの希望するAM放送事業者・送信所にこれを適用していくことが極めて重要であり、特例措置の適用期間を再度設けることを求めます。

その上で、「自治体等との丁寧な調整を前提として、(中略)世帯・エリ

	<p>アカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する」との提言に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>		
88	<p>○ FM転換やAM中継局を廃止する場合において、ラジオの聴取実態を反映して、radiko等の配信を考慮する事に賛同します。</p> <p>本文にも書かれている通り、地方ラジオ局の経営は厳しく、災害時の有用性やより地域に根差したきめ細やかな情報を今後も継続して提供するために、ラジオ放送を持続可能な制度とすることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
89	<p>○ 「radiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和することが適当である」との提言は、AM放送の厳しい経営状況を踏まえた内容であることから、大いに賛同いたします</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p> <p>○ FM転換に伴うAM局の廃止は、ラジオ放送の維持・発展を図り、放送局の社会的な使命を果たしていく上で、合理的な経営の選択肢になり得るものと考えます。</p> <p>世帯・エリアカバー率の算出に、radiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮する等の要件緩和が盛り込まれたことは、情報の伝達手段が多様化したデジタル時代の聴取実態を反映したものであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p> <p>○ 経営の選択肢としてのFM転換・AM局廃止を目前に、AM局の運用休止に係る特例措置を再度認める場合に、「世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和することが適当である」との提言に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p> <p>○ 今後、社会的影響を最小限にしながら、FM転換やAM局廃止を全国各地で具体化していくためには、再度「AM局の運用休止に係る特例措</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>置」を講じ、希望するAM放送事業者・送信所にこれを適用していくことは極めて重要と考えます。</p> <p>『世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する』との提言に賛成し、推進して頂きたいです。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p> <p>○ AM局の運用休止に係る特例措置について「世帯・エリアカバー率の算出に当たり、聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する」と提言したことは、多くのAMラジオ事業者の要望を踏まえたものであり、意義があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p> <p>○ 北海道のラジオ放送のカバーエリアは、他の地域と比較すると非常に広く、現状のAM局によるカバーをFM局で実現する為には、AM局を上回る数の中継局が必要となります。その設備投資は現状のラジオを取り巻く環境では、経営努力を超える負担となる為、非常に困難です。</p> <p>世帯・エリアカバー率の算出への、radiko等のインターネット配信の考慮に、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p> <p>○ 「世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和することが適当である。」とすることに賛同します。これまで、AM局の運用休止に係る特例措置の適用を受けるための要件として、radiko等のインターネット配信サービスについては世帯カバー率には含めないこととしていますが、前回のパブリックコメントで多くの放送局からの要望を踏まえ、総務省において検討する必要があるとお考えになったものと認識しています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社radiko】</p>		
90	○ 今後、社会的影響を最小限にしながら、FM転換やAM局廃止を具体	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

化していくためには、それらの課題を全国で共有することが必要です。したがって、希望するAM放送事業者・送信所への適用を拡大させていくことが重要となります。総務省においては、地域事情に鑑みた特例措置の制度拡充および適用期間を再度設けることを求めます。

その上で、「世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する」との提言に賛成します。

一方、北海道はすべてのAM中継局にFM補完局を作ることは経営的にも人的リソース的にも非常に困難な状況です。今後、社会的情勢に応じて、AM中継局をインターネット配信のみで代替することや、その他の手段についての検討も要望します。

【北海道放送株式会社】

- 北海道のラジオ放送のカバーエリアは、他の地域と比較すると非常に広く、現状のAM局によるカバーをFM局で実現する為には、AM局を上回る数の中継局が必要となります。設備投資は現状のラジオを取り巻く環境、特に広大な放送エリアを持つ当社グループのAM局では、経営努力を大きく超える負担となる為、非常に困難です。世帯・エリアカバー率の算出への、radiko等のインターネット配信の考慮に賛同します。

【札幌テレビ放送株式会社】

- radikoの利用者数は年々増えており、昨年度に総務省が実施した調査では、radikoの全年代の利用率は約14%と、NHKプラス等の配信サービスの数字を超えています。世帯カバー率の算出にあたり、radiko等のラジオ番組のインターネット配信を補完的に考慮することは妥当であると考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

【株式会社CBCラジオ】

- 「ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るにあたっては、その聴取実態に配慮することが必要」との提言は、インターネット配信であ

再度の特例措置を設けることに関する御意見については、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和5年3月9日）」において、再度特例措置の適用期間を設けることについて、特例措置の実施状況等を踏まえて検討することとされていることから、現在実施されている特例措置（令和7年1月31日が適用期限）の実施状況等を踏まえて判断すべきものと考えます。

特例措置以外のAM中継局の在り方に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。

	<p>るradikoによる聴取が拡大している実態を踏まえたものとして、意義があります。合わせて記載された「ラジオ放送の災害時の有用性」というラジオ事業者の使命を果たしていくためにも、コスト削減につながるAM局の廃止・FM転換を、推進していくべきだと考えています。「AM局運用休止の特例措置を認める場合」に限定せず、早急にradikoによるインターネット配信を世帯・エリアカバー率の算出対象として容認する制度として整備していただくよう、強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p> <p>○ FM転換やAM局廃止は、AM放送の維持・発展を図る上で合理的な経営の選択肢となり得るものです。この認識のもと、再度の特例措置を認める場合には、自治体等との丁寧な調整を前提として、より多くのAM放送において特例措置の実施状況を検証できるようにするため、「世帯・エリアカバー率の算出に当たり、聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めた要件の緩和が適当」との提言に賛同します。また、本特例措置に限定することなく、今後の制度整備の中でradiko等によるインターネット配信を世帯・エリアカバー率の算出対象として恒常的に最大限認めていただけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社MBSラジオ】 【株式会社MBSメディアホールディングス】</p>		
91	<p>○ 合理的な経営の選択肢となり得るとした、FM転換やAM局廃止に向けた提言に賛同します。</p> <p>弊社では2017年からFM補完中継局を整備し、ラジオ難聴対策を講じて以降、AMとFM2つのラジオで地域貢献に努めてきました。現在、AM局の運用休止に係る特例措置の適用を受けて、AM中継局を運用休止しています。運用休止前に聴取者や放送地域の自治体ほか関係各所へ事前周知を図り、休止以降も聴取者からの問い合わせに対応してきました。様々な意見も寄せられ、地域メディアとしての期待は大きいものと受け止めています。しかしながらAM中継局の運用を休止中も、設備は維持し続けており、AM・FM両設備を維持するコストは小さくはありません。</p> <p>継続して地域メディアの責務を果たすべく、基幹放送普及計画や制度の見直しについて議論が深まり、FM転換に向けた道筋が速やかに立てら</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>れることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>		
92	<p>○ FM転換及びAM局廃止の項では、AM局を廃止する前提で記載されており、不快感がある。そもそも前項でも「AMラジオ放送は、FMラジオ放送に比べて1局当たりのカバーエリアが広く、山間地までカバーしやすい」と記載ある。この点はいくらFM補完中継局を増加させたとしてAMラジオ放送を超えることはないだろう。(電波伝搬の様々な事象を鑑みて。)</p> <p>この前提から2点意見を申し上げる。</p> <p>1. AM局のコストダウンの研究</p> <p>この点、AM方式は簡便な回路(ただし大型となる)で実現できることは学術的にわかっているが、これらのコストダウンの研究について何等触れられていないのは極めて残念だ。AMは高コストとあきらめてだから廃止する、とのきらいがありありと文章から滲み出ている。この点が研究者にも不快感を与える要素となっている。コストダウンの研究は国を挙げて進めるべきであり、一考の価値がある。</p> <p>2. 災害時の有用性に留意とあるが国土強靱化計画といった文書との関連性に何ら触れていない。</p> <p>この点、国土交通省の観点からAM局、FM局、それぞれの災害時の有用性、防災の関連からのコメントを追記しなくてはならない。蓋し、今の学習指導要領からして防災はすくなくとも高校生からは意識する点である。ラジオが一般的に災害時に有用性なのは明らかなため、そこをどのように関連させていくか。深い関連性があるにもかかわらず、たった1行で終わっているのは極めて残念である。詳述追記を求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p> <p>○ エリアカバー率の算定等の場面で、radiko等のインターネット配信サービスの普及状況を考慮してもよいが、防災や生命保護の観点から、海岸沿いや道路トンネル内などは放送波が届いているべきであるから、そうした観点にも配慮する形でFM転換及びAM局は意思を進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人33】</p>	<p>AM局のコストに関する御意見については、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(令和5年3月9日)」に基づき運用休止を行った放送事業者が行うものとして、「経営基盤強化への影響及び強化」についても検証を行うこととされているため、放送事業者において検証されると考えます。また、地方公共団体・道路関係者等に対し、適切な周知及び災害時の対応に関する必要な調整を行うことが要件とされていることから、検証を行う放送事業者において実施されるものと考えます。</p> <p>災害時の有用性に関する御意見については、本案の24ページにおいて「ラジオ放送は、災害時において公衆の生命・身体の安全確保のために必要な情報を迅速かつ確実に提供する観点から、停電時においても情報の伝送が可能なメディアとして高い有用性が認められる。」とされております。</p>	無

93	<p>○ P22の第3章ラジオ放送における経営の選択肢の「FM転換やAM局廃止は、AM放送の維持・発展を図る上で合理的な経営の選択肢となり得るものであり、このため、再度の特例措置を認める場合には、自治体等との丁寧な調整を前提として？」とあるが前半の文章が日本語的に少しおかしいのではないかと。「AM放送の維持・発展？」ではなく「ラジオ放送の維持・発展？」と書いたほうが主題との関係性を考えると自然だと思う。</p> <p>P23の図表3-1 放送に使用されている周波数というキャプションは図表3-1 地上放送に使用されている周波数という風に直すか、放送に使用されているという説明にこだわるなら衛星放送も一般的には放送であるため、衛星放送の周波数と周波数幅を表に追加で入れたほうが表の説明としては自然だと思う。</p> <p>あと個人的な意見ですが県域AM放送局が経営の上の選択肢としてFM転換するのは大いに大歓迎です。クリアに聞こえますし、受信状況がよくない場所ではラジコで代用することもできるからです。ですが国際的に割り当てられているであろう日本で使える中波を運用してる放送事業者がごっそり減ることも意味しています。</p> <p>電波の有効利用を掲げているのであれば、割り当てを解除した後のことについて議論するべきではないかと。なんなら「その他」の項目で検討事項として触れたっていいと思う。現行の放送局と同じ巨大な送信設備を準備しないまでも電波特性を活かした小規模な送信設備と放送という縛りを活かした敷地内放送といったデジタル化も見据えた新たな利用用途も考えられるかもしれないからです。ぜひご検討ください。</p> <p style="text-align: right;">【個人32】</p>	<p>御意見を踏まえて、ラジオ放送における経営の選択肢について、22ページの記載を次のとおり修正させていただきます。</p> <p>「FM転換やAM局廃止は、ラジオ放送の維持・発展を図る上で合理的な経営の選択肢となり得るものであり、」</p> <p>また、図3-1の名称は「地上基幹放送に使用されている周波数」に修正させていただきます。</p> <p>電波の有効利用に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	有
2. FM転換及びAM局廃止			
94	<p>○ FM転換及びAM局の廃止に当たっては、聴取者への周知広報や自治体との調整など十分な準備が必要です。基幹放送普及計画や基幹放送用周波数使用計画を含め、必要な制度整備をできるだけ早期に行っていただくよう希望します。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p> <p>○ 「基幹放送普及計画は、FM転換を想定したものとなっていない」と指摘した上で、「制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向</p>	<p>FM転換に必要な制度整備は、特例措置の実施状況等も踏まえて制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とすることが適当であると考えます。頂いた御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とすることが適当である」との提言について、FM転換の実現に向けた大きな前進と考えることから賛同いたします</p> <p>その上で、AM放送の経営環境は厳しさが増していく中、今後も引き続き、同事業者の要望等に耳を傾けながら、「AM局廃止」並びに「FM転換の実現」に向けて、議論検討を急ぐようお願いいたします</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p> <p>○ FM転換は、経営の選択肢として前向きに捉えています。地域により置局数も異なる現実の中、今後置局を計画的に進めていく必要がありますが、いまだにFM転換の可否を判断する基準が示されていません。1回目のAM局の</p> <p>運用休止に係る特例措置は来年1月に終了し、再度の特例措置ではインターネット配信サービスもエリアカバーとし考慮されることを踏まえて、早期に基準を示して頂けるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>		
95	<p>○ 検討会（第25回）において弊社(株)エフエム東京が述べた要望が反映されたものと受け止め、支持します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p> <p>○ 「制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とすることが適当である」に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p> <p>○ 『95.0MHz超の周波数帯をFM放送用の周波数として既存のFM放送事業者も含めて使用できるようにする』『制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とする』との提言は、我々民放事業者の要望等を踏まえられた内容であり賛成致します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p> <p>○ 「FM転換に向けて、まずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>とする」との提言は、多くのAMラジオ事業者のFM転換に関する現状と要望を踏まえたもので、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p> <p>○ 95.0MHz超の周波数帯について、FM放送用の周波数として使用できるようになることが適当とされたことは、今後のFM中継局の置局において使用可能周波数がひっ迫する可能性が考えられることから賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p> <p>○ ▽95.0MHz超の周波数帯をFM放送用の周波数として既存のFM放送事業者も含めて使用できるようにする、▽制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とする——との提言は、いずれも民放事業者の要望等を踏まえた適切な内容であり、賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>		
96	<p>○ ワイドFMの周波数（90.0～94.9MHz）においても、未だ受信機の普及が課題となっていることから、新たな周波数帯の活用が有用であるかどうかについては十分な調査検証が必要です。一方で、FM放送事業者に配慮しながら、FM補完局において90.0MHz未満の周波数を利用することも状況に応じて認められることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>FM放送用の周波数帯については、総務省において必要なニーズ調査を実施した上で周波数帯の拡大を行うことが適当と考えます。また、FM補完局における90.0MHz未満の周波数の利用については、既に利用されている周波数との干渉等も考慮した上で、放送事業者のニーズも踏まえつつ、適切に割り当てられるものと考えます。御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
97	<p>○ 95.0MHz超の周波数帯について、FM放送用の周波数として使用できるようになることが適当とされたことは、今後のFM中継局の置局において使用可能周波数がひっ迫する可能性が考えられることから賛同します。</p> <p>当社グループ会社を含む全国のAMラジオ局は、将来的にAM中継局の設備を維持できず、FM転換も困難となる可能性があります。その場合、AM中継局の廃止も想定されることから、代替手段としてのradiko等のインターネット配信による聴取については、廃止する中継局がカバーする全ての地域とせざるを得ないと考えられます。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>周知広報への支援に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>影響を受ける自治体や住民の理解促進のため、十分な周知広報を行うことについて、国による後押しや支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 将来的には、AM中継局の設備を維持できず、FM転換も困難となる可能性があります。その場合、AM中継局の廃止も想定されることから、代替手段としてのradiko等のインターネット配信による聴取については、廃止する中継局がカバーする全ての地域とせざるを得ないと考えられます。</p> <p>影響を受ける自治体や住民の理解促進のため、十分な周知広報を行うことについて、国による後押しや支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>		
98	<p>○ ラジオ放送における経営の選択肢についての意見。</p> <p>まず1つ目は、FM波における周波数帯で95.0MHz以上の使用可能についてはNHK・民放関係なく希望する全てのラジオ事業者に与えるようにすること。難聴取対策に役に立ってほしいと思います。</p> <p>2つ目は、AM事業者がFM局に転換するためには現在実施しているAM局の運用休止に係る特例措置で特例措置の期間が終了する際に運用休止中のAM局で期間終了後に運用を再開するか運用休止を延長するか運用そのものを廃止するかは事業者に委ねることを妥当にすることです。または、運用休止にしてないAM局は補完用として残すしてFMメインの放送に移行する制度を設けるようにする。</p> <p>3つ目は、民放ラジオの系列でAMのみで構成されてる系列とFMのみでの系列があるがそれをAM・FM関係なく地方局の編成を活性化して地方局の維持に努めること。今後もラジオ放送は必要不可欠であるためにいろいろと考えてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人25】</p>	<p>FM放送用の周波数に関する御意見については、既存のFM放送事業者も含めて使用できるようにすることが適当であると考えます。</p> <p>FM転換に関する御意見については、まずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とすることが適当であると考えます。</p> <p>地方局の活性化に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
3. その他			
99	<p>○ 「radiko等のラジオ番組のインターネット配信によっても聴取されている実態」について言及され、「その聴取実態に配慮する」ことに踏み込んだ提言は歓迎いたします</p> <p>今後もAM放送の経営の選択肢の拡大を考慮していただき、インターネ</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>ット配信については、柔軟な運用等の検討をお願いいたします 【株式会社ニッポン放送】</p> <p>○ 検討会（第25回）において弊社(株)エフエム東京が述べた意見の主旨が反映されたものと受け止め、歓迎します。 【株式会社エフエム東京】</p> <p>○ 「ラジオ放送においては（略）、近年においてはradiko等のラジオ番組のインターネット配信によってもそれらが聴取されている実態がある。（略）こうした中で、ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るに当たっては、その聴取実態に配慮する」ことは、実情を踏まえたものであり、賛同します。 【株式会社radiko】</p>		
100	<p>○ ラジオ番組の聴取実態は今後も変化していくと思われま。引き続き実態の把握を要望します。 経営状況が厳しい中、災害時においてどのようにメディアとしての高い有用性を保ち、今後も責務を果たしていけばよいのか、ラジオ各社の意見を汲み上げ、状況把握を要望します。 【株式会社文化放送】</p> <p>○ 「ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るにあたっては、その聴取実態に配慮することが必要」との提言は、本検討会における民放連からの要望である「ラジオ中継局のIPユニキャスト（radikoを含む）による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」を踏まえたものとして賛同します。 今後、民放ラジオ各社の意見や個別の事情等を丁寧に汲み上げたうえで、さらに具体化を図っていただくよう要望します。 あわせて記載された「ラジオ放送の災害時の有用性」については、これまでもしっかりと認識し、リスナーに対する責務を果たしてきました。ラジオの経営環境は厳しさを増していますが、経営体力に見合う形で引き続き放送事業者の使命を果たしていきます。</p>	今後総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無

	<p style="text-align: center;">【北海道放送株式会社】</p> <p>○ 『ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るにあたっては、その聴取実態に配慮することが必要』との提言について賛同致します。ラジオ中継局のIPユニキャスト（radikoを含む）による代替について、我々ラジオ社の経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて頂き、検討を強くお願いしたいと思います。</p> <p>『ラジオ放送の災害時の有用性』について、我々も常に意識し、リスナーに対する責務を果たしてきたものと自負しております。経営環境が厳しさを増している状況ではありますが、引き続き使命を果たしていく所存です。</p> <p style="text-align: center;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p> <p>○ 民放連は本検討会第29回会合（8月19日開催）のヒアリングにおいて、「ラジオ中継局のIPユニキャスト（radikoを含む）による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」と要望しました。</p> <p>「ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るにあたっては、その聴取実態に配慮することが必要」との提言は、上記の要望を踏まえたものと受け止めており、これを歓迎します。今後、民放ラジオ各社の意見や個別の事情等を丁寧に汲み上げたうえで、さらに具体化を図っていただくよう要望します。</p> <p>あわせて記載された「ラジオ放送の災害時の有用性」について、ラジオ各社はしっかりと認識し、リスナーに対する責務を果たしてきたものと自負しております。ラジオの経営環境は厳しさを増していますが、ラジオ各社の経営体力に見合う形で、引き続き使命を果たしていく所存です。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>		
101	<p>○ 「第3章 ラジオ放送における経営の選択肢」について拝読しましたが、特に地方の視聴者の利便性と知る権利の保障を最大限考慮していただきたく、ラジオ放送についても本取り組み（ブロードバンド等による</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	代替)にて視聴できるよう、お願いしたい。 【個人26】		
おわりに			
102	<p>○ 代替を認める要件について「複雑で厳格、硬直的な要件とならないように配慮すべき」との記載には賛同する。</p> <p>視聴者の利便性確保が重要であることは言うまでもないが、民放は収支を勘案しながら経営を行っており、経済合理性があることは大前提で、柔軟性も必要だ。</p> <p>また、代替の品質・機能などの要件を定める際の、具体的な方法、プロセスなども明らかにして欲しい。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、代替に向けた工程を具体化していくことを期待しています。</p>	無
103	<p>○ 衛星放送協会の会員である衛星放送事業者は、NHKや地上基幹放送を行う民間放送事業者と同様、厳しい経営環境にあると同時に、専門チャンネルとして、多様な視聴者の興味に応えるべくコンテンツの制作・調達に日々努力している。正確な取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報を24時間提供するニュースチャンネルや多様で健全な娯楽を特定のジャンルに特化して放送するチャンネルの存在は、NHKや地上基幹放送を行う民間放送事業者の役割に匹敵するものであり、日本の放送の発展を支えてきた第3極であると自負している。ただ、多様な動画配信サービスが台頭し、「放送コンテンツの視聴機会が分散化」している現状に対応し、衛星放送の視聴者減少に歯止めをかけるため、伝送手段の多様化に対応し、新サービスの充実を図ることは必至と言える。</p> <p>取りまとめ案では、今回、一定の要件のもと、NHKや地上基幹放送を担う民間放送事業者の小規模中継局やミニサテによる伝送手段の代替として、IPユニキャスト放送の代替を許容しているが、衛星放送事業者の行う放送についても、放送番組を国民に広く提供する手段の一つとして、IPユニキャストによる配信が行えるよう放送制度上の検討を行うよう希望する。</p> <p>【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
別添1 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 3次取りまとめ			
全体的事項			
104	○ ブロードバンド代替に伴って、住民各戸への新たな配線工事や屋内設	ブロードバンド代替については、放送事業者の経営の選	無

	<p>備の整備が必要となるため、経済的負担の有無やその程度が受け入れを巡る住民感情に大きく影響すると考えられます。住民理解の面からも、費用負担の在り方について、公的な役割の重要性を踏まえて早急に明確にするべきです。</p> <p>自主地共聴施設については、国主導で整備してきた経緯から、引き続き国の主導で対応するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>	<p>択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても一義的には放送事業者において検討されるべきものと考えています。</p> <p>自主地共聴施設に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	
第1章 本取りまとめにおいて検討した課題・論点			
105	<p>○ ブロードバンド代替においては、既存の宅内配線が使用できないことから 新たな配線工事が必要となるが、その費用負担の在り方について早急に明確にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p>	<p>ブロードバンド代替については、放送事業者の経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても一義的には放送事業者において検討されるべきものと考えています。</p>	無
第2章 IPユニキャスト方式の代替プラットフォームにおける受容性等の検証（令和5年度実証事業）			
II 机上検討			
2. 検討結果			
106	<p>○ 令和5年度の実証事業による調査で約6割の被験者がIPユニキャスト代替の品質・機能等について「受け入れられる」と回答したことを根拠として、本取りまとめ案では一定の受容性があると結論づけています。しかし、4割が賛同していない結果をもって「一定の受容性がある」とするのは早計です。</p> <p>さらに、「フタかぶせは全く受け入れられない」が8割にのぼり、その受容性が極めて低いことも確認されるなど住民の理解が進んでいない中で、実装に伴う適切な権利処理や住民理解の促進といった責任を放送事業者だけに委ねるのは放送事業者の現場に過度の負担を強いることになりかねません。</p> <p>今回総務省が深く関わる形で中継局の共同利用会社が推進され、ブロードバンド代替が検討されていることを踏まえれば、これは「個社の経営の選択肢」でなくむしろ「放送行政の転換」であり、総務省や地方自治体が主導する形で支援いただくことが必要不可欠です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>御指摘のとおり、令和5年度の実証事業における総合的な受容性評価では「受け入れられる」との回答が約6割にとどまった結果等も参考にして、今後、放送の代替を実施しようとする地域の環境や事情等を踏まえ、住民理解等を得られるようにしていく必要があると考えます。</p> <p>また、地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、代替が放送事業者の経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省においては必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>	無
III ブロードバンド等代替に関する基礎的調査			

2. 辺地共聴施設の現状調査			
107	<p>○ 自主辺地共聴施設の対応については、これまで放送事業者の範疇ではなかったことに鑑み、ブロードバンド代替等への移行については国の主導のもと、進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
第3章 IPユニキャスト方式による放送の代替に関する品質・機能等の基本的な枠組み			
II 品質・機能の基本的な枠組み			
1. 対応デバイス			
108	<p>○ PC、スマホからIPユニキャストでの視聴が可能となったことを根拠に、PC、スマホを所持しているだけで「放送受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者」＝「NHKとの受信契約の締結義務対象」となるような方針・政策にはしないでいただきたいです。</p> <p>中々理解されませんが、私はテレビ番組から感情を押し付けられることが不快に感じます。例えばレポーターが料理を食べておいしいと言ったり、アイドルが子猫を見てカワイイと言ったり、ニュースキャスターが怪訝な顔と声色でニュースを読み上げたり。こういった放送に私自身の感情が引っ張られることが堪らなく嫌なのです。また、不要な物のためにお金を支払うことも納得できず、NHKとの契約の必要がない、テレビを持たない生活を続けています。しかしながら、もしPC、スマホを所持するだけで不要な物にお金を支払う義務が発生するようになれば、私はPC、スマホを捨てるしかないのでしょうか。これではデジタル社会の中で生きていけません。</p> <p>岸田前総理は「新しい資本主義03 デジタル社会への移行」として「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化を進めます」とおっしゃいました。どうか私を取り残さないでください。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人34】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、令和7年10月1日施行の放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）による改正後の放送法（昭和25年法律第132号）において、NHKの放送番組等に係る配信がNHKの必須業務とされたことに伴い、「特定必要的配信の受信を開始した者」（同法第64条第1項第2号）は、NHKとの受信契約の締結義務の対象とされています。すなわち、スマートフォンやPC等の通信端末機器を所持しているだけではNHKとの受信契約の締結義務は生じず、これらの通信端末機器上の一定の操作を経てNHKの特定必要的配信の受信を開始した者に限って、受信契約の締結義務が生じることになります。</p>	無
4. 権利保護			
109	<p>○ 視聴データ活用の期待が高まる中、視聴者ニーズに応えるため、早急に制度の在り方を検討し、放送事業者での共同利用環境の整備を急ぐ必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ大阪株式会社】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

5. 利便性			
110	<p>○ 作業チームの実証事業の結果では、データ放送のニーズが高かったことが確認されています。自治体にとっては、災害等の緊急性の高い情報発信にも利用しており、インターネットが利用できない環境でも情報を入手できるため、生活者、特に高齢者等の利便性向上に寄与しています。</p> <p>IPユニキャストでデータ放送の代替を実現することは不可能ではなく、デジタル放送の特性を生かしたデータ放送サービスは、地域情報の発信を担うローカル局や生活者にとっても必須機能となっています。</p> <p>【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ データ放送は、単なる「気象・災害情報」の提供のみならず、Lアラートから取得した各自治体の避難情報を当該地域の視聴者にPUSH通知することで速やかな避難行動に結びつける役割も担うなど、放送事業者として重要な機能であるため、実装されることが必要と考えます。</p> <p>【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>御意見については今後の参考とさせていただきます。なお、本案における「品質・機能の基本的な枠組み」は、あくまでも受容性・技術面等の観点から、放送の代替として妥当性のある品質・機能を示したものであり、実際の実装段階において、視聴者の視聴体験をより向上させるような品質・機能を提供することを妨げるものではありません。</p>	無
6. その他			
111	<p>○ 品質・機能要件は「なし（放送と同内容）」と整理されたことについて賛同します。権利処理については、現行の放送と同一に取り扱われることが、IPユニキャスト方式が選択肢となるためには重要であるため、省庁間の密な連携により適切に処理が行われることを要望します。</p> <p>【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
Ⅲ 実装にあたっての主な課題・論点への対応			
1. 著作権等の権利処理			
112	<p>○ 「フタかぶせ」は視聴者の受容性の低さもさることながら、放送事業者の運用負荷が大きく、特にローカル局の人員体制や設備コスト等を勘案すると、持続的に対処するのは困難な状況です。「フタかぶせはなし」と整理されたことは、IPユニキャストを実現させるために、適切な結論と考えます。</p> <p>【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
113	<p>○ IPユニキャストを含めたBB等代替の円滑な実施のためには、権利処理の在り方が重要な要素になるものと考えております。そのため「地域限</p>	<p>IPユニキャスト方式による放送の代替を実施する場合の権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中</p>	無

	<p>定特定入力型自動公衆送信」に該当する形態で行われる配信においては、地上波放送における権利処理を行えば別途の権利処理（保証金支払を含む）を不要とすることとしていただければ、権利者の適切な保護と、視聴者の利便性向上の両立が図られるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ西日本】</p> <p>○ 総務省と文化庁が整理した解釈では「制度上は、IPユニキャスト代替は著作権法上も権利者の許諾なく送信可能」としつつも「実際の運用においては別途合意や補償金対応が必要」としています。しかしこうした不透明な状況では放送事業者は安心して代替に進むことはできません。</p> <p>円滑な権利処理の是非は代替の経済合理性を判断する上で重要な要素です。昨今、小規模中継局等の更新期限が迫り、一部には機器不具合も発生し状況は切迫しています。総務省は文化庁および関連団体と連携し、制度上だけでなく運用上の課題解決に向けても迅速かつ具体的な対応を進めていただくよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」として整理しています。放送の代替を行おうとする事業者等においては、その解釈も参考にした上で、代替手法等を踏まえ、適切な権利処理を行うことが重要であると考えています。</p>	
114	<p>○ 貴省と文化庁との間で整理された「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」は、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等のブロードバンド代替といった特定のニーズを超えるようにも解釈でき、仮にそうだとした場合、権利者が想定外の不利益を被るおそれを否定できません。</p> <p>地域限定特定入力型自動公衆送信について、著作権法は、集中管理対象の該否を問わず、一律にレコード送信可能化権を補償金請求権に切り下げていますが、商業用レコードの放送使用に係る二次使用料請求権や放送同時配信等に係るレコード送信可能化権の管理と異なり、補償金請求権の集団的行使に関する明文の法規定が整備されていない点にも注意が必要です。</p> <p>当協会が平成18年10月に放送番組のインターネット配信についてレコード送信可能化権の集中管理を開始してから18年が経過し、テレビ番組の同時配信・見逃し配信・アーカイブ配信について、すでに数多くの許諾を行ってまいりました。集中管理外のレコードを放送同時配信等で用いる場合の権利処理についても、令和3年改正著作権法によって所要の法整備がな</p>	<p>IPユニキャスト方式による放送の代替を実施する場合の権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」として整理しています。放送の代替を行おうとする事業者等においては、その解釈も参考にした上で、代替手法等を踏まえ、適切な権利処理を行うことが重要であると考えています。</p>	無

	<p>されており、小規模中継局等のIPユニキャスト代替に係るレコード送信可能化の権利処理についても、集中管理の許諾スキームを活用することが有効と思料します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本レコード協会】</p>		
3. 住民理解・受信者対策			
115	<p>○ 円滑に進めるには国や行政機関が主体的に関わり、各地域事情に精通したNHKにも中心的な役割を期待します。</p> <p style="text-align: center;">【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 本取りまとめ案では「代替が経営の選択肢であることを踏まえれば、住民理解は一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきもの。総務省においては公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」としています。</p> <p>しかし総務省が深く関わる形で中継局の共同利用会社が推進され、ブロードバンド代替が検討されていることを踏まえれば、これは「個社の経営の選択肢」でなくむしろ「放送行政の転換」であると考えます。</p> <p>ブロードバンド代替の実施にあたり対象地域の視聴者に丁寧に説明し理解を得るプロセスが重要なことは十分認識しています。しかし最近はとりわけマンパワーが限定的にならざるを得ない民間放送事業者が日常の送信業務に加え、こうした業務に対応することは困難です。</p> <p>については、円滑な代替のために総務省や地方自治体が前面に立ち具体的な対応策を講じていただくよう要望します。</p> <p>また費用に関しては、住民合意のプロセスを含む代替支援は、電波利用料の活用など継続的な公的支援措置を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、ブロードバンド代替が放送事業者の経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省においては必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>	無
116	<p>○ IPユニキャストを含めた小規模中継局等による放送の代替を実施する際、地域住民の理解を得る取り組みでは総務省、地域においては総合通信局との緊密な連携が重要であると考えております。九州総合通信局が管轄する放送対象地域は7地域に及ぶなど、地域によって総合通信局の負担も異なることから、総務省におかれましては、各地域の実情に応じた柔軟かつ積極的なご支援の在り方についてご検討いただければ幸いです。</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。総務省において、各地域の実情等に応じた必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>	無

	【株式会社テレビ西日本】		
117	<p>○ 「総務省等の行政機関とも協力しながら住民理解等を得られるようにしていく必要がある。」とした点に賛同します。また、「放送の代替を実施しようとする地域の環境や事情等を踏まえ」とした点は重要であるため、各地域事情に明るいNHKが中心的な役割となって住民理解・受信者対策の対応を行っていくことが円滑に進めるために必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、ブロードバンド代替が放送事業者の経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省においては必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>	無

別添2 公共放送ワーキンググループ 第3次取りまとめ

全体的事項

118	<p>○ NHKの国際放送の在り方を中心に、放送の国際発信・国際展開の在り方について、深い議論の結果、本案が取りまとめられたことに謝意を表します。</p> <p>NHKは、中期経営計画に基づいて、国際発信と国際展開双方の強化を進めているところであり、視聴環境が大きく変化する中でも、「日本の視座」の発信など、公共放送の役割をしっかりと果たしてまいり所存です。その前提として、ニュースの編集意図の貫徹、コンテンツの質等が求められると考えており、現在取りまとめを進めているNHK中期経営計画の修正案において、国際発信について「質的充実」とともに、リスク管理の向上を図り、ガバナンスを強化」することを明記したところです。また、国際戦略調査における日本の理解度について「四半期業務報告」で公表するなど、適切に視聴者・国民の皆様に対する説明責任を果たしてまいります。</p> <p>一方、コスト負担の軽減については、「視聴者保護を前提としつつ、従来の放送（テレビ・ラジオ）中心の送信網からネット併用型の送信網へのシフトを図ること等により実現していくべき」（19ページ）との本報告書案の指摘は大変重要だと認識しています。</p> <p>本ワーキンググループにおける議論を踏まえながら、中期経営計画に基づき、引き続き、国際発信・国際展開の取組を積極的に進めていく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
-----	--	-----------------------------	---

2. 放送の国際発信・国際展開の現状と課題、目指すべき方向性

(4) 課題と目指すべき方向性

119	<p>○ 「NHKが民間放送事業者等と協調してオールジャパンで取り組んでいくことが肝要」との指摘は重要であり、NHKに対しては権利処理やローカライズなどの点で先導的な役割を果たしていただきたいと考えます。</p> <p>総務省には、NHKと民間放送事業者との連携強化のため、日本のコンテンツの認知度向上や高品質な番組制作の環境整備など実効性のある支援を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>具体的な支援等に関する御要望については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
120	<p>○ また、インターネット配信プラットフォームについて、「NHK国際放送として取り組むべきもの及びNHKが民間放送事業者等と協調してオールジャパンで取り組むべきものについて提言する」とまとめられました。</p> <p>政府が日本のコンテンツの国際競争力を高め、コンテンツ産業の活性化のために様々な戦略を議論されていますが、オールジャパンでのプラットフォームなど国を挙げての取り組みが業界の底上げにもつながることを期待します。</p> <p>ただし、プラットフォームの運用に関しては、ネット配信に要する人材や権利処理に関する人材の確保、人件費、供給する配信コンテンツの統一した規格、費用の回収方法などの課題が多くあります。また、すでに海外展開を進めている個社との棲み分けをどうするか、という課題もあります。議論を進めるにあたり、官民の放送関係者がこうした課題を正確に把握した上で、進めていくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
3. 具体的対応策			
(3) NHK国際放送の財源の在り方			
121	<p>○ NHKの外国人向け国際放送における昨今の不祥事に鑑みると、外国人向け国際放送を引き続きNHKに担わせるのは著しく不相当であり、政府が直轄事業で行うか、JIBに移管するのが妥当であると考えます。</p> <p>仮に、NHKがなお外国人向け国際放送を引き続き担うとした場合は、財源の確保が問題となる。政府の歳出削減の観点から、諸外国の公共放送の事例を参考にした規律の下で、限定的に広告放送を認めるべきであると考えます。その場合の規律としては、以下のようにするのが望ましいと考えられる。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>1. 商品やサービスについての直接的な広告は規制し、企業紹介にとどめる（アメリカPBS）</p> <p>2. 番組内へのCM挿入を禁止（韓国KBS：ただし、長時間番組に関しては2部構成にするなどして、部と部の間にCMを挿入することが認められている）</p> <p>3. 費用のうち広告放送により賄う比率に上限を設ける（ヨーロッパ各国の公共放送）</p> <p style="text-align: right;">【個人33】</p>		
(5) NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築			
122	<p>○ 本取りまとめは、「放送コンテンツの国外への流通を促進するため、NHK・民間放送事業者の共同によるインターネット配信プラットフォームの構築を目指す」と提言し、あわせて、既存プラットフォームとの関係性や事業運営方法への留意、現地プラットフォームの活用も考えるべきとしています。</p> <p>放送コンテンツの国内外への配信については、民放各社はそれぞれの戦略に基づいて実施をしており、競争領域として位置付けられる要素を多く有します。そのため、行政、NHK、そして民放、それぞれの役割を明確にし、協調できること、すべき点については、連携をしつつも、全てを協業することは現実的ではないことを共通認識とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】</p>	<p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
123	<p>○ 国内外の配信については、民間放送事業者各社がすでに経営戦略・事業戦略に基づいてビジネスを行っている競争領域の部分が多くあります。競争領域と協調領域を明確化した上で、各社の事業戦略としての選択を尊重すべきと考えます。</p> <p>本取りまとめで構築を目指すとしている「インターネット配信プラットフォーム」という言葉には、さまざまなプラットフォームとしての機能が含まれていると認識しております。民間放送事業者では、すでに各社の経営判断で配信業務や海外展開を行っている場合がありますので、放送事業者がそのさまざまな機能を選択肢として利用可能となるよう、今後、整備を進めるにあたり、NHK・在京局だけでなく、在阪・在名局、ならびにローカル局の意見も十分に汲み取るよう要望します。</p>	<p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

		【朝日放送テレビ株式会社】	
124	<p>○ 放送コンテンツの国内外への配信については、民放各社はそれぞれの戦略に基づいて実施をしており、競争領域として位置付けられる要素を多く有します。そのため、行政、NHK、そして民放、それぞれの役割を明確にし、協調できること、すべき点については、連携をしつつも、全てを協業することは現実的ではないことを共通認識とすべきと考えます。</p> <p>【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
125	<p>○ 新たなプラットフォームを立ち上げ国外での視聴数を増やすには、それぞれの国の文化や国民の趣味趣向に合わせたマーケティング戦略が必要不可欠で、世界各国で利用者を伸ばしている外資系プラットフォームは莫大な予算をかけてプロモーションを行っています。また、プロモーションのみならず、国外で受け入れられるUI・UXの研究も必要となるため、新たなプラットフォームを立ち上げるに際しては、充分なりサーチを行いその有効性を慎重に検証することが必要であると考えます。またその一方で、既に国外で浸透している動画配信プラットフォームとの協業を探る方が近道となる場合もあるのではないかと考えます。NHK・民間放送事業者の共同配信プラットフォームのみに軸足を置くのではなく、国外で浸透しているプラットフォームとの協業の道等も並行して探っていく必要があると考えます。</p> <p>【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】 【株式会社CBCラジオ】</p>	<p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
126	<p>○ 放送コンテンツの海外への流通を促進するため、総務省は、人材育成も含めて積極的に支援していくべきだと考えています。海外展開のための配信プラットフォームの構築については、個々の民放事業者の配信に関するビジネスの実態も踏まえて、検討していくべきだと考えています。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
127	<p>○ 日本独自のプラットフォームを立ち上げ、日本のコンテンツを集めたとしても、海外展開がすぐにうまくいく訳ではなく、綿密な事業計画が</p>	<p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの</p>	無

	<p>必要です。</p> <p>NHK・民放共同のインターネット配信プラットフォームの構築については、動画配信プラットフォームにこだわらず、マーケティングや展開地域、ビジネスモデルの最適化、コンテンツの選定、PR戦略、権利処理やローカライズなど放送事業者が海外展開を進める際に利用可能な様々な機能を含んだプラットフォームの整備ととらえるべきです。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
128	<p>○ 本取りまとめは、「放送コンテンツの国外への流通を促進するため、NHK・民間放送事業者の共同によるインターネット配信プラットフォームの構築を目指すべき」と提言し、あわせて、既存プラットフォームとの関係性や事業運営方法への留意、現地プラットフォームの活用も考えるべきとしています。</p> <p>民放連は、プラットフォームという言葉は、さまざまな機能を含む概念と受け止めておりますが、狭い意味での配信プラットフォームについては、▽誰が運営し、そのコストをどう回収するか、▽民放個社の海外展開との棲み分け、▽一定量のコンテンツを揃えるハードル、▽権利処理のハードル——など、多くの課題があります。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
129	<p>○ 本案では、具体的対応策として「コンテンツ産業における競争力確保等の観点から、我が国放送コンテンツの国外への流通を促進するため、NHK・民間放送事業者の共同によるインターネット配信プラットフォームの構築を目指すべき」と明記しています。その際に「放送コンテンツの認知度や露出機会を向上させる観点からは、それぞれの国・地域で浸透しているインターネット配信プラットフォームの活用も考えるべき」とした上で、「単なるコンテンツ供給者に留まることのないよう、編成権や二次利用権等のコントロール権の確保に努めるべき」としたことは妥当です。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
130	<p>○ NHKと民放では収益構造や海外展開戦略が大きく異なるため、国が事業者に対して一律の番組供給ルールを課すことは個社の経営の自由度を奪う可能性があります。</p> <p>共同プラットフォーム構築については、結論ありきではなく、民間放送</p>	<p>本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者</p>	無

	<p>事業者の声を丁寧にくみとりながら慎重に議論を進めていただくよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
公共放送ワーキンググループ 取りまとめ その他			
131	<p>○ nhkで、サムソンの社名及び商品を紹介されていた。日本企業の宣伝は禁じられているのに韓国企業だけ特別扱いするのはいかがなものか。</p> <p>ふり返れば、天安門事件があった際にも、同時のニュースで、「少なくとも広場での大きな虐殺はなかった」などと報道。中国共産党に忖度した世紀の大誤報だった。</p> <p>なぜnhkが外国に媚びた誤報や偏向報道をしているのに放置をするのか。nhkの管轄は総務省であるはず。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。</p>	無
132	<p>○ NHKは公共放送を謳っているみたいですが公営なのか民営なのかどこかで公言されているのでしょうか。はっきりして頂きたいです。</p> <p>公営、民営どちらにしろ経費削減が必要ですし質の良い放送をすべきでは。</p> <p>視聴していない人からしたら何を放送しているのか知りませんがSNSでは良い評判を聞かないという事は知ってます。</p> <p>事実上有料であるNHKは無料で使えるSNSや動画サイトに負けていると思うんですがNHKも無料化すべきだと思います。</p> <p>NHKはテレビで過去の国会中継を見放題に出来るようにすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。</p>	無
133	<p>○ NHKは日本在住の人から受信料を取らないで外国在住の人から受信料を徴収すべきです。</p> <p>円安の昨今ですから外貨獲得の好機です。</p> <p>日本在住の人は有料で外国在住の人は無料なのは到底納得出来ません。</p> <p>外国在住の人から受信料を徴収する気がないなら費用削減の為に停波すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。</p>	無
134	<p>○ NHKは受信料を支払えばかり言わないでNHK側も支払うべきかと思いません。</p> <p>例. ラーメン屋にNHK受信料を支払って欲しければNHKの人がそのラーメ</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。</p>	無

	<p>ン屋で何度も飲食をしてその結果NHK受信料の2倍以上(税金、各種保険料、諸経費を支払った後)の手取りをラーメン屋経営者が貰える。 こういう感じでNHK受信料を支払う側が儲かる仕組み(制度)を作るべきです。 一方的なビジネスを容認出来ません。</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p> <p>○ NHK受信料(NHK関係者の給料)を支払って欲しければ、私の給料を支払ってください(私が経営している飲食店でNHK関係者が食事をする等) NHK受信料に反発する人が多いのは自分は給料(NHK受信料)を支払ってるのにNHK側は給料を支払わないからだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人29】</p>		
135	<p>○ NHK受信料(NHK見放題のみ)に不満があります。ですので画期的な方法を思い付きました。主に有力企業とのコラボです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の国会中継見放題 ・FOD ・U-NEXT ・NetFlix 月額プラン(プレミアム) ・Hulu ・Amazon Prime <p>NHK受信料(価格据え置き)を支払ったらこれらのサブスクリプションを無制限に使えるようにしたらどうでしょうか。 こうすればNHK受信料を支払うメリットがあると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人24】</p>	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
136	<p>○ 総務省からnhkに再就職できないようにしてほしい。 明らかに利害関係があるのに再就職先になってしまうと組織が腐敗してしまう。既に偏向報道や明らかに高いnhkの給与などさまざまな弊害が出てきている。どうせこの案も採用されないが。採用されていなければ腐敗しているという証拠になるだろうな。</p> <p style="text-align: right;">【個人27】</p>	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
137	<p>○ インターネットを使って解約出来る等、NHKの解約方法を充実させるべきです。</p>	放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	<p>病気や障害等で目が見えない、耳が聴こえない、声が出せない人だって居るんです。 そういう方々を差別、迫害しないようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">【個人28】</p>		
138	<p>○ NHKは不要だと思います。無くしてください。 なぜなら、税金同様に強制的に受信料を徴収しているにも関わらず国民のための放送になっていないからです。 例えば、次世代型ワクチン(レプリコンワクチン)については、たくさんの専門家が危険だとして接種中止を訴えているのに放送されません。 今年の5月、WHOパンデミック条約反対のデモに5万人集まりました。 普通に考えたら大きなニュースになる出来事ですが、放送されませんでした。 ドキュメンタリー番組も捏造多数。 こんな国民を間違った方向に誘導するかのような放送は有害です。 なのに強制的に料金徴収とはふざけるな! です。 どうしても放送し続けたいなら、民間の有料放送同様に登録制にするべきです!!</p> <p style="text-align: right;">【個人35】</p>	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
別添3 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 第2次取りまとめ			
全体的事項			
139	<p>○ 海外向けのビジネスを、いわゆるオールジャパンで進めていくという総論については理解できますが、長年各社の経営戦略に沿って進められてきた競争領域でもあります。今後も協調と競争という二本立てを前提しながら、トータルで日本のコンテンツが海外により効果的に浸透していく結果を得られるよう、様々な観点から議論を深めていくことが重要と考えます。 民放個社の単位では、解決が容易ではない権利処理の円滑化、また、海外向けのクリエイター育成、ローカル局の海外展開などのテーマについては、行政による旗振りの下、他省庁などとも連携をしながら検討を深め、放送業界全体にとっての大きなメリットとなることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。 御要望については、今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>○ 民放個社の単位で、解決が容易ではない権利処理の円滑化、また、海外向けのクリエイター育成、ローカル局の海外展開などのテーマについては、行政による旗振りの下、他の省庁などと連携をとりながら検討を深め、放送業界全体にとっての大きなメリットとなることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>		
1. 基本認識			
140	<p>○ 本とりまとめ案において、国が放送コンテンツの海外展開を見据えた制作・流通の機会を積極的に支援する方針を示されたことに賛同します。</p> <p>海外市場は欧米やアジアの強力なプレイヤーが競い合う厳しい環境にあり、その中でリスクを負って挑戦する放送事業者を支援することは経営基盤強化の一角を担い、ひいては放送の社会的役割の維持に繋がると考えます。</p> <p>他方で、放送業界が大きな変革期を迎える中で、NHKや民放各社、大手配信事業者との「協調」と「競争」の領域を見極めることがとても重要です。総務省においては放送業界及び国民・視聴者の利益に資する制度設計を引き続き推進いただくとともに、一方の競争領域においては一律の枠組みやルール作りが逆に個社の経営選択肢を制約することのないよう柔軟な政策立案を期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、政策立案に関する御意見については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
3. 第1次取りまとめ後の現状及び課題並びに対応策			
(1) コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方			
141	<p>○ 「放送コンテンツの製作取引の一層の適正化」の方向性に賛同します。NHKにとり、番組制作会社は公共放送を共に支えるパートナーです。番組制作会社とNHKはお互いに切磋琢磨し、適切な競争関係を促進することで、制作能力の向上を図り、その成果を視聴者に還元していきたいと考えています。</p> <p>NHKでは、中小企業庁の「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査なども踏まえ、「価格交渉」「価格転嫁」の促進について、昨年秋以降、グループ全体として取り組んでまいりました。8月には、公開ホームページ</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>のNHKオンラインにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に対する取組方針を掲載しました。NHKおよびNHKグループでは、公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、発注者として適切な労務費の転嫁を着実に進め、「労務費の上昇分について取引価格への転嫁に対応する」、「価格の根拠として提示される公表資料を尊重する」、「受注者のみなさまとの取引価格の適正化を意識する」、「労務費の転嫁を求められた場合には協議に応じ、求められたことを理由に不利益な取り扱いほしない」と表明しています。</p> <p>NHKおよびNHKグループとして、今後も番組制作会社との適正な取引を促進し、番組制作会社の皆様とともに優良な放送コンテンツの制作を進めていきたいと考えています。</p> <p>あわせて11月から施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）へも真摯に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
142	<p>○ オールジャパンの海外ビジネス展開という趣旨は理解します。当社は、経営戦略に基づいた事業戦略として長年海外ビジネスに取り組んできました。競争領域と協調領域があることを大前提として、日本のコンテンツ流通とビジネスが拡大するような観点での議論を進めていただき、民間放送事業者各社の事業戦略の選択肢の1つとなることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御要望については、今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
143	<p>○ 海外のニーズをとらえた高品質なコンテンツの制作は、グローバル展開には不可欠であり、クリエイター、ビジネスプロデューサー、VFXなど先進的な技術を活用できる技術者を育成するために海外留学や研修の機会を設けて、国際標準の制作環境整備に向けた支援に早急に取り組んでいただくよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
144	<p>○ 製作取引の適正化については、当社も総務省の検証・検討会議におけるガイドラインの改訂作業等に積極的に参加し、その結果、フリーランスへの対応などを含むガイドラインの改訂版が公表されました。放送事業者として、これからもガイドラインに沿って適正化に努めて参ります。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>す。</p> <p>放送コンテンツは放送事業者が事業展開していく上での価値の源泉であり、製作会社や出演者等は放送コンテンツを生み出すパートナーであり、今後も取引の適正化に向けた取り組みを続けて参ります。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>		
145	<p>○ 【人材育成の取組への支援】</p> <p>放送コンテンツの海外展開を拡充するためには制作のみならず、流通を支えるビジネスプロデューサーの育成が欠かせません。完パケ番組を販売するだけでなく、企業とのタイアップやロケツーリズムの誘致などを企画する、戦略的な思考を持った人材が求められています。</p> <p>人材育成の取組への国の支援は後者も視野に入れ、意欲ある若手を選抜して欧米やアジアのテレビ局、制作スタジオ、ディストリビューターなどに派遣し、世界水準のコンテンツ制作とコンテンツビジネスを“肌で感じて学び、人脈を形成する”機会（留学生や研修団の派遣）を提供したり、語学力を高める研修機会を提供したりするなど、多様で重層的な施策を要望します。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御要望については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
146	<p>○ 本案において、人材育成の取組として「放送事業者・番組制作会社に対し、グローバル水準のコンテンツ制作や諸外国での展開実績を有する海外事業者の招聘や、先進的なデジタル技術に関する研修等を通じて、制作過程におけるデジタル技術の活用を含め、高品質コンテンツを制作するためのノウハウ習得を図る人材育成の取組への国の支援が必要」と指摘したことに賛同します。</p> <p>こうした人材育成において、良質なコンテンツの製作・流通には必要な方策であり、国の支援は不可欠です。さらに、人材育成の時間やコストが多くかかることから、国の支援は一時的ではなく、幅広い支援を持続的に行っていただくよう要望します。併せて、民放事業者が支援をお願いする際は、早急な対応ができるように、申請手続きを可能な限り簡素化・省力化するよう要望します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
(2) 放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方			
147	<p>○ 海外向けのビジネスを、いわゆるオールジャパンで進めていくという</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

総論については理解できますが、長年各社の経営戦略に沿って進められてきた競争領域でもあります。今後も協調と競争という二本立てを前提しながら、トータルで日本のコンテンツが海外により効果的に浸透していく結果を得られるよう、様々な観点から議論を深めていくことが重要と考えます。

民放個社の単位では、解決が容易ではない権利処理の円滑化、また、海外向けのクリエイター育成、ローカル局の海外展開などのテーマについては、行政による旗振りの下、他省庁などとも連携をしながら検討を深め、放送業界全体にとっての大きなメリットとなることを期待します。

【高機能設備の利用・導入への支援】

- ・放送コンテンツの海外展開を拡充するためには制作力向上のみならず、流通させるために必要な実務（他言語字幕の付与、AIを活用した業務のDX化、過去作品のデジタル化など）の効率化が欠かせません。国の支援は後者も視野に入れ、AIを活用した翻訳・字幕付与システムや業務DX化のためのシステムなどの利用・導入を幅広く支援対象に含めるよう要望します。
- ・個別の放送事業者だけでは取り組みづらい特定の言語、国や地域に絞ったローカライズの支援も効果的だと考えます。

【国際見本市等への出展支援の拡充】

- ・国際見本市はプロモーションのみならず、商談の機会として大変重要な位置づけにあります。そのため引き続き国として出展支援を実施することは、きわめて適切であると考えます。国際見本市への出展は新規顧客（海外の放送事業者、配信事業者、ディストリビューターなど）を開拓し、完パケ番組の販売に留まらないコンテンツビジネス（フォーマット権やリメイク権、共同制作、イベント、グッズ販売など）の広がりを実現するために欠かせません。しかし昨今の円安・物価高によって必要経費が驚くほど高騰しており、特に人的リソースと予算に制約のあるローカル局は、海外市場に挑戦したくても二の足を踏まざるを得ない状況です。

挑戦する放送事業者の背中を押すため、総務省が主体となって海外見本市にパビリオンを出展し、放送事業者の必要経費（出展料、装飾費、旅費など）の助成や来場する海外バイヤーとのマッチングサービスを拡充する

なお、御要望については、今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

	<p>など、従前の支援策を抜本的に強化することを要望します。さらに日本のコンテンツに需要があるものの、個別の放送事業者だけでは取り組みづらい国や地域（南米、アフリカ、中東など）における戦略的な商談機会の創出を期待しています。</p> <p style="text-align: center;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>		
148	<p>○ 放送コンテンツを海外で流通させるには、先進的なデジタル技術を活用してコンテンツを制作できる人材を育成することも大変重要であると考えますが、先進的な技術を駆使せずとも人気を得たコンテンツが存在することを考えると、現地のマーケティング、つまり海外でどのようなコンテンツが求められているかを知ることが最も重要です。ただし、制作資金が潤沢にないローカル局においては、エリア内の視聴者が求めるものを優先して制作することが多く、海外で求められているものとの整合性を取ることが最も難しい課題であると考えています。ローカル番組の制作段階から海外展開に関する相談を受け付ける仕組みを整備することも検討すべきです。</p> <p>また、地方の魅力を世界に発信するにはローカル局の制作番組を海外で流通させることが重要で、国による海外見本市の出展経費の助成や番組のローカライズ費用の助成は強化していくべきです。しかし、見本市に出展したとしても、有意義な商談が出来なければ海外セールス自体が単発に終わってしまう可能性もあります。国が主体となって海外のバイヤーとのマッチングの機会を設けたり、ローカル局ならではの強みも鑑みたセールスの機会を創出すること、例えば局の垣根を越えて地域の魅力の発信に資するコンテンツを集約し、共同でセールスする機会を設けること等も検討すべきで、それぞれの事情にあったセールス機会を設けることが必要になると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】 【株式会社CBCラジオ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御要望については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
149	<p>○ 制作したコンテンツを海外向けに販売する際、見本市への出展には渡航費・出展費・セールスツールの開発費用などのコストがかかるため、行政による支援に期待します。さらに、海外のバイヤーとのネットワーク構築・マッチングについても支援を受けることができれば、民放ロー</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>カル局も含めて海外進出に取り組むことができるのではないか、と考えています。</p> <p>特に民放ローカル局が海外市場向けのコンテンツ制作に取り組む際に課題となる著作権処理やクリエイターの育成について、行政が支援することを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>		
150	<p>○ 国際見本市等への出展支援は引き続き継続を要望します。一方で、デジタル基盤の機能拡充等への支援については、国際マーケットのニーズに合致するものであるのかをまず精査すべきです。コンテンツ発信拡充のためには、コンテンツの内容の充実が何よりも重要であり、そのための投資を先に推進することがより実効性が高いものになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御要望については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
151	<p>○ 民間団体の海外事務所の活用という視点に賛同します。豊富なビジネス経験に基づく契約交渉体制を構築できれば、海外の拠点に乏しい地方局の販路拡大につながる可能性があります。一方、経験や実績で勝る民間企業等の活動が地方の放送事業者に対して影響を及ぼさないよう、ニーズや企業の利益のバランスを図りながら官民連携して運用する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御要望については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
152	<p>○ 昨年の「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループとりまとめ（案）」に際して、当社は早期実現の必要性を提言しました。今回、原案のような前向きな対応策が提示されており、早急な対応と実効性のあるシステム構築に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
153	<p>○ 国外への流通を促進するためのプラットフォーム構築にあたっては、得られる効用が何であるのかを明確にして進める必要があると考えます。またプラットフォーム構築にあたっての費用面の問題、プラットフォーム管理者は誰が担うのか、行政主導で行われるべきものであるのか、プラットフォームが持つ性格は何であるのか等、議論すべき課題が数多くあります。プラットフォームが持つ性格については、世界への配信と収益化がセットであることが不可欠であると考えます。具体的な収益モデルが見えることで、初めて民間放送事業者が世界への配信に取り</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>組めます。今後、具体的な検討が行われるのであれば、既存プラットフォームとの関係への配慮だけでなく、収支構造を意識した検討も含め、スケジュールありきではない慎重な検討を期待します。</p> <p style="text-align: center;">【関西テレビ放送株式会社】</p>		
154	<p>○ 「NHK・民放共同のインターネット配信プラットフォーム」は、どのような形態になるにしろ、放送局の海外展開の手段として検討することは理解できる。</p> <p>ただ、放送コンテンツの配信については競争領域と協調領域の両方の側面があることから各社の経営の選択肢として、自主自律の判断のもとで参画を決められるようにすべきだ。</p> <p>現状では、放送局によって海外展開の実績に濃淡があるため、新たにより出そうとする社にとって、参画のハードルが高くない仕組みであるべきだ。</p> <p>また放送コンテンツの海外展開にあたっては、多くの権利処理の必要があるため、簡便で効率的、一元的な作業が可能なシステム構築を求める。</p> <p style="text-align: center;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見については、今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
155	<p>○ 国として国際見本市等への出展支援（ジャパン・パビリオンの設置、新規注力エリアへの出展等）を実施する一方で、「効果的なプロモーションに向けた拡充・見直しの余地がある」との指摘は大変重要だと考えます。海外への番組販売の際のプロモーション施策やマーケティングなど個々の放送事業者の自主的な取り組みだけでは困難な課題もあり、政府の過去の取り組みや実績も踏まえて、有効な支援策を要望します。</p> <p>NHK・民放共同のインターネット配信プラットフォームの構築については、動画配信プラットフォームにこだわらず、マーケティングや展開地域、ビジネスモデルの最適化、コンテンツの選定、PR戦略、権利処理やローカライズなど放送事業者が海外展開を進める際に利用可能な様々な機能を含んだプラットフォームの整備ととらえるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
156	<p>○ 【放送を含むコンテンツ産業の振興】</p> <p>「放送が社会的役割を今後も維持し、健全に発展していくためには、放送事業者の経営基盤の強化が必要」であり、「グローバルに我が国の魅力ある放送コンテンツを制作・流通し続けることがこれまで以上に重要とな</p>	<p>本案に対する賛同の御意見、また、放送コンテンツの海外展開に取り組む施策への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、コンテンツ産業振興のための関係省庁との連携の必要性、地域情報を含む放送コンテンツの海外展開に向けた</p>	無

るため、海外市場への展開は避けて通れない」との認識に賛同します。しかし海外市場は欧米やアジアの圧倒的な力を持つプレイヤーがしのぎを削る弱肉強食の世界であり、キ一局といえども挑戦者の立場です。

リスクを取って海外市場に挑戦する放送事業者を支援することはその経営基盤強化の一角を担い、ひいては放送の社会的役割の維持に繋がります。コンテンツは国の基幹産業であるとの認識のもとコンテンツIPの強化を図るため、①海外展開を目的に含むコンテンツ制作（海外の事業者との共同制作、地元企業や自治体等と連携したコンテンツ制作など）への出資・助成、②従来の手法にとられない資金調達の支援（政府関係金融機関等の低利融資、債務保証やコンテンツの完成保証制度）、③税制上の優遇措置（コンテンツ投資促進税制）、④日本のコンテンツと海外に自社製品やサービスを輸出する日本企業とのマッチングなど、放送を含むコンテンツ産業の振興策を政府全体で議論し、ゲームチェンジを起こす政策が実現することを期待しています。なお、国がいずれの支援策を講じるにしてもコンテンツ制作に関わる表現の自由を堅持することが不可欠なのは、論を俟ちません。

【高機能設備の利用・導入への支援】

放送コンテンツの海外展開を拡充するためには制作力向上のみならず、流通させるために必要な実務（他言語字幕の付与、AIを活用した業務のDX化、過去作品のデジタル化など）の効率化が欠かせません。国の支援は後者も視野に入れ、AIを活用した翻訳・字幕付与システムや業務DX化のためのシステムなどの利用・導入を幅広く支援対象に含めるよう要望します。

個別の放送事業者だけでは取り組みづらい特定の言語、国や地域に絞ったローカライズの支援も効果的だと考えます。

【国際見本市等への出展支援の拡充】

国際見本市はプロモーションのみならず、商談の機会として大変重要な位置付けにあります。そのため引き続き国として出展支援を実施することは、極めて適切であると考えます。国際見本市への出展は新規顧客（海外の放送事業者、配信事業者、ディストリビューターなど）を開拓し、完パ

ローカル局をはじめ放送事業者への国の支援策に関する御意見については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

	<p>ケ番組の販売に留まらないコンテンツビジネス（フォーマット権やリメイク権、共同制作、イベント、グッズ販売など）の広がりを実現するために欠かせません。しかし昨今の円安・物価高によって必要経費が驚くほど高騰しており、特に人的リソースと予算に制約のあるローカル局は、海外市場に挑戦したくても二の足を踏まざるを得ない状況です。</p> <p>挑戦する放送事業者の背中を押すため、総務省が主体となって海外見本市にパビリオンを出展し、放送事業者の必要経費（出展料、装飾費、旅費など）の助成や来場する海外バイヤーとのマッチングサービスを拡充するなど、従前の支援策を抜本的に強化することを要望します。さらに日本のコンテンツに需要があるものの、個別の放送事業者だけでは取り組みづらい国や地域（南米、アフリカ、中東など）における戦略的な商談機会の創出を期待しています。</p> <p>【海外市場の情報把握】</p> <p>ドラマやバラエティ番組を通常編成で制作していないローカル局は既存コンテンツ（地域向け情報ワイド番組、旅番組、教養番組など）を活かした海外展開のためのコンテンツ制作に取り組んでいます。これをビジネスとして成立させるためにはさまざまな可能性に挑戦し、イノベーションを起こさなければなりません。そのためには、ローカル局のコンテンツに対する海外の事業者のニーズを的確に把握することが必要です。米国を中心にFAST（Free Ad-supported Streaming TV）が広がるなど、コンテンツの海外市場は常に変化が激しいことを踏まえ、海外の事業者のニーズや現地のマーケットに関する調査をタイムリーに実施することを要望します。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>		
157	<p>○ 放送コンテンツの海外へのインターネット配信の更なる積極的展開との関連で諸外国で日本の放送コンテンツが違法と疑われる動画配信サービスにより流通していることが、取り上げられているが、有料放送事業者にとっては、こうした不正視聴は海外だけにとどまらず、日本国内でのビジネスにとっても重要な課題である。しかし、今回の取りまとめでは、対応策においては、違法な配信サービスに対する対策には一言も触れていない。国内・国外を問わず違法な動画配信サービスや不正視聴を促すアプリなどについて、プラットフォーム事業者への削除要求を簡便</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、放送コンテンツの不正流通対策については、本案の19ページにおいて、「諸外国で日本の放送コンテンツが違法と疑われる動画配信サービスにより流通していることへの対応として、摘発に向けた国際的な官民連携での取組に加え、正規版の動画配信サービスによる流通促進が求められている観点から、海外へのインターネット配信の更なる積極的な展開が課題となっている。」としているところで</p>	無

	<p>に行える仕組みを構築することや行政としての対応策などについての検討を希望する。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	す。	
158	<p>○ 日本の放送コンテンツを海外に向けて発信するためには、「放送が社会的役割を今後も維持し、健全に発展していくためには放送事業者の経営基盤の強化が必要」とした上で、「グローバルに我が国の魅力ある放送コンテンツを制作・流通し続けることがこれまで以上に重要となるため、海外市場への展開は避けて通れない」としたことは妥当です。</p> <p>その上で、課題として「効果的なプロモーションに向け拡充・見直しの余地がある」と指摘しています。</p> <p>国が海外向けのプロモーションの強化、デジタル基盤の機能拡充の在り方、配信の推進等について支援策を検討し、海外展開を後押しするよう期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
159	<p>○ 総務省による国際見本市への出展支援の方針に賛同します。特に南米や中東、インドといった新興国市場における見本市には大きな関心を持っておりませんが、距離や資金面でのハードルが高く、個社での参加は費用対効果を考慮するとためらう現状があります。</p> <p>もし総務省が出展料や旅費等の必要経費を支援してくれれば、新たな市場や地域への流通経路の開拓が可能となり、戦略的な商談機会の創出に大きく寄与すると考えます。</p> <p>また、総務省が国際見本市でジャパンプースを主体的に出展し、日本の放送事業者が活用できる場を整備することで、資金に限られる個社にとっても参加ハードルが下がると考えます。現地のニーズを直接肌で感じる経験は、放送におけるビジネスプロデューサーの育成に向けた重要な投資となるため、支援策の抜本的な強化を期待します。</p> <p>さらに、日本開催の番組見本市に関しては国が積極的に資金支援を行い、世界のバイヤーが訪れたいくなる圧倒的な魅力を備えたイベントにすべきと考えます。総務省や経産省の支援によって、よりインパクトのある視覚的な会場設計や演出を行い来場者の興味を惹く雰囲気を作ることで、日本コンテンツの海外展開の拠点としての認知度を高め、国際競争力の強化に繋がると期待しています。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

ローカライズの支援について。

海外展開を進める上で、ローカライズ支援の拡充は極めて重要です。現在、経済産業省のJ-LOD（コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金）やJ-LOX（同映像制作等支援）などの制度がありますが、申請対象期間が最大1年と短く、アニメのように制作に数年を要する作品では利用が難しいのが実情です。また、申請に必要な事務手続きが非常に煩雑で、人員に限られる民間放送事業者にとっては負担が大きい状況です。既存制度の改善とともに、持続的な支援が可能となる新制度の設置を強く要望します。

デジタル基盤の機能拡充等について。

現在、当社もコンテンツ情報を掲載しているBEAJ（一般社団法人 放送コンテンツ海外展開促進機構）のオンラインカタログはセールスの現場でも活用していますが、外国人バイヤーとの商談を通じ、サイト自体の認知度が非常に低いと感じています。日本のコンテンツ情報を一括で閲覧できる便利なサイトであるからこそ、海外での主要な国際見本市のカタログや公式サイトへの広告出稿などにより、短期間で効果的な認知度向上が図れるのではないのでしょうか。こうしたデジタルカタログにおける周知広報活動に総務省が積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

海外展開に関する相談、契約交渉等の対応を行う仕組みの整備について。

海外事業者とのコンテンツ売買契約には高度な専門知識が求められ、予期せぬ問題も多発するため対応に苦慮しているのが現状です。しかし、こうした分野に精通した弁護士は数が少なく相談費用も非常に高額なため、総務省による支援で例えば月1回、専門弁護士の無料相談を受けられる制度などを設けていただければ、実効性の高い支援になると考えます。

民間団体の海外事務所を活用した現地のマーケティングについて。

これまで取引実績のない国での展開には、国ごとの嗜好性や人気コンテンツの傾向など、現地ニーズに関するタイムリーな調査が非常に役立ちます。変化の激しい海外市場に対応するため、販売可能性のある国や事業者の情報を提供いただければ、積極的に活用したいと考えています。

NHK・民放共同配信プラットフォーム構築について。

「日本の放送事業者にとって自由度の高い流通手段の選択肢確保のため

	<p>にNHK・民放の共同配信プラットフォーム構築を目指すべき」というコンセプトは理解します。</p> <p>他方で、NHKと民放では収益構造や海外展開戦略が大きく異なるため、国が放送事業者に対して一律の番組供給ルールを課すことは個社の経営の自由度を奪う可能性があります。共同プラットフォーム構築については、結論ありきではなく、放送事業者の声を丁寧にくみとりながら慎重に議論を進めていただくよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>		
(3) 国内における更なる流通促進の在り方			
160	<p>○ 賛同します。近年拡大するネット利用の拡大により、信頼度の高い情報を放送だけでなく、ネット空間にも有効かつ確実に届けてゆくためには、視聴データ等のより積極的な有効活用は必要です。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送波においても、放送局が行うインターネット配信においても、視聴データの利活用ができるよう早急な制度整備を求める。</p> <p>プライバシーの保護はもちろん最重要だが、放送コンテンツの正当な価値を広告主に理解してもらうためにも、視聴データが利活用できる環境整備（放送事業者間における共同利用環境含む）は喫緊の課題だ。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、視聴データ及びプロミネンスの制度整備に関する御意見については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
161	<p>○ プロミネンスの検討とは、放送法に規律されている放送という情報空間の垣根を越えていくものであり、新たな公共メディアサービスの姿を考える行為とも言えます。玉石混交のデジタル情報空間において、これまで民間放送が積み上げてきた信頼を不当に侵害しないような、慎重な制度設計を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>御意見については、今後、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
162	<p>○ ネットでも放送由来のコンテンツにアクセスできる効果的な施策の一つとして、プロミネンスに賛同する。国が率先して関与すべき</p> <p>巨大PFとの競争関係における不均衡を是正するための制度措置含めた国のバックアップを求める</p> <p>データ活用において、国内の規制が及ばない海外PFと国内事業者とのアンバランスを是正し、放送事業者が一層データ活用できるような制度整備</p>	<p>プロミネンス及び放送コンテンツの海外展開に関する御意見については、本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>プラットフォーム事業者に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>を要望</p> <p>放送コンテンツの海外展開の推進に賛同。韓国のコンテンツ振興院のような国家的取組みが急務。多言語展開の仕組みの創設等、長期的な投資が不可欠なため、国による複数年かつ相当程度の予算措置を要望</p> <p>【株式会社フジテレビジョン】</p>		
163	<p>○ 放送事業者の権利処理円滑化を推進する対応策として、「代替例2（放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態）は、地域限定特定入力型自動公衆送信に該当すると考えられる。この場合、実演及びレコードにつき、著作権法第102条第5項、第6項及び第7項の適用が可能と考えられ、権利者の許諾なく地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。」と記載しています。</p> <p>実演及びレコードの権利者に対しては報酬請求権化が考えられる一方で、著作権者に対しては別途許諾を得る必要があることから、上記の整理では権利処理の課題が引き続き残ります。また、実演及びレコードの権利者に対しても、補償金の対価を取り決める必要があり、権利者の理解は欠かせません。権利処理の課題を十分に認識いただき、今後の議論では慎重に進めていただくよう要望します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ 今回、総務省と文化庁が整理した解釈では「制度上はIPユニキャスト代替は著作権法上も権利者の許諾なく送信可能」としつつも「実際の運用においては別途合意や補償金対応が必要」としています。しかしこうした不透明な状況では放送事業者は安心して代替に進むことはできません。</p> <p>円滑な権利処理の是非は代替の経済合理性を判断する上で重要な要素です。昨今、小規模中継局等の更新期限が迫り、一部には機器不具合も発生し状況は切迫しています。総務省は文化庁および関連団体と連携し、制度上だけでなく運用上の課題解決に向けても迅速かつ具体的な対応を進めていただくよう強く要望します。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>IPユニキャスト方式による放送の代替を実施する場合の権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」として整理しています。放送の代替を行おうとする事業者等においては、その解釈も参考にした上で、代替手法等を踏まえ、適切な権利処理を行うことが重要であると考えています。</p> <p>御意見は、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
164	<p>○ 本案では、動画配信プラットフォームの在り方として、「コネクテッドテレビ上における、視聴者の利便性向上に向けた放送コンテンツの一覧</p>	<p>今後、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>性を確保した仮想プラットフォームの実現や官民連携による放送コンテンツのプロミネンスの在り方について検討すること」と明記しています。</p> <p>一覧性の要素として「放送コンテンツの網羅性の確保と視聴者の視点に寄り添った設計のバランスや、地域性を持つコンテンツの表出の在り方等」は重要ですが、その判断規準が不明確であり、国が過度に介入することがあってはいけません。</p> <p>また、インターネット上の放送コンテンツのプロミネンスの在り方に関して、イギリス、オーストラリア、ドイツの制度整備の実例を報告していますが、国民・視聴者、民間放送事業者等の受け止め方や、視聴履歴・データの利活用の状況等についても明らかにすることを望みます。民放事業者にとって、放送コンテンツの配信、視聴データの利活用は重要な経営課題です。プロミネンスの在り方を検討する中で、放送事業者の意見を汲み取り、放送コンテンツの内容や流通手段等に対して過度な規制が行われないう求めます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
165	<p>○ 国内においてNHKと民放による共同の配信プラットフォーム構築に向けた検討を進めることは重要です。</p> <p>しかし現行の法制度のままでは、たとえ実現してもローカル局を含む放送事業者にとって肝心のコンテンツ提供を拡大する際の権利処理作業が膨大で人的・経済的負担が大きく、特に生放送コンテンツ等は現実的な運用が困難です。</p> <p>有識者会議で複数の構成員が指摘された通り、放送のネット配信促進にはまず根本的な法制度の見直しが不可欠と考えており、総務省には文化庁や権利者団体と連携して迅速に制度整備を進めていただくことを期待いたします。</p> <p>なお、実装にあたっては国が放送事業者に一律のルールを課すことなく、各放送事業者が自主的に参画の可否を決定できるよう柔軟性の高い仕組みを要望します。</p> <p>放送のプロミネンス（インターネット空間で放送コンテンツが優先的に表示される仕組み）は、偽・誤情報やアテンションエコノミーが蔓延する中、国民に信頼性の高い情報を届けるために効果的な仕組みと認識してい</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、権利処理に関する御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>ます。</p> <p>社会環境や国民意識が変化し続ける中で、プロミネンスの在り方も随時見直しが必要であるため、国の主導のもとで常に最新かつ幅広い検討が進められることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>		
166	<p>○ 日本におけるプロミネンスの施策にあたっては、先行してプロミネンス施策を導入した諸外国において、当該施策が関係事業者及び視聴者にどのような影響をもたらしたか、十分に検証したうえで慎重な検討を進めていただきたい。その際、放送事業や放送制度の在り方、視聴者のニーズやリテラシーのレベルは、各国により大きく異なることを十分に考慮いただきたい。</p> <p>この点を考慮いただくことに賛成。メディア視聴の分野はダイナミックで変化の速い分野であり、常に新しい事業者やビジネスモデルが生まれている。プロミネンス施策の導入により、意図しない結果が発生すること（たとえば、一部のストリーミングデバイスのみが商業的に不利になる等）について、慎重にご検討いただきたい。</p> <p>当該報告書においては、放送コンテンツを配信することが多様性を尊重することであるという見解は明示的に示されていない。また、「良質なコンテンツの享受」について、放送コンテンツ全てがオンラインコンテンツに比べ良質なわけではなく、オンラインコンテンツにも良質なコンテンツは存在する。その事実を前提とすれば、公正取引委員会の報告書に言及のある「多様で良質な動画コンテンツを享受することができる環境の整備」とは、放送コンテンツ・オンラインコンテンツにかかわらず、良質なコンテンツ間の市場競争によって達成されるべきものである。したがって、当該報告書を引き合いに、政府の市場競争に対する介入ともなり得るプロミネンス施策の必要性を主張することは適切ではないと考える。</p> <p>総務省の問題意識に基づくならば、現在放送局がインターネット上で配信しているコンテンツだけでなく、適切な放送編成のもとで「社会の基本情報」を放送している報道等も含む放送局の地上波の同時放送を、コネク</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本案では、情報空間全体における健全性の確保の観点から、放送の取材や編集に裏打ちされた信頼性高い情報発信、「知る自由の保障」、「社会の基本情報」の共有等の放送の価値やその役割に対する期待が増していることを踏まえ、プロミネンスの早期実現が必要としています。</p> <p>その上で、プロミネンスの在り方やその社会的意義を関係者間において意見交換しながら検討を進めること、海外の取組状況を注視しつつ検討すること、ユーザの受容性を考慮しながら検討すること等に留意して、まずは政府による実証等を通じて自主ルール作りを官民連携して進めていくべきとしており、今後、総務省において、これらの点を踏まえつつ、関係事業者と連携しながら検討を進めることが重要であると考えております。</p>	無

	<p>テッドテレビでも見られるようにすることは、社会にとって有益であると考え。</p> <p>一方で、放送局が提供するコンテンツをコネクテッドテレビにおいて優先表示することを法的に義務化することについては反対である。例えば、放送編成の一部であるという理由で、放送局によるエンターテインメントコンテンツを、コネクテッドテレビで既に配信されているエンターテインメントコンテンツよりも優先的に表示すべき合理的な理由は見当たらない。また、視聴者のためにサービスを展開している事業者にとって、施策により視聴者が好まない仕様を強いられることは、事業に深刻な影響を及ぼす。視聴者のニーズに十分な配慮をいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【アマゾンジャパン合同会社】</p>		
別添4 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ			
全体的事項			
167	<p>○ 4K放送普及に関する検討が、必要。今後の検討課題に加えていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【OC0株式会社】</p>	4K放送普及に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無
168	<p>○ 様々な問題点が、様々な角度から検討され、今後も様々な議論が継続され、更なる衛星放送の発展を期待する。</p> <p>特にインフラ料金の低廉化に関しては、早急な結果が求められている。早急な関係者による対応が行われるべき。</p> <p style="text-align: right;">【OC0株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>インフラ料金の低廉化に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
2. 衛星放送ワーキンググループにおける検討項目			
169	<p>○ ワーキンググループで示された5つの検討項目について、それぞれに示された検討の方向性は、妥当なものだと考えます。ただ、どの項目についても、今後の検討課題が提示され、引き続き、議論が行われることになると予想されます。今後設けられる議論の場について、関係者や有識者だけでなく、放送事業者や業界団体が意見や要望を表明することが出来るような場としていただくことを希望します。</p> <p>また、このワーキンググループでは、4K放送についての十分な議論が行われなかったため、今後、4K放送普及について官民での検討を進めることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、4K放送の普及を含め、今後の検討等につきましても、放送事業者や業界団体等の意見や要望を踏まえて行うことが重要であると考えます。</p>	無

3. 各検討項目に係る議論・検討等			
(1) 衛星放送に係るインフラコストの低減			
170	<p>○ 衛星放送に係るインフラコストの低減のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業者が衛星を共同で調達し打ち上げる、 ・新衛星には左旋中継器を搭載しない、 ・2029年度後半の共同衛星打ち上げを目標とする、 ・共同管制・運用のあり方はさらに検討を進める、 <p>との方針は、いずれも民放衛星放送事業者の将来のトランスポンダ費用の低減につながることを期待されるため、具体化されていくよう、必要となる行政による支援が継続されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 衛星放送に係るインフラコストの低減のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業者が衛星を共同で調達し打ち上げる、 ・新衛星には左旋中継器を搭載しない、 ・2029年度後半の共同衛星打ち上げを目標とする、 ・共同管制・運用のあり方はさらに検討を進める、 <p>との方針は、いずれも民放衛星放送事業者の将来のトランスポンダ費の低減につながることを期待されるため、具体化されていくよう、必要となる行政による支援が継続されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社BS日本】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
171	<p>○ 衛星調達に関しては、ハード事業者が衛星を共同で調達することによって衛星の調達費用及び衛星の打ち上げ費用が削減できることが確認され、また、中継器数についても必要な中継器数に最適化することによる費用削減の検討の中で次の新たな共同衛星には左旋中継器を搭載しないことを明示したことは大きな成果であると考えています。</p> <p>打ち上げ時期についても、現行BSオペレータである弊社とCSオペレータのスカパーJSAT様の検討が進み、一定の時期が明示され、公募に関するスケジュールについてもある程度の指標を得たことは意義深いと考えています。</p> <p>今回の衛星放送ワーキングでの議論を通じて、衛星放送が本来持つ同時性・広域性から災害時における役割をより一層求められていることから、</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>弊社としては予備衛星も含めた安全確実な基幹放送局運用により、分単位のわずかな時間でも途切れることの無い衛星放送を目指して、今後検討を求められている次期衛星の運用についてもコストの低減と共に安定的な放送の継続を確立すべく検討を進めたいと考えています。</p> <p>以上より、この「今後の方向性等」については賛成とさせていただきます。</p> <p>【株式会社放送衛星システム】</p>		
172	<p>○ 衛星放送の将来を見据えた活発な議論がなされ、結果としてインフラを使用するソフト事業者（衛星基幹放送事業者）側の意見も反映され、低減化に向けた具体的スケジュールを盛り込んだ取りまとめをして頂き歓迎します。</p> <p>今後、低減が図られる「衛星放送に係るインフラコスト」である衛星利用料金が、厳しさを増す衛星ソフト事業者の経営環境の実情を踏まえた適切な金額に設定されることを望みます。</p> <p>共同衛星の打ち上げ時期の目標は2029年であり、その結果として新たな衛星利用料金が導入されるのは早くても2030年あたりと推察いたしますが、今後、衛星ソフト事業者の経営環境は更に厳しさを増すことが予想されるため、新たな料金が導入されるまでの間の衛星放送にかかるコスト低減に向けた追加施策が検討されることを希望致します。</p> <p>【株式会社CS日本】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、衛星利用料金の金額や新たな料金が導入されるまでのコスト低減については、引き続き、ハード事業者やソフト事業者を含む関係者間で検討や協議が行われることが重要であると考えます。</p>	無
173	<p>○ 衛星放送に係るインフラコストの低減に関する提言は、衛星放送を運営する民放事業者にとってトランスポンダ費用の低減につながることを、期待します。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
174	<p>○ 衛星放送インフラの低減は、衛星放送事業の持続的発展の観点から喫緊の課題であり、今般、衛星の共同調達・打上げ等の方向性が示されたのは妥当と考えます。</p> <p>但し、共同衛星打上げ目標は2029年後半とされていることから、足元早期にコスト削減（例：現行中継器料金等の低減）が発現される取組みを官民で早急に検討すべきと考えます。</p> <p>【SCサテライト放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、早期のコスト削減については、引き続き、ハード事業者やソフト事業者を含む関係者間で検討や協議が行われることが重要であると考えます。</p>	無
175	<p>○ 共同衛星は、賛成。</p> <p>【OC0株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>○ 衛星放送に係るインフラコストの低減のため、▽ハード事業者が衛星を共同で調達し打ち上げる、▽新衛星には左旋中継器を搭載しない、▽2029年度後半の共同衛星打ち上げを目標とする、▽共同管制・運用のあり方はさらに検討を進める——との方針は、いずれも衛星民放事業者の将来のトランスポンド費用の低減につながることを期待されるため、歓迎します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 衛星放送に係るインフラコスト低減は、BS・CS放送の維持発展のために必要な措置</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>		
176	<p>○ 次期衛星での左旋帯域は、放送用の中継器を搭載しないことは賛成。大きな問題は、現在の衛星の左旋帯域の負担の問題である。放送事業者の負担をなくして、早急なインフラ料金の低廉化を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【OC0株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、衛星の左旋帯域の負担については、引き続き、ハード事業者やソフト事業者を含む関係者間で検討や協議が行われることが重要であると考えます。</p>	無
177	<p>○ 管制のみならずアップリンクを含めて、共同での展開を進め、早急なる低廉化を進めるべきである。</p> <p>総務省においては、BS放送の新規衛星に係る免許に関しても、放送事業者の負担軽減につながる制度整備を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【OC0株式会社】</p>	<p>共同での展開に関する御意見及び制度整備に関する要望については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
178	<p>○ 衛星放送に係るインフラコストの低減のため、衛星の共同調達や搭載する中継器数、打ち上げ時期などについて方向性を示したことは重要です。</p> <p>今後、さらなるインフラコストの低減に向け、共同衛星の管制の在り方等残る課題についても事業者間の協議を含め今後の検討を注視していきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
179	<p>○ 当社は、衛星放送においてこれまでも行ってきたインフラコストの低減と安定的な運用の両立の実現の努力を引き続き継続いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
180	<p>○ 本取りまとめでは、「次の新たな共同衛星には放送用の中継器を搭載し</p>	<p>左旋の中継器については、本案において「将来的な需要</p>	無

	<p>ない」としていますが、BSAT-4b及び110度CSの現用衛星であるJCSAT-110Aの後継共同衛星の中継機数を検討する際には、左旋の中継器を地上波代替や災害時における衛星放送の活用」のために活用する可能性を踏まえて検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>等により、次の新たな共同衛星には放送用の中継器を搭載しない」としており、今後についても需要等を踏まえた検討が行われることが重要であると考えます。</p>	
181	<p>○ 長年にわたり、協会の活動の重点項目としてきた「インフラ料金の低廉化」について、総務省の有識者の会合で検討項目として取り上げていただいたことに感謝します。</p> <p>そして、共同衛星の打上によるコスト低減の方向を示されたことは妥当であると考えます。</p> <p>残された課題の議論については、衛星提供会社を中心に議論が進むことになると考えますが、協会あるいは放送事業者からの意見や要望も述べられる場を設けることを希望します。また、共同衛星の打上が、2029年度後半とされていますので、インフラコスト低減の効果が表れるのは2030年度以降と想定されます。それまでおよそ6年間の期間がありますので、今後の衛星放送分野でのハードソフトの在り方に関しては、「将来的・長期的な在り方も見据えた検討が必要」としているものの、衛星料金以外にも放送事業者の費用負担が軽減可能な項目が無いか、そうした低減の効果を2030年度以前に実現可能とする方策がないかなど、更なる議論を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、今後の検討等につきましても、放送事業者や業界団体等の意見や要望を踏まえて行うことが重要であると考えます。</p> <p>なお、衛星料金以外の費用負担の軽減については、引き続き、ハード事業者やソフト事業者を含む関係者間で検討や協議が行われることが重要であると考えます。</p>	無
182	<p>○ 2029年後半を目標時期としてBS・CS共同衛星の打上げによるコスト低減の方向性が示されたことに賛同します。</p> <p>衛星放送事業におけるインフラコスト（衛星利用料、送信料や地上伝送費用等）の負担軽減は、コンテンツ投資等にその費用を振り向けるためにも重要かつ喫緊の課題です。</p> <p>2029年を待つことなく、インフラコストの低廉化が実現できるよう、また「共同衛星の管制の在り方」についても引き続き関係者間での協議と検討を進め、この目標が実現することを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社GAORA】 【株式会社MBSメディアホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、インフラコストの低廉化に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
183	<p>○ 国内外の動画配信サービスの急進展により、とりわけ衛星放送を取り</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>巻く環境が厳しさを増す中で、衛星放送ワーキンググループにおいて、衛星放送事業者の大きな負担だったインフラコストの低減に向けて先行的・集中的に議論・検討したことは大変有意義です。</p> <p>本案で示された「B-SAT・スカパーの2社で重複しているコストを特定し、その効率化を図ることが適当」との方針に賛同します。BS放送とCS放送の共同衛星の調達・上げのみならず、管制・運営の在り方についても検討を深め、衛星利用料等の低廉化が実現するよう望みます。次期共同衛星の左旋帯域については、新たな参入希望が認められず、将来的な需要と中継器利用料等のコスト削減の観点から、中継器を搭載しないと決断したことは適切です。</p> <p>本案では、総務省における具体的な検討と合わせて、共同衛星の上げ、当該衛星の管制を必要とする当事者間でも検討が行われることが必要と指摘しました。しかし、B-SATにおかれては長年、諸外国と比べても衛星利用料等が高水準で推移しており、運用コストの精査とコスト構造の見直しが不可欠です。総務省におかれては、衛星放送事業者の意見も汲み取りながら、衛星放送業界全体の発展のために適切に関与・指導していただくよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>また、今後の検討等につきましても、放送事業者や業界団体等の意見や要望を踏まえて行うことが重要であると考えます。</p>	
(2) 地上波代替における衛星放送の活用			
184	<p>○ 衛星放送による地上波代替の可能性について、技術的課題やコスト、視聴者の受容性などを検証するための実証事業を実施することは適切です。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】 【一般社団法人日本民間放送連盟】 【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
185	<p>○ 難視聴地域での衛星放送代替は、本来の放送対象地域での情報が得られることが望ましく、県域放送との整合性について検討することが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>	<p>県域放送との整合性に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
186	<p>○ 衛星放送による地上放送の代替については、放送の実施体制や運営コスト、県域放送との整合性、視聴者の受容性などの検証が必要であり、</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>衛星放送が地上放送の代替の選択肢となりうるかどうか、引き続きの検討が不可欠です。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>		
187	<p>○ 衛星放送が地上放送の代替の現実的な選択肢になるかどうかを見極めるために行う各課題の検討について、積極的に協力いたします。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
188	<p>○ 親会の第2次取りまとめにあるように、衛星放送による地上波代替については、左旋帯域での実施を前提に議論を行うことを要望します。今後の議論において、有料放送衛星事業者の知見や技術が求められる際には、協力することは可能であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>放送を行うための周波数帯域等に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
189	<p>○ 地上放送の維持・発展を図るため、中継局共同利用推進協議会等において放送ネットワークインフラの効率化の議論が続いています。地上民放事業者にとって持続的な経済合理性を確保できるよう、小規模中継局の代替手段としてブロードバンド、CATV等のほか、衛星放送の活用が選択肢になり得るのか適切に判断する必要があります。</p> <p>本案では、衛星放送による地上波代替の場合、「未使用の帯域が多く存在し、現行の衛星に搭載されている左旋帯域の中継器の活用」を想定していますが、受信環境の整備やその費用負担の在り方、各地域の視聴制御の仕組み等、解決すべき多くの課題があります。実証事業による技術的検証のほか、視聴世帯の受容性等については条件不利地域の住民・視聴者の意見を十分くみ取ることがを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>衛星放送の活用の可能性、技術的検証、視聴者の受容性等に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
190	<p>○ NHKのテレビジョン放送に関しては、BSで常時地上波放送のサイマル放送を実施することが、視聴者の利便性向上に資するため、難視聴地域に限定せず全国どこからでも視聴できるようにすること（ワイドFMのテレビ版のような形式）が相当である。この点、NHKは民放と異なり、系列局のことを考慮する必要がないし、かつて旧衛星第2放送が総合テレビの準サイマル放送となっていたという前例もある。</p> <p>民放に関しては、県域免許制との関係を整理する必要があるが、テレビ東京に関しては、4大キー局（NTV, TBS, CX, EX）よりも系列局数が少ないため、都会と地方の間の情報格差是正の観点から、難視聴対策としてエリア</p>	<p>御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>制限をかけるのではなく、全国で衛星放送を介して番組を視聴できることが望ましい。その際は、既存のBSテレビ東京を活用する方法と、新たにチャンネルを割り当てる方法の2つが考えられる。</p> <p>4大キー局の衛星放送による地上波代替は、系列局との兼ね合いから、いわゆるネットワークセールスの時間帯及び災害報道特番の時間帯から試行的に実施するのはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人33】</p>		
(3) 災害発生時における衛星放送の活用			
191	<p>○ 自然災害が頻発し激甚化する中、取材に裏打ちされた正確な情報を被災地に届ける重要性が、ますます高まっている。</p> <p>さらに東南海・南海地震など超広域災害の危険性も指摘されている。</p> <p>有事に備え衛星を使った送信手段の確保にあたっては周波数帯域の確保、実施主体、中継器利用料等のインフラコスト負担など検討課題がある中、防災・減災対策として国が主体となって整備すべきものだと考える。</p> <p>社会インフラとして、ライフラインの一つとして放送の送信網を考えるべきで、平時の活用方法についても検討すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>衛星を使った送信手段の確保や平時の活用方法に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
192	<p>○ 衛星放送が、災害時において重要な役割を果たすことは、今回の能登半島地震で体现された。</p> <p>BS右旋帯域の空き帯域を利用して、早急な対応策の実施が必要。</p> <p style="text-align: right;">【OC0株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、周波数帯域の確保については、当該帯域の使用形態（常時使用するのか、又は災害発生時においてのみ臨時に使用するのか）、適正な帯域幅、視聴者側の受信環境等を踏まえて検討を行うことが重要であると考えます。</p>	無
193	<p>○ 災害発生時における衛星放送の活用に関して様々な課題や必要な対応について検討する際には、当社も積極的に協力いたします。</p> <p>なお、使用する周波数については、110度GSの左旋の中継器を活用する可能性を踏まえて検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、周波数帯域の確保については、当該帯域の使用形態（常時使用するのか、又は災害発生時においてのみ臨時に使用するのか）、適正な帯域幅、視聴者側の受信環境等を踏まえて検討を行うことが重要であると考えます。</p>	無
194	<p>○ 災害時の情報提供にあたっては、被災地に必要な情報を被災者に届けるため、受信環境が比較的整っているBS右旋の帯域が利用されることが想定されます。BS右旋には、現状空き帯域が存在するものの、既に多くの事業者が放送サービスを行っています。このため、BS右旋において災害時の衛星放送の活用を検討するにあたっては、既存の放送事業者のサ</p>	<p>周波数帯域の確保については、当該帯域の使用形態（常時使用するのか、又は災害発生時においてのみ臨時に使用するのか）、適正な帯域幅、視聴者側の受信環境等を踏まえて検討を行うことが重要であると考えます。</p> <p>また、災害発生時の衛星放送の活用に関する御意見につ</p>	無

	<p>ービスに影響を与えないことを前提に検討を進めることを希望します。</p> <p>また、災害発生時の衛星放送の活用は、国民・視聴者の生命・安全にかかわる情報の提供であることから、活用にあたって必要となる費用については、放送事業者の負担とならないよう、国の予算での対応を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>いては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	
195	<p>○ NHKのテレビジョン放送に関しては、平時は首都圏放送センターの放送をサイマル放送し、災害発生時は被災地の放送局の放送をサイマル放送するのがふさわしいと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【個人33】</p>	<p>災害発生時の放送に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
(4) 右旋帯域の有効利用			
196	<p>○ 右旋帯域の有効利用の方策として、4K放送に使用されている、より圧縮効率の高い映像符号化方式（HEVC方式）を2K放送でも使用することで、より少ない周波数帯域幅で同等の質の映像を放送することが可能となるため、HEVC方式を2K放送に使用する選択肢を設ける制度整備を実施することが望ましいとされています。現時点では放送事業者の選択肢として制度整備するものであることは承知していますが、新しい放送方式への移行にあたっては視聴者側での受信機の買い替え等の必要が発生すると想定されます。現行の2K放送を多くの視聴者にご覧いただいている実態を踏まえ、視聴者保護の観点からきめ細かな対策が必要になると考えており、総務省においてその点を踏まえた検討を進めていくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>御意見については、今後、視聴者保護の観点を含む将来的な制度の運用に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
197	<p>○ 衛星放送事業者各社の経営環境は、一部事業者による衛星放送からの撤退が数年来続くなど、厳しさを増しています。衛星放送全体、特に4K事業について、既存方針に縛られることのない、より柔軟な制度設計や制度運用が不可欠になりつつあることを事業者の立場として認識しています。</p> <p>そのため、官民の役割分担、各社間の協調と競争の領域をさらに明確にした上で、直近の課題処理、近い将来の衛星放送の在り方について、議論を深めていくことがこれまで以上に重要と考えます。</p> <p>新規参入に当たっての通販規制の課題や2KのHEVC方式の制度整備</p>	<p>衛星放送の将来像に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>など、喫緊かつ個別の課題は重要ではありませんが、衛星放送そのものの将来像をどのように描いていくのか、より大きな視点に立っての検討が本格化することを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】</p>		
198	<p>○ 2K-HEVC方式に関し、現状に比べてチャンネル数の増加が見込め、また衛星利用料金も低減されると考えられることから歓迎しますが、2K-HEVC移行にあたっては、受信可能な受信機の普及が懸案でありますので、現状方式（MPEG-2方式）と同程度の視聴可能世帯数レベルまで普及した上での導入が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CS日本】</p> <p>○ 逼迫する右旋帯域の有効活用観点から、HEVC方式を2K放送に使用する選択肢を設ける制度整備の方向性が示されたこと、HEVC方式に対応した受信機の普及等が課題として示されたことは妥当と考えます。</p> <p>他方、2018年4K放送開始以来、当該放送に注力しております事業者と致しましては、今般、「4K放送普及」の道筋それ自体について、直接的かつ十分な議論が乏しかったことは遺憾です。4K放送普及の基盤となる、HEVC方式に対応した受信機の普及については官民で早急に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【SCサテライト放送株式会社】</p> <p>○ 2KHEVCは、右旋帯域の有効利用につながり、賛成。 2KのみのHEVCではなく、4K放送視聴可能な受信機の普及が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【OC0株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>受信機の普及に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
199	<p>○ 衛星放送における2K放送の映像符号化方式に圧縮効率の高いHEVC方式を使用する選択肢を設ける制度整備が行われるとしても、これはあくまで方式の選択肢を増やすものであり、新方式に移行するかどうかは別の問題であると明確にすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 2K-HEVC方式の制度整備が行われるとしても、方式の選択肢を</p>	<p>御意見については、今後、将来的な制度の運用に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本案においては、将来的な制度の運用について、関係者が連携して引き続き検討を行っていく必要があるとされています。</p>	無

	<p>増やすものであり、衛星放送WG第10回会合（8月5日開催）において伊東主査が整理されたとおり、新方式への移行については別儀であることを明確にすべきです。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>		
200	<p>○ 110度BS/CSの右旋帯域で、2K放送の圧縮方法にHEVC方式を使用することに賛成します。</p> <p>なお、110度BS/CSの左旋の中継器で2K放送を行いたいとする需要が出てきた場合には、右旋同様にHEVC方式が使用できるようにすることを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、左旋に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
201	<p>○ 2K放送の映像符号化方式の高度化に向けた制度整備については、放送事業者のインフラコスト低減にもつながることから賛成します。将来的な制度の運用にあたっては、BS放送、CS110度放送とメディアごとの検討が必要であると考えます。両衛星放送に共通の課題である、放送設備の更新、視聴者への周知などについては、関係者が連携して、協議を進めていくことを希望します。また、導入にあたっては、受信環境の整備が重要な課題であるだけに、現在流通している受信機の動作確認や普及状況の把握などを丁寧に行い、視聴者が減少することのないよう進めていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、視聴者への周知等に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
202	<p>○ 本案では、ひっ迫した右旋帯域を効率的に使用するため、「圧縮効率の高いHEVC方式を2K放送に使用する選択肢を設ける制度整備を実施することが望ましい」とし、その理由の1つとして「ソフト事業者のインフラコストの低減」を挙げました。しかし、HEVC方式に対応した受信機の普及は不十分であり、新たな技術方式への移行はその受信環境が十分に整い、現行の視聴者に影響がないことが大前提です。</p> <p>放送事業者自らの判断で、2K放送のHEVC方式化を選択できる制度整備については理解しますが、将来的に移行を一方的に強要されることがあってはなりません。現行の2K放送を視聴できなくなる層が少なからず発生するならば、結果的に視聴者の衛星放送離れ、さらに広告主の衛星放送離れを招きかねず、インフラコストの低減以上に広告収入に打撃を与える懸念があります。新方式への移行については放送事業者自らの判断に拠</p>	<p>御意見については、今後、将来的な制度の運用に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本案においては、将来的な制度の運用について、関係者が連携して引き続き検討を行っていく必要があるとしています。</p>	無

	<p>るものであることを明確にするべきと考えます。</p> <p>4K放送の収益化がまだ難しい中で、BSテレビ東京は2K放送だけでなく、魅力的な4K番組の製作と普及促進のために積極的に取り組んでいます。総務省におかれては、2K・4K放送事業の経営環境をご理解いただき、当該放送事業者の意見を十分に聞き取るよう要望します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
203	<p>○ 当分、新規参入する事業者は現れなさそうであるから、4K放送実施のために1440×1080画素にダウンコンバートした2K放送の画質を1920×1080画素に戻すのが有効利用となるのではないか。</p> <p>【個人33】</p>	<p>御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
(5) 衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い			
204	<p>○ 今般、「多様性」に関する考え方について、ワーキングにおいて、改めて整理（番組調和原則下にある総合編成局、特別な計画による専門局、どちらも含む衛星放送全体における多様性）が為されたことは意義深いと考えます。</p> <p>視聴者・消費者への配慮につきましては、ショッピング専門局：ショップチャンネルを配信しております当社は、番組供給事業者が高水準の商品・表現体制、ならびに顧客対応体制を整備・維持・運用するよう、万全な体制を整えていると自負しております。このような事業者の自主的な取組を軸に、衛星放送に係る業界団体等と密に連携してまいります。</p> <p>【SCサテライト放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、事業者の自主的な取組を軸に、衛星放送に係る業界団体等と密に連携することは、視聴者・消費者への配慮という観点から、非常に重要であると考えます。</p>	無
205	<p>○ 通販番組は、視聴者・消費者への生活情報であり、情報の多様性の確保にもつながっていることから、認定制度や審査基準の見直しを行うにあたっては放送法が保証する放送番組編集の自由などに配慮の上、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>本案においても、衛星基幹放送の認定における通販番組の扱いについて「放送番組編集の自由等に留意しつつ、多様性の確保や視聴者・消費者への配慮の観点から、通販番組に係る審査基準の在り方について慎重に検討が必要」としています。</p>	無
206	<p>○ 衛星基幹放送において、通販番組は視聴者の一定のニーズがあるものと考えられ、衛星基幹放送を持続可能なものとする一つのビジネスモデルとしても認知されていると考えます。こうしたことから、衛星基幹放送において、通販番組の参入を限定するのではなく、番組編集の自由等に留意し、多様性の確保や視聴者・消費者への配慮の観点から、次期認</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、業界団体として、衛星放送業界全体として自主的な実効性のある取組の在り方に係る検討を行うことは、視聴者・消費者への配慮という観点から、非常に重要であると考えます。</p>	無

	<p>定を念頭として、通販番組に係る審査基準について慎重に検討を行うと していることは妥当であると考えます。</p> <p>一方、視聴者・消費者への配慮の観点から、テレビショッピング特有の 課題があることを認識したうえで、視聴者・消費者対応に向けて、協会の 「放送基準」や「広告放送ガイドライン」の検証を行うとともに、協会と して、関係者との連携も視野に、衛星放送業界全体として自主的な実効性 のある取り組みの在り方について検討を行います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>		
207	<p>○ 本取りまとめ案における通販チャンネルの扱いにおける今後の方向性 につきまして、基本的に賛同させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社QVCサテライト】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
208	<p>○ この問題に関しては、周波数割り当てがひっ迫した際に改めて検討す ればよく、当分の間は検討対象から外してよいと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人33】</p>	<p>御意見については、今後検討を進めていく上での参考と させていただきます。</p>	無
衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ概要			
209	<p>○ 取りまとめ本文8ページ目・ii) 共同衛星に搭載する中継器数の6行目 に「左旋の中継器については、将来的な需要等により、次の新たな共同 衛星には放送用の中継器を搭載しない」と記載があるため、概要につい ても「新たな衛星」を「次の新たな衛星」に変更するよう要請します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>概要資料は、すべての項目について本案の記述内容を要 約して記載しており、また、左旋の中継器数については、 本案において「将来的な需要等により、次の新たな共同衛 星には放送用の中継器を搭載しない」としていることか ら、記述の趣旨は明らかであると考えます。</p>	無
その他			
210	<p>○ 放送メディアに不可欠なのは公共性で公共性とは偏りを極力減らすこ とでしょう</p> <p>今問題なのは放送局のスポンサーや株主が法の規定を越える形で外資が 多いことでスポンサーの意向に沿わないコンテンツ視聴率の取れないコン テンツがどんどん排除される中で公共性を著しく欠いた放送に成っている ことです</p> <p>偏りを減らすということは強い者や大きな声や大勢の声だけに耳を傾け るのではなく弱い者や小さな声や少数の意見をも汲み取ることでありそこ に正誤や善悪といった判断を持ち込むことこそが公共性を欠くことに繋が ります</p> <p>求められるべきは歴史的背景や事実関係であり個人的組織的意見は意見</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。</p>	無

	<p>として分ける必要があります 正誤善悪の判断をしようとするメディアこそ悪でしかないということをよく考えてください そんな放送しか出来ないのであれば無くなってもらって結構 今の日本のメディアは北朝鮮や中国と同等かそれ以下です 【個人1】</p>		
211	<p>○ ファイル容量が合計200MBほどあり、ページを開くのも困難である。ファイルの容量を減らすなど改善いただきたいです。 【個人3】</p>	<p>本案については、図表等が多いことから、ファイルの容量が大きくなっています。 御意見を踏まえて、取りまとめを公表する際には、より閲覧しやすい形で掲載するようにします。</p>	無
212	<p>○ テレビ曲に使わせている電波を全て返納させて、携帯会社に使わせるのどうか。 nhkを含めてテレビ局は偏向報道を繰り返しており、迷惑な取材、やらせなどに溢れています。そもそも多種多様な意見がある中、テレビで全ての意見をとりあげることは不可能だと思います。偏向報道しかできない以上、電波を返納させるのが筋でしょう。 さらに、テレビ曲を動画配信会社に変えてしまえばいいと思います。携帯会社のデータ通信を使えば、新規企業も参入し放題で、多種多様な意見を取り入れることができます。 楽天モバイルの使用できるプラチナバンドも非常に狭いのでちょうどいいんじゃないでしょうか。 【個人13】</p> <p>○ テレビが偏向報道を繰り返していて、それを総務省は是正させず、放置している。そこでテレビの電波を返納させて、携帯会社などに割り当ててればよいのではないか。 テレビは動画配信会社として映像を提供すればいいだけではないか？ 一つの映像コンテンツのために電波帯を独占させるのは非効率的であり、公正な競争を阻害していると思う。 ライブドアのテレビ局買収などで、嫌がらせや圧力があつたみたいだが、総務省は行政機関なので関係ない。公正な競争を実現してください。 【個人16】</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。</p>	無

	<p>○ 偏向報道をやめさせて。 衆議院議員選挙の当選速報において、不記載のあった議員に裏金という記載があった。立憲民主党や共産党の議員にも不記載の議員はいるし、前科者や外国から献金をもらってた議員までいる。偏向報道ではないか。総務省がいつも野放しにしているからいつまで経っても、なおらないのだ。 またこういう偏向報道は決まって政治思想的に左翼的で、左寄りだ。外国勢力に支配されている可能性が高い。外国人や帰化人の比率を0にしなければならぬのでないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p> <p>○ テレビは偏向報道を繰り返していますが、電波を停止させないのですか？過去にはtbsビデオ問題があり、tbsはオーム真理教の幹部に批判する弁護士のビデオを見せるなどをし、殺人を煽り、実際に殺人事件に発展させるなどをしました。この時も電波を停止させませんでした。 電波を停止させず、電波を私物化させるのはおかしいと思います。電波の停止がないから、偏向報道や殺人の誘導などやりたい放題です。なにか問題があれば電波停止を行ってください。今の偏向報道も電波停止に値すると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人18】</p> <p>○ 偏向報道や誤報などが要因でテレビ離れが止まりませんが、テレビの使用している電波帯を縮小させて携帯会社に使わせてはどうか。 この前も、中国企業のtemとShaneの会社名と商品をNHKが放送していた。明らかに宣伝だった。しかもtemとShaneは2社とも商品に発ガン物質が付着していたり、アプリに情報を抜き取るマルウェアを入れたりしていることは伝えていなかった。 偏向報道が酷すぎるのに何もしない総務省の姿勢がダメだと思った。</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>		
213	<p>○ 公共放送とNHKの二元体制は破綻している。 無意味なNHK延命策を即刻停止して価値の低い地上波放送を停波すべきである。</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、基幹放送は、放送の社会的な役割の実現を確実に果たすことを確保する枠組みに基づき行われるも</p>	無

	<p style="text-align: right;">【個人15】</p> <p>○ テレビ局に電波を返納させ、動画配信を通じて放送させてはどうか。 現在ではtverやHuluなどでテレビ番組を動画配信することが可能で、携帯の電波帯が不足している中で返納し再割り当てする必要があると思います。 そもそも比較的広い電波帯を限られたテレビ局に使用させるのは、独占禁止の観点で問題があると思います。 時代にあった行政運営を。</p> <p style="text-align: right;">【個人20】</p>	<p>のであり、その役割については、デジタル時代においても依然として重要であると考えています。</p>	
214	<p>○ 選挙の政見放送などでも現在ではネット放送などがなく何らかの用事でエリア外にいるものや見逃したもの、視覚、聴覚など障害があるもの、こういったものの場合うまく見ることができないといった事がある、これらもネット放送やYOUTUBE配信などできるようにしてほしい 私はアニメーションの研究をしているが古い放送アーカイブなどを研究者でも閲覧、視聴などが国会図書館なども含めないでアニメ、ドラマ、ニュース、ドキュメンタリー、クイズ、バラエティーなど多くの番組が視聴できるアーカイブ環境を残してほしい、これはテレビだけでなくラジオでも同様である ドラマやアニメーションでは全番組を一部の研究者では録画してスタッフロールなどの分析などをしてそれを研究分野の業界で利用しているがやはり撮りのがしなどが出てきてしまう、放送局ではデータであるスタッフロールなどのデジタルデータも権利でも入手が困難だったりしている また他の地域との比較などもできないでいる、これがメディア芸術のアニメーション分野では課題になっている、法整備ができれば簡単に解決できる問題も多い</p> <p style="text-align: right;">【個人19】</p> <p>○ デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）（案）についてコメントします。アニメと文化研究に関心を持つ研究者として、クレジットを含む放送コンテンツのアーカイブ化</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。</p>	無

は、日本の文化遺産を保存し、将来の世代がこの貴重な情報にアクセスできるようにする上で重要な側面であると考えています。以下に、強調したい重要なポイントをいくつか示します。

研究者のアーカイブへのアクセス：アニメ、ドラマ、ニュース、ドキュメンタリー、バラエティ番組など、さまざまな放送コンテンツに研究者や一般の人々がアクセスできる堅牢なアーカイブ システムを維持することが不可欠です。アーカイブへのアクセスは、国立国会図書館に限定されるべきではなく、研究を容易にするために複数の公共アーカイブを通じてサポートされるべきです。

アーカイブ組織との共同作業：アニメ特撮アーカイブ機構（ATAC）などの組織や、原口正弘などの研究者は、アニメ作品のクレジット情報の収集とアーカイブ化に多大な貢献をしてきました。このクレジット情報は、個々の貢献を理解するだけでなく、制作の背景やワークフローをマッピングするためにも重要です。これらの取り組みは、将来の放送システムで認識され、サポートされるべきです。

データ アクセスの課題：研究者は、利用可能なギャップと体系的なアーカイブの欠如により、クレジット情報へのアクセスに課題に直面しています。クレジット、スタッフ、スタジオ、制作の背景に関するデータにアクセスできるデジタル アーカイブの必要性は、詳細な学術研究をサポートするためにますます重要になっています。

知的財産および権利管理への貢献：クレジット データを保存するアーカイブの取り組みは、知的財産および権利管理の円滑な処理に重要な役割を果たします。古い作品では、原作者の特定が難しい場合が多いため、詳細なクレジット アーカイブを維持しておく、コンテンツの再利用や再公開の交渉に役立ち、適切な認識と権利帰属が保証されます。

文化および教育目的のサポート：クレジットや関連する制作の詳細を含むアーカイブされたコンテンツに簡単にアクセスできるようにすることで、放送アーカイブは文化保存だけでなく教育目的にも活用できます。放送アーカイブは、学者、業界の専門家、一般の人々が日本のメディア アートの歴史と発展について理解を深める機会を提供します。

デジタル アクセス可能性の将来の可能性：デジタル クレジット データベースは、メディア アート データベースなどのプラットフォームを介

	<p>して一般に公開する必要があります。信頼性が高く、広くアクセス可能なデジタル アーカイブは、現在の研究をサポートするだけでなく、日本のメディアの進化に関する包括的な理解を提供することで、将来のクリエイターやアナリストに力を与えます。</p> <p>結論として、放送アーカイブ システムを強化し、研究者や一般の人々がクレジット情報にアクセスしやすくすることを強くお勧めします。これらの取り組みは、デジタル時代における日本のメディア遺産の理解、保存、活用に大きく役立ちます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人22】</p>		
215	<p>○ テレビ、ラジオの放送は国民の考え方、世論を大きく動かすものなので、国民から見て本当に信頼できる事業者が担っているかどうか、常に国民の監視の対象としておくべきです。</p> <p>裁判官の認否を投票で決めているのと同様に、数年に一度、放送事業者についても投票で認否を決めるべきだと考えます。</p> <p>相応しくないという結果となった場合はただちに電波の使用権を停止すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人35】</p>	<p>放送行政に対する一つの見解として承ります。</p> <p>なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。</p>	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。